

令和2年度 県内市町村における住宅関連助成制度等一覧（R2.4.1現在）

※この一覧表がすべての内容を網羅できている訳ではございません。必ず各市町村担当課へお問い合わせの上、詳細等ご確認頂きますようお願い致します。  
また、助成区分は、その事業の代表的な区分で表示しているため、1つの事業で複数の区分が含まれている場合がございます。

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
1	耐震診断	水戸市	耐震診断士派遣事業	H19.4.1	旧耐震基準の木造住宅に対して、耐震診断を行う木造住宅耐震診断士を派遣する。	①市内に存する昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着手された一戸建ての木造住宅であること。 ②地上階数が2以下、延べ床面積30㎡以上であること。 ③在来工法又は枠組壁工法によって建築されたものであること。 ④対象住宅の所有者が市税を滞納していないこと。			自己負担金5千円	建築指導課	029-232-9210
2	耐震改修	水戸市	耐震改修補助金	H22.4.1	旧耐震基準の木造住宅に対して、耐震補強設計・工事の費用を助成する。	①市内に存する昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着手された一戸建ての木造住宅であって、耐震診断の結果、上部構造評定が1.0未満とされたものについて1.0以上とするための改修工事であること。 ②耐震改修工事に係る設計を茨城県木造住宅耐震診断士等が行ったものであること。 ③耐震改修工事を、市内に本店、支店、営業所等を有する建設業者が行うものであること。 ④対象住宅の所有者が市税を滞納していないこと。			耐震改修工事：50万円 （耐震改修工事費の23%） 耐震改修設計：10万円 （耐震改修設計費の1/2） ※併用する場合は上限50万円	建築指導課	029-232-9210
3	リフォーム	水戸市	水戸市安心住宅リフォーム支援補助金	H29.4.1	既存住宅ストックの活用による住環境の整備の向上及び地域経済の振興を図ることを目的に、リフォーム工事に係る費用の一部を助成	①昭和56年6月1日以降に市内に建てられた住宅又は耐震性を確保された住宅を所有する者 ②市内に本店を置く事業者に50万円以上のリフォーム工事を依頼する者 その他	●		10万円 （リフォーム事業費の10%、リフォームアドバイザー派遣費用の50%）	住宅政策課	029-232-9222
4	定住促進	水戸市	水戸市子育てまちなか住宅取得補助金	R2.4.1	子育て世帯の対象区域への定住化を促進することにより、まちなかのぎわいの創出及び地域コミュニティの維持・形成を図ることを目的に、住宅取得に係る費用の一部を助成	①令和2年4月1日以降に、対象区域に所在する住宅の取得に係る契約を締結したこと。 ②①の契約締結時点において同一世帯に中学生以下の者がいること。 ③自己及び対象児童が居住すること。 ④今後10年以上居住する意思があること。 その他			最大50万円（①～③の合計） ①住宅・土地取得費用の2%（最大30万円） ②3人目以降の対象児童の数×5万円 ③空き地、空き家・中古住宅を取得した場合 10万円	住宅政策課	029-232-9222
5	リフォーム（福祉）	水戸市	重度障害者住宅リフォーム助成事業	H10.2.2	心身に重度の障害のある方の日常生活を容易にするため、台所、浴室、便所、寝室、玄関などの改造に要する費用の一部を助成。	①下肢・体幹機能障害1級、2級（個別障害等級）の方 ②療育手帳○Aの方で、改造の必要が認められる方 （ただし、介護保険制度の「住宅改修」、障害者日常生活用具給付事業の「居宅生活動作補助用具」の給付対象となる場合は、本制度を併用することはできない）			改造費用の9/10 （上限額が30万円なため、最大27万円）	障害福祉課	029-232-9173
6	リフォーム（福祉）	水戸市	介護予防住宅改善事業	H15.4.1	要介護状態になることの予防と高齢者の自立した生活を支援するため、住宅の改善に要する費用の一部を助成。	65歳以上の要介護及び要支援の認定を受けていない自立者で、高齢者支援センターの改善に関するプランにより住宅改善が必要とされた者			9万円（費用の90%を助成）	高齢福祉課	029-232-9174
7	リフォーム（福祉）	水戸市	介護保険給付住宅改修	H12.4.1	介護保険の認定を受けた者が、保険給付の対象となっている項目の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を保険給付する。	①介護保険の認定を受けている者 ②保険給付の対象項目となっている改修であること			18万円	介護保険課	029-232-9177
8	太陽光	水戸市	住宅用太陽光発電システム設置補助	H14.4.1	新エネルギーを推進し、地球温暖化防止に寄与することを目的として、住宅用太陽光発電システムを設置する費用の一部を補助	①市内に居住するまたは居住する予定のある者 ②水戸市に収めるべき税を全て収めている者 ③設置する太陽電池モジュールが10kW未満であること ④未使用の住宅用太陽光発電システムであること その他			1kW当たり1万円、上限3万円	環境保全課	029-232-9154
9	下水道接続	水戸市	水戸市水洗化改造資金利子補給事業	S49.4.1	下水道処理区域内のトイレの水洗化工事を推進するため	①供用開始後3年以内に改造工事（くみ取り、浄化槽からの切替工事）をしようとする方 ②自己居住用住宅を所有されている方又は借家人で住宅の所有者の同意を得た方 ③下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していない方 ④連帯保証人（戸外）を立てる事が出来る方 ※ただし、アパート、飲食店等営業目的の建物、官舎、社宅等の水洗化には適用されません。			工事を行うために受けた融資に係る利子に相当する金額 ※融資額は48万円までを限度とする	下水道管理課	029-232-9221
10	合併浄化槽	水戸市	浄化槽設置補助制度	S63.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置費用の一部を補助する。	①公共下水道処理区域、農業集落排水処理施設の処理区域等を除く区域に浄化槽を設置すること。 ②設置工事着手前であること。 ③申請年度内に設置を完了すること。 その他			98,000円～1,049,000円 （設置する場所や浄化槽の種類等による）	衛生事業課	029-232-9160
11	生垣	水戸市	水戸市生垣設置奨励補助金	H3.4.1	歩行者の安全を確保し、緑豊かな住みよい街づくりを推進するため、新たな生垣等の設置に係る費用の助成	①水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国又は公共団体の設置するものを除く） ②公共用道路に面するもので、その延長が5m以上であるもの（道路の幅員が4m未満の場合は、その中心線から2m以上後退させて設置するものに限る） ③樹木の高さがおおむね1m以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの ④ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね60cm以下であるもの その他			生垣設置及び塀等撤去に要する費用の2分の1の額で各上限有り 生垣設置：15万円。ただし1mあたり5千円を限度とする。 塀等撤去：9万円。ただし1mあたり3千円を限度とする。	公園緑地課	029-232-9214
12	生ゴミ	水戸市	水戸市生ごみ処理機器購入費補助金	H12.4.1	家庭から排出される生ごみ等の減量を図るため、生ごみ処理機器の購入に要する費用の一部を補助	対象となる者は次の要件を満たす者で、生ごみ処理機器を購入し、設置するもの。 ①市内に住所を有し、かつ、居住していること。 ②市税を滞納していないこと。 その他			容器：3,000円/器 処理機：20,000円/基 （それぞれ購入に要する費用の2分の1の額。100円未満の端数は切り捨てる。） ※5年間で1世帯につき容器：2器、処理機：1基が交付対象。	ごみ減量課	029-232-9114
13	勤労者	水戸市	中小企業勤労者（未組織勤労者）支援制度	S52.5.10	未組織勤労者が中央労働金庫から受けた住宅資金融資の支払い利子の1%に相当する額を、3年間にわたって交付。また、保証料を全額交付	①労働組合が組織されていない中小企業又は中小企業団体等に勤務する勤労者であること。 ②市税の滞納がないこと。 ③助成対象融資に関して返済の遅延がないこと。			保証料…全額。ただし借入額が1500万円を超えるときは、1500万円に保証料率を乗じた額 利子補給…借入額又は1500万円のいずれか低い額に対し年1%（融資の利子が年1%に満たないときは当該利子）に相当する額	商工課	029-232-9185
14	その他	水戸市	雨水貯留施設等設置補助制度	H21.4.1	雨水の有効利用及び地下浸透による地下水のかん養を促進し、良好な水環境を創造するための施設を設置する費用の一部を補助	①市内に居住するまたは居住する予定のある者 ②水戸市に収めるべき税を全て収めている者 ③設置工事前に申請書一式を提出すること ④年度内に設置を完了し、実績報告を提出、受理されること その他			雨水貯留施設等の設置に要する消費税を除く経費の2分の1の額で各上限有り 雨水貯留施設 3万円 雨水浸透施設 3万円 浄化槽貯留施設 5万円	環境保全課	029-232-9154
15	ブロック塀	水戸市	危険ブロック塀等撤去補助制度	R1.8.21	倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって通学路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあるブロック塀等の撤去費用の一部を補助	①本市の区域内に存すること。 ②道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。 ③販売を目的とする土地に存するものでないこと。 ④建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。 ⑤既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。 ⑥撤去工事を、市内に本店、支店、営業所等を有する建設業者又は解体工事業業者が行うものであること。			撤去工事費の2/3または撤去延長(m)×14,000円の2/3のいずれか低い額（上限10万円）	建築指導課	029-232-9210
16	耐震改修	日立市	日立市安全・安心・住まいる助成事業	H18.4.1	市民が安全で、安心な住まいづくりを実現するために、個人住宅の耐震・浸水・防犯それぞれの対策に係る改修を行う場合、その経費の一部を助成する。	【耐震】 1 既存木造住宅であること 2 建築物の延べ面積が30㎡以上であること 【浸水】 1 床面積の合計が10㎡以上の住宅 2 住宅かさ上げ工事にあつては、過去に床上浸水被害を受けたこと 【防犯】 1 市内に存する住宅を所有し、又は賃借し、自己若しくは賃借人の居住の用に供するために防犯対策工事を行う者 などそれぞれ条件がほかにもあります。	●		【耐震】 30万円 【浸水】 300万円 【防犯】 5万円	都市政策課住政策推進室	0294-22-3111 （内線436）

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
17	若者・子育て	日立市	ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業	H27. 10. 1	子育て世帯の市内への転入及び定住の促進並びに空き家等の発生抑制及び活用の促進を図るため、市内に住宅を取得等する者に対し助成する。	1 申請日又は契約日時時点で、義務教育修了前の子を養育していること。 2 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。 3 住宅取得等に関する工事請負契約又は不動産売買契約を書面で締結していること。 4 助成請求日までに建物の所有権保存（移転）登記を完了し、住民登録をすること。 その他			51.5万円	都市政策課住政策推進室	0294-22-3111 (内線436)
18	復興支援 (利子補給)	日立市	日立市被災住宅復興支援利子補給事業	H24. 7. 1	東日本大震災により被害を受けた住宅の復旧、再建等に関する資金の借入れに係る利子の一部を補給する制度	①自己（又は親族）が所有する市内にある住宅が、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」のいずれかのり災証明を受けており、震災発生時に自己（又は親族）がその住宅に居住していた方（被災住宅を解体し、被災者生活再建支援金を支給された方は除く。）又は、震災発生時に居住していた市内にある住宅の土地に被害を受けた方 ②被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入、宅地の復旧工事のいずれかを市内で行う方 ③被災住宅の補修等の資金（住宅復興資金）を平成23年3月1日から令和2年3月31日までに銀行などの金融機関（消費者金融は除く。）で借り入れた方 ④市内に住所を有し、市税を滞納していない(過年度も含む)方			融資限度額の1%を上限とする。 <融資限度額> ①住宅復旧（補修・建設・購入）640万円 ②宅地復旧 390万円 ③住宅復旧+宅地復旧 1,030万円	社会福祉課	0294-22-3111 (内線391)
19	太陽光	日立市	令和2年度日立市新エネルギー機器普及促進事業補助金	H21. 4. 1	新エネルギーの導入を促進するため、住宅用の太陽光発電システムを設置する者に対し、設置経費の一部を補助する。	①市内において、自ら居住する住宅又は居住しようとする住宅に新たに機器を設置するかた、又は機器が設置された住宅を購入するかた ②市の補助金の交付が決定してから設置工事に着手するかた（建売の場合は引き渡し） ③電力会社と電力供給契約を締結するかた その他			1kWあたり10,000円（上限3万円）	環境政策課	0294-22-3111 (297)
20	マイホーム発電	日立市	令和2年度日立市新エネルギー機器普及促進事業補助金	H29. 10. 1	新エネルギーの導入を促進するため、家庭用燃料電池（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する者に対し、設置経費の一部を補助する。	①市内において、自ら居住する住宅又は居住しようとする住宅に新たに機器を設置するかた、又は機器が設置された住宅を購入するかた ②市の補助金の交付が決定してから設置工事に着手するかた（建売の場合は引き渡し） その他			家庭用燃料電池（エネファーム）1基あたり 100,000円 （1世帯につき1基） 定置用リチウムイオン蓄電システム1基あたり50,000円 （1世帯につき1基）	環境政策課	0294-22-3111 (297)
21	合併浄化槽	日立市	日立市合併処理浄化槽設置補助金	H7. 4. 1	個人の住宅に係る合併処理浄化槽の設置費用の助成及び、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独浄化槽の撤去費用と宅内配管工事に係る費用の助成。	【補助対象者】 以下の①～④の区域を除く市の区域内において、個人の住宅に係る合併処理浄化槽を設置する者 ① 公共下水道事業認可区域 ② 特定環境保全公共下水道事業計画区域 ③ 合併処理浄化槽による集合処理区域 ④ 工業団地の区域 【補助対象外】 以下①～④のいずれかに該当する者 ①浄化槽法第5条第1項の届出をしない者 ②建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定によるその確認の申請書を提出しない者（当該合併処理浄化槽の設置について建築主事の確認を必要とする場合に限り。） ③販売又は貸付けを目的として、合併処理浄化槽を備えた住宅を建設する者 ④土地又は住宅等（以下「土地等」という。）の賃借人である場合であって、当該土地等の賃貸人の承諾を得ていない者			5人槽：33.2万円 7人槽：41.4万円 10人槽：54.8万円 単独処理浄化槽撤去：9万円 宅内配管工事：30万円	環境衛生課	0294-22-3111 (内線)542,543
22	その他	日立市	雨水貯留槽設置補助金	H15. 12. 9	河川や排水路への雨水の流入を抑制し、浸水被害の防止を図るとともに、雨水の有効活用を奨励するため、雨水貯留槽を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。	1. 市長の認定を受けた雨水貯留槽を市内に設置する者とする。 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助しない。 ①国又は地方公共団体が所有する施設に設置するとき。 ②国又は地方公共団体が出資している法人が所有する施設に設置するとき。 ③その他市長が適当でないとき。			1. 市の認定を受けた貯留槽を設置した場合（3万円） 2. 上記のうち、市内の中小企業が開発、製造した貯留槽を設置した場合（4万円）	都市整備課	0294-22-3111 (内線266)
23	生ゴミ	日立市	生ごみ処理機設置費助成	H3. 7. 1	生ごみ処理機を購入し、市内に設置した市民に対して購入費用の一部を補助（補助金は、生ごみ処理機の種類によって異なる。）する。 ※当該補助は、事業者へは行わない。	1 電動生ごみ処理機 購入額（消費税を除く）の1/2 上限20,000円 2 コンポスター、密閉式生ごみ処理器 購入額（消費税を除く）の2/3 上限3,000円			2万円	環境衛生課	0294-22-3111（内線569）
24	リフォーム（福祉）	日立市	日立市介護予防住宅改修助成事業	H18. 4. 1	高齢者の介護予防の推進を図るため、段差解消等の住宅の改造に要する費用の一部を助成する。	【対象者】 本市に住所を有する者で、地域包括支援センターによって、介護予防住宅改修の必要性が認められた者 【対象工事】 (1) 対象者の通行を円滑にするために行う玄関、廊下、屋内各室の出入口等の改造 (2) 対象者の使用を容易にするために行う居室、浴室、便所、洗面所等の改造 その他			介護保険給付利用者負担割合が1割の者にあつては18万円 介護保険給付利用者負担割合が2割の者にあつては16万円 介護保険給付利用者負担割合が3割の者にあつては14万円	高齢福祉課	0294-22-3111 (内線228)
25	若者・子育て	日立市	日立市山側住宅団地住み替え促進事業	R1. 7. 1	高齢化が進んでいる山側住宅団地のコミュニティ、団地活力の維持等を図るため、山側住宅団地において戸建住宅を取得又は賃貸した子育て・若年世帯に対し助成する。	1 申請日又は契約日時時点で、子育て世帯又は若年夫婦世帯（夫婦のどちらかが40歳以下）であること。 2 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。 3 戸建住宅取得等に関する工事請負契約、不動産売買契約又は不動産賃貸借契約を書面で締結していること。 その他			101.5万円	都市政策課住政策推進室	0294-22-3111 (内線436)
26	若者・子育て	日立市	結婚新生活支援事業	H28. 4. 1	新たに婚姻され、日立市で新生活を送ることにした世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成	①婚姻日が令和2年1月1日から翌年3月31日であること。 ②婚姻日の夫婦それぞれの年齢が34歳以下であること。（婚姻後に転入した場合は、転入日の年齢が34歳以下であること。） ③申請時に夫婦ともに日立市内の新居に住民登録をしていること。 ④市税等の滞納をしていないこと。 ⑤平成31年1月1日から12月31日（令和2年1月から5月に婚姻した場合は、平成30年1月1日から12月31日）の夫婦のそれぞれの所得を合算した金額が340万円未満であること。 ⑥過去に当該制度の助成を受けていないこと。（他市区町村での助成を含みます。）			住居費と引越費用を合わせた額を対象に、1世帯当たり35万円を上限とする。 （補助対象となる費用：結婚を機として入居した物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合、対象となる賃料から住宅手当額を差し引いた金額を補助。）	子育て支援課	0294-22-3111 (内線338)
27	空き家	日立市	日立市空き家解体補助金	R1. 7. 1	危険な空き家の除却を促進するとともに、跡地の利活用促進を図るため、空き家を解体する所有者等に対し、当該解体に要する経費の一部を補助する。	1 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 空き家を解体して跡地を売却すること イ 空き家を取得して解体すること ウ 空き家を解体して跡地を公共的利用に供すること 2 1年以上居住の用に供されていない戸建住宅であること。 3 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の建物であること。 その他	●		30万円	都市政策課住政策推進室	0294-22-3111 (内線436)
28	空き家	日立市	日立市空き家利活用リフォーム補助金	R1. 7. 1	空き家の有効活用及び地域の活性化を図るため、空き家をリフォームする所有者等に対し、当該リフォームに要する経費の一部を補助する。	1 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 空き家をリフォーム後に売却又は賃貸すること イ 空き家を購入又は賃借後にリフォームすること ウ 地域の活性化のために「まちづくりの活動拠点」として活用すること 2 1年以上居住の用に供されていない戸建住宅であること。 3 新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築）の建物であること。 その他	●		30万円	都市政策課住政策推進室	0294-22-3111 (内線436)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
29	ブロック塀	日立市	危険ブロック塀等改善事業補助制度	R2.6.1	地震発生時におけるブロック塀等の安全性を確保するとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、危険なブロック塀等の除却工事及び軽量フェンス・生垣の設置工事に要する費用の一部を補助する。	1 小中学校通学路及び緊急輸送道路に面し、次の全ての要件を満たすブロック塀等 (1) 補強コンクリートブロック造又は組積造等のもの (2) 道路面からの高さが60cmを超えるもの (3) 市の事前調査により、倒壊等の危険性があると判断されたもの 2 補助対象者の要件 (1) 危険ブロック塀等の所有者又は管理者 (2) 不適格者 ア 市税を滞納している者 イ 土地又は建物の販売を目的にしている者 ウ 暴力団員と認められる者 等 3 補助対象事業は、市内に本店、支店若しくは営業所等を有する建設業者又は解体工事業者が行うものであること。	●		次の工事費の合計額で、限度額は20万円 1 危険ブロック塀等の除却工事 次のいずれか低い額 (1) 塀の除却工事費×2/3 (2) 全部除却する場合：塀の長さ×10,000円/m 一部除却する場合：塀の長さ×7,000円/m 2 除却工事後に行う軽量フェンスの設置工事 次のいずれか少ない額 (1) 軽量フェンスの設置工事費×2/3 (2) 軽量フェンスの長さ×10,000円/m 3 除却工事後に行う生垣の設置工事 次のいずれか少ない額 (1) 生垣の設置工事費×2/3 (2) 生垣の長さ×8,000円/m	建築指導課	029-22-3111 (内線767)
30	耐震診断	土浦市	土浦市木造住宅耐震診断士派遣事業	H17.4.1	地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図るために、木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を実施する。	①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての木造住宅で、階数が2階以下 ②併用住宅は、延床面積の半分以上が住宅の用に供されている。 ③枠組壁工法、丸太組工法または大臣など特別の認定を受けた工法でない。 ④過去にこの制度の耐震診断を受けていないもの			無料	建築指導課	029-826-1111 (2488)
31	耐震改修	土浦市	土浦市木造住宅耐震改修促進事業	H21.4.1	地震発生時における既存木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全な街づくりを目指すため、耐震性能を強化する必要がある木造住宅に係る耐震改修工事費の助成	①土浦市耐震計画作成費補助を受けた住宅 ②改修により上部構造評点が0.3以上上昇し、かつ1.0以上となる住宅	●		工事に要した費用の1/3(30万円を上限とする)	建築指導課	029-826-1111 (2488)
32	リフォーム	土浦市	住宅リフォーム助成事業	H26.4.21	市内の施工業者を利用して個人住宅等のリフォーム工事について助成する	所有する住宅で市内に住所を有する、滞納がないこと 等	●		10万円	住宅営繕課	029-826-1111 (2421)
33	リフォーム(福祉)	土浦市	土浦市重度障害者住宅リフォーム費用助成	H7.4.1	重度障害者が居住する住宅をその障害者に適応するように改造するための工事に要する費用の一部を助成	①身体障害者手帳の交付を受けている者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢障害者(児)又は体幹機能障害者(児) ②療育手帳の交付を受けている者で、その総合判定が(A)の知的障害者(児) ③その他			リフォームに要する費用の4分の3の額とし、41万2000円を限度とする。	障害福祉課	029-826-1111 (内線:2454)
34	復興支援(利子補給)	土浦市	土浦市住宅等災害復旧資金利子補給金事業	H21.10.8	災害復旧の円滑化を図るため、災害によって住宅等の全部又は一部に被害を受けた方が指定の金融機関から資金を借り受けた場合において、住宅等災害復旧資金に係る利子の全部又は一部に相当する額の助成。新規受付は終了。	①市内に住民登録し、かつ市内に居住し、住宅のり災証明書等の交付を受けられる方 ②被災者またはその世帯員が金融機関から住宅等災害復旧に係る資金を借り受けている方			①住宅復旧のみを行う場合 640万円 ②住宅復旧及び宅地復旧を行う場合 1,030万円(宅地復旧に係る利子補給対象借入金の限度額は、390万円) ③宅地復旧のみを行う場合 640万円	建築指導課	029-826-1111 (2488)
35	マイホーム発電	土浦市	土浦市住宅用環境配慮型設備導入事業費補助金	H22.4.1	地球環境の保全を目的として、環境に配慮した家庭用燃料電池や定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に係る費用の助成。	①市内の自らが居住する住宅に補助対象設備をこれから設置する方。または自らが居住するために市内に補助対象設備付建売住宅をこれから購入する方。 ②市町村税を滞納していない方。 ③年度内にすべての手続きを完了することができる方。 ④補助対象設備について、過去に土浦市の補助金を受けたことがない方。			5万円/基	環境保全課	029-826-1111 (内線2012)
36	下水道接続	土浦市	公共下水道接続工事費補助金交付事業	H20.10.1	汲み取り便所又は浄化槽を廃止し、公共下水道へ接続する際にかかる費用の助成(供用開始4年目以降も対象)	①法人その他の団体でないこと ②公共下水道事業受益者負担金を滞納していないこと ③市税を滞納していないこと ④土浦市水洗便所改造資金融資あつ旋及び助成規則の規定による融資あつ旋及び融資額に対する利子相当額の助成を受けていないこと ⑤(補助金額の上限を35万円とする場合)申請者と生計を一にする配偶者その他の親族の課税対象所得の額の合計が334万円以下であって65歳以上または18歳未満方がいる世帯であること			補助対象工事に要した費用の1/2、1,000円未満切捨て(4万円) なお、要件⑤を満たす場合は補助対象工事に要した費用の全額、1,000円未満切捨て(35万円)	下水道課	029-826-1111 (2386)
37	その他	土浦市	雨水貯留施設設置補助金交付制度	H26.4.1	市内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅(住居以外の用途を兼ねるものを含む。)の敷地に雨水貯留施設を設置する費用の補助	①市税及び上下水道料金を滞納していない者 ②展示又は販売のために住宅を建築する者でないこと ③この要件による補助金を5年以内に受けたことのある者及びその者と同一の世帯に属する者でないこと			補助対象工事に要した費用の1/2、1000円未満切捨て(3万円)	下水道課	029-826-1111 (2386)
38	合併浄化槽	土浦市	高度処理型浄化槽設置事業費補助金	S62.11.12	公共下水道認可区域外及び農業集落排水事業区域外の地域を対象に高度処理型浄化槽設置費用の補助。	①公共下水道事業認可区域(当該申請年度内に公共下水道事業認可区域に変更される見込みのある場合を含む。以下同じ。)及び農業集落排水事業計画区域の区域以外の地域 ②公共下水道の整備が当分の間(おおむね7年以上をいう。以下同じ。)見込まれない公共下水道事業認可区域内の地域 ③農業集落排水施設の整備(施設の改築を含む。)が当分の間見込まれない農業集落排水事業計画区域内の地域 その他			最大205万4000円 (人種・種類により異なる)	環境衛生課	029-826-1111 (2407)
39	生ゴミ	土浦市	生ごみ処理機設置費助成事業	H14.4.1	生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入するものに対し、補助金を交付するもの。	①市内に住所を有していること。 ②生ごみ処理容器等で生ごみをたい肥化したものを自家処理できること。 ③この補助金の交付を5年以内に受けていないこと。 その他			(1)コンポスト容器：4千円/基(2基/世帯) (2)電気式生ごみ処理機：2万円/基(1基/世帯) (3)EMiほかし容器：4千円/基(2基/世帯)	環境衛生課	029-826-1111 (内線)2445
40	生垣	土浦市	土浦市生垣設置奨励補助金交付事業	H5.7.1	市内の居住を目的とした建物の敷地内に、新たに生垣の設置、又は、既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造する等、生垣設置に係る費用の助成	①市内の居住を目的とした建物の敷地に設置されるもの ②道路に面するもので総延長が5m以上であるもの ③樹木の高さが概ね60cm以上で、延長1mにつき2本以上植栽されるもの ④国もしくは地方公共団体の所有、または管理に属しない土地に設置されるもの その他			設置に要する経費(既存ブロック塀等の撤去を伴う場合は、その経費を含む。)の2分の1とし、その限度額は、15万円とする。ただし、延長1メートル当たりの補助金の額は、5千円を限度とする。	公園街路課	029-826-1111 (内線2423)
41	定住促進	土浦市	土浦市まちなか住宅建替え・購入借入金補助	H26.10.1	中心市街地区域内の住宅建替え又は住宅購入をする目的で金融機関等から借り入れをする世帯のうち、新婚世帯または子育て世帯に対して行う助成	①新築・建替え・購入のいずれかであること ②一戸建て住宅または分譲型共同住宅(中古住宅を含む) ③借入金の返済期間が10年以上 ④土浦市外から中心市街地区域内への住み替え ⑤新婚世帯または子育て世帯であること その他			50万円	都市計画課	029-826-1111 (2266)
42	定住促進	土浦市	土浦市まちなか賃貸住宅家賃補助	H26.10.1	中心市街地区域内の民間賃貸住宅に住み替える世帯のうち、新婚世帯または子育て世帯に対して家賃の一部を助成	①土浦市外から中心市街地区域内への住み替え ②新婚世帯または子育て世帯であること その他			2万円/月 (最大3年)	都市計画課	029-826-1111 (2266)
43	勤労者	土浦市	土浦市中小企業労働者共済会利子補給金	S54.4.1	中小企業に働く勤労者の経済的地位の向上と福祉の増進を図ることを目的とした、利子の一部の補給	①市内に1年以上居住していること ②現在の勤め先に1年以上継続勤務していること ③前年の年収(税込)が150万円以上の方 ④市県民税を納付していること その他			利子補給率3%を上限に3年間補助	商工観光課	029-826-1111 (内線2704)
44	ブロック塀	土浦市	危険ブロック塀等撤去補助制度	R2.4.1	倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって避難路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあるブロック塀等の撤去費用の一部を補助	①本市の区域内に存すること。 ②道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。 ③販売を目的とする土地に存するものでないこと。 ④建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。 ⑤既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。 ⑥撤去工事を、市内に本店、支店、営業所等を有する建設業者又は解体工事業者が行うものであること。	●		撤去工事費の2/3または撤去延長(m)×10,000円の2/3のいずれか低い額(上限10万円)	建築指導課	029-826-1111 (内線2488)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
45	リフォーム(福祉)	古河市	古河市重度障害児(者)住宅リフォーム助成事業	H17.9.12	重度障害児(者)の居住する住宅又はその設備の改善に要する経費の一部を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。	①下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害個別等級2級以上の方又は療育手帳○Aの方 ②前年の所得税課税額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方			35万円を上限の基準額とし、その3/4を公費負担	障がい福祉課	0280-92-4919 (内線137)
46	生ゴミ	古河市	生ごみ処理機器購入費補助金	H17.9.12	家庭の生ごみを堆肥化、減量化するための電気式生ごみ処理機器、コンポスト容器、EMサポート容器を購入する場合、購入費の一部を補助	①市内に住所を有し、居住し、家庭内のごみ処理を行う方 ②機械的な処理機器については1世帯1基で、過去5年間補助を受けていない方 ③非機械的な処理機器については1世帯2基までとし、過去3年間補助を受けていない方 ④当該年度内に購入し、年度内に申請する方			購入額の1/2 機械式…20,000円/1基 非機械式…3,000円/1基 ※機械式は1基まで、非機械式は2基まで補助対象	環境課	0280-76-1511 (内線2247)
47	合併浄化槽	古河市	古河市浄化槽設置費補助金	H18.4.1	浄化槽の設置に係る費用の補助。また、既存単独処理浄化槽を撤去を伴う場合は、それに係る費用の補助(加算)	①下水道法の規定による公共下水道の認可を受けた区域及び農業集落排水事業の採択された区域を除く市の全域において、専用住宅に処理対象人員が10人以下の浄化槽を設置する者 ②販売目的で、浄化槽付き住宅等を建築する者でないこと ③既存単独処理浄化槽の撤去に係る費用の補助対象は、建築確認を伴わない浄化槽の設置替え等であること ④汚水処理未普及人口解消につながるもの			5人槽…294,000円 7人槽…342,000円 10人槽…459,000円 単独処理浄化槽撤去補助…90,000円	環境課	0280-76-1511 (2252、2253)
48	マイホーム発電	古河市	古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業	H29.10.1	水素社会の実現に向けた取り組みとして、家庭用燃料電池等の普及促進を図ることを目的に、対象となる設備を購入する市民に対して補助金を交付する。	①市内に住所を有する者、又は市内において住宅を建築し、購入し、若しくは賃貸する者であって、住宅の引渡しを受けた日から起算して30日以内に、当該住宅の所在地を住所として転入を予定しているものであること。 ②市町村民税を滞納していないこと。 ③補助金の交付を申請する年度内に、自ら居住若しくは居住を予定している住宅に補助対象設備を設置すること又は補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために建築若しくは購入すること。 ④補助対象者が住宅の所有者でない場合は全ての所有者の同意があり、補助対象者のほかに共有者がいる場合は全ての共有者の同意があること。 ⑤補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属する者が、過去に市から同様の補助金の交付を受けていないこと。			50,000円/1基	環境課	0280-76-1511 (内線2244)
49	若者・子育て	古河市	古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業	H27.4.1	H24.1.1以降に本人または配偶者が定住することを目的に転入し、住宅を取得した世帯に対し、奨励金を交付する。	①H24.1.1以降に本人または配偶者が本市に転入 ②H27.1.1以降に住宅を取得 ③39歳以下の世帯又は15歳以下の子を養育する世帯 ④5年以上古河市に定住すること			150万円	シティプロモーション課	0280-92-3111 (内線2231)
50	三世代同居・近居	古河市	古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業	H28.10.1	市内在住者で、別に居住していた親世帯と、相互に協力し、援助するために同居することを目的に、住宅を取得等する夫婦に対し、奨励金を交付する。	①H28.1.1以降に夫婦(子世帯)が主たる契約者の住宅を取得 ②取得物件が、市内業者による施工であること ③39歳以下の世帯又は15歳以下の子を養育する世帯			140万円	シティプロモーション課	0280-92-3111 (内線2231)
51	若者・子育て	古河市	【フラット35】金利優遇措置	H30.4.1	※定住促進奨励事業に該当する世帯であって、下記の要件を満たす方(転入奨励金該当世帯) ①申請者又はその配偶者が古河市外から転入すること。(再転入の場合は、古河市を転出してから1年以上経過していること) (二世帯同居等支援奨励金該当世帯) ①申請者とその親世帯が新たに同居・近居すること。(1年以上別に居住していること) ②住宅取得日において、15歳以上の子がいること。 ③住宅の床面積が50㎡以上であること。(※近居の場合のみ対象)			当初5年間は金利年0.5%引下げ、6～10年目は金利年0.25%引下げ	シティプロモーション課	0280-92-3111 (内線2231)	
52	三世代同居・近居	古河市	【フラット35】金利優遇措置	H30.4.1	※定住促進奨励事業に該当する世帯であって、下記の要件を満たす方(転入奨励金該当世帯) ①申請者又はその配偶者が古河市外から転入すること。(再転入の場合は、古河市を転出してから1年以上経過していること) (二世帯同居等支援奨励金該当世帯) ①申請者とその親世帯が新たに同居・近居すること。(1年以上別に居住していること) ②住宅取得日において、15歳以上の子がいること。 ③住宅の床面積が50㎡以上であること。(※近居の場合のみ対象)			当初5年間は金利年0.5%引下げ、6～10年目は金利年0.25%引下げ	シティプロモーション課	0280-92-3111 (内線2231)	
53	下水道接続	古河市	排水設備補助金	H17.4.1	汲み取り便所(浄化槽による水洗便所含む)を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う排水管、排水ます工事等に必要資金の一部を補助する。	①供用開始から3年以内 ②自己用住宅は3万円 ③貸家・店舗等は1件1万円まで限度額10万円			10万円	下水道課	0280-76-1511 (内線2351)
54	勤労者	古河市	古河市中小企業勤労者信用保証料補給金交付	H17.9.12	勤労者等住宅資金に関する助成制度(中小企業労働者共済会の会員の方を対象に、中央労働金庫の住宅ローンについて保証料の補給をする制度)	①1年以上継続勤務しており、労働組合がないか組合員でない中小企業勤労者が古河市在住1年以上の成人であること。 ②前年収入が150万円以上で市県民税を完納していること。			中央労働金庫住宅ローン3000万円以内、期間30年以内の保証料：補給対象額1500万まで。対象期間は5年上限。保証料率年0.16%	商工政策課	0280-22-5111 (内線2405)
55	耐震診断	古河市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H17.11.30	市内に存する木造住宅の所有者からの申請に基づいて耐震診断士を派遣することにより、市民の耐震に対する知識の普及及び向上を図る。	①市内に一戸建て木造住宅を所有する者。 ②市内に存在する一戸建て木造住宅。 ③昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの。 ④階数が2以下、延べ面積が30㎡以上のもの。 ⑤過去にこの事業に基づく耐震診断を受けていないこと。			無料	建築指導課	0280-76-1511 (内線2155)
56	耐震診断	古河市	木造住宅耐震改修訪問相談事業	H24.8.2	自己が所有し、及び居住する木造戸建て住宅の耐震改修を実施しようとする者に対し、個別訪問相談を実施することについて必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震改修に関する知識の普及及び実施の促進を図る。	①古河市の実施した耐震診断を受けた人。 ②市の実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたもの。 ③所有者が当該住宅に居住するもの。 ④耐震改修を実施していないもの。 その他			無料	建築指導課	0280-76-1511 (内線2155)
57	耐震改修	古河市	木造住宅耐震改修補助金交付事業	H25.4.1	木造住宅の耐震改修工事等を行うものに対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定め補助金を交付するものとする。	①市内に住所を有する者。 ②一般診断における上部構造評点に判定値が1.0未満であった戸建て住宅。 ③当該補強設計により上部構造評点の判定値が1.0未満から1.0以上へと向上すると判定されている耐震改修工事。 ④耐震改修を実施していないもの。 ⑤補助金の交付を受けたことがないもの。 ⑥耐震改修工事等が補助金の交付申請した年度の3月15日までに完了するもの。			耐震改修工事費に30/100を乗じて得た額(100万円限度) 補強設計等に要した費用に30/100を乗じて得た額(10万円限度)	建築指導課	0280-76-1511 (内線2155)
58	狭あい	古河市	古河市みなし道路拡幅整備促進事業	H25.4.1	建築基準法第42条第2項の規定による幅員4m未満の道を幅員4mの道路にする拡幅整備を促進することにより、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを目的し、道路後退用地の寄附を前提として、分筆測量費用及び後退用地にある既存塀の撤去費用の一部補助を行う。	①建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる古河市道に接する敷地で、道路後退部分を古河市に寄附していただける方。 ②原則として、道路後退用地の土地所有者。			・測量、分筆登記等に要した費用(20万円を限度) ・既存塀等の撤去費用(20mを限度) トタン塀、板塀、フェンス等 5,000円/m 生垣等 6,000円/m ブロック塀、鉄筋コンクリート塀、石塀 7,000円/m ・道路後退に併せて、すみ切(一辺が2m×2m以上)を寄附していただく場合のすみ切奨励金 市街化区域 1箇所 30,000円 市街化調整区域 1箇所 10,000円	建築指導課	0280-76-1511 (内線2156)
59	耐震診断	石岡市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H18.4.1	市内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとする場合に、耐震診断士を派遣し、耐震診断に係る費用の補助を行う。	①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法第6条第1項各号に該当しなかった場合は、この限りでない。 ③戸建住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半数でないもの) ④地上階数が2以下のもの ⑤建築物の延べ面積が30㎡以上のもの その他			診断士派遣費用から、自己負担2,000円を差し引いた額	建築住宅指導課	0299-23-1111 (内線 7348)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
60	耐震改修	石岡市	木造住宅耐震改修費助成事業	H18.4.1	耐震診断を実施し、耐震補強計画及び工事を実施する費用の一部を補助する。	①石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業により、耐震診断を受けた建築物であって、上部構造評点が1.0未満であるもの。 ②耐震改修工事により、上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となる住宅であること。 ③申請年度における募集期間中に適正に申請手続きを行い、当該年度の1月末日までに工事が完了するものであること。 ④補助対象建築物を所有し、自己の居住の用に供するために耐震改修計画又は耐震改修工事を行う者 ⑤石岡市内に登録のある耐震診断士が行う耐震改修計画及び石岡市に本社又は本店を有する事業者と工事請負契約を締結して耐震改修工事を行う者 その他	●		耐震改修計画に要する費用 10万円 耐震改修工事に要する費用 50万円から耐震改修計画に要した補助金額を除いた額	建築住宅指導課	0299-23-1111 (内線 7348)
61	住宅家賃	石岡市	石岡市賃貸住宅ストック活用事業	H21.4.1	中心市街地活性化計画地域内に存する民間住宅を活用して、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、新婚世帯向け住宅として提供し、これらの入居者のうち収入分位40%以下の世帯に対して家賃減額補助を行う。	収入月額21万4千円以下で、以下のいずれかに該当する者 ①入居者及び同居者のいずれかが60歳以上の高齢者世帯 ②障害者等世帯 ③18歳未満の者がいる子育て世帯 ④配偶者を除く同居者が60歳以上の高齢者同居世帯 ⑤入居申し込み日現在において婚姻届出の日から3年以内で、夫婦のいずれもが40歳未満の石岡市新婚世帯家賃助成を受けていない新婚世帯		4万円	建築住宅指導課	0299-23-1111 (内線 7348)	
62	住宅家賃	石岡市	石岡市子育て世帯家賃助成補助金	H26.4.1	本市の民間賃貸住宅を活用した子育て世帯の定住化の促進を図るため、民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助する。	当市に市民であった日から5年経過し転入又は市民であったことがなく転入する、未就学児を含む世帯であり、次の条件をすべて満たす。 <対象世帯> ①平成29年5月1日から平成30年3月31日までの期間に転入し、当該期間内において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象児（以下「補助対象児」という。）を含む世帯 ②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に転入し、当該期間内において、補助対象児を含む世帯 ③平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に転入し、当該期間内において、補助対象児を含む世帯  <対象賃貸住宅> ①補助対象児と同一世帯に属する父又は母のいずれかが自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅で、家賃月額46,000円以上であること その他		2万円	子ども福祉課	0299-23-1111 (内線 7331)	
63	住宅家賃	石岡市	石岡市新婚世帯家賃助成補助金	H26.4.1	本市の民間賃貸住宅を活用した新婚世帯の定住化の促進を図るため、民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助する。	<対象世帯> ①平成29年5月1日から平成30年3月31日までに婚姻の届出を行った夫婦で、当該夫婦の合計年齢が平成29年4月1日において70歳未満の世帯 ②平成30年4月1日から平成31年3月31日までに婚姻の届出を行った夫婦で、当該夫婦の合計年齢が平成30年4月1日において70歳未満の世帯 ③平成31年4月1日から令和2年3月31日までに婚姻の届出を行った夫婦で、当該夫婦の合計年齢が平成31年4月1日において70歳未満の世帯  <対象賃貸住宅> ①新婚世帯の夫又は妻のいずれかが自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅で、家賃月額46,000円以上であること。 その他		2万円	子ども福祉課	0299-23-1111 (内線 7331)	
64	定住促進	石岡市	石岡市子育て世帯新生活支援補助金	R2.3.31	低所得者の転入に伴う新生活を経済的に支援することにより、子育てについての希望をかなえることができる環境をつくり、市における少子化対策の強化及び市への定住促進に資することを目的として、子育て世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助する。	<対象世帯>当市に市民であった日から5年経過し転入又は市民であったことがなく転入する、未就学児を含む世帯であり、次の条件をすべて満たす。 ①所得証明書をもとに、申請時に確認できる直近の補助対象児父母等の所得の合計額が340万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。 ア 転入を機に補助対象児と同一世帯に属する父母等の双方又は一方が離職し、又は転職したときにあつては、最後に離職し、又は転職した月の翌月における補助対象児と同一世帯に属する父母等の所得の合算に12を乗じた金額 イ 貸与型奨学金の返済を現に行っているときにあつては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額 ②対象となる物件及び民間賃貸住宅が市内にあること。 ③補助対象児と同一世帯に属する父母等とも、本市に定住する意思のある者であること。 ④生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑤補助対象者世帯の者及び同居者が、市税等を滞納していない者であること。 ⑥家賃等を滞納していないこと。 ⑦補助対象世帯の者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。 ⑧補助対象児と同一世帯に属する父母等が賃貸借契約の締結者である又は、物件及び引越費用の支払者であること。 ⑨令和2年度石岡市新婚世帯新生活支援補助金交付要綱、令和2年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱並びに令和2年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱に基づく補助事業を利用しないこと又は利用したことがないこと。		30万円 住居費と引越費用を合わせた額	子ども福祉課	0299-23-1111 (内線 7331)	
65	定住促進	石岡市	石岡市新婚世帯新生活支援補助金	R2.3.31	低所得者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、結婚や子育てについての希望をかなえることができる環境をつくり、市における少子化対策の強化及び市への定住促進に資することを目的として、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助する。	<対象世帯> ①所得証明書をもとに、申請時に確認できる直近の新婚世帯の所得の合計額が340万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。 ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、又は転職したときにあつては、最後に離職し、又は転職した月の翌月における夫婦の所得の合算に12を乗じた金額 イ 貸与型奨学金の返済を現に行っているときにあつては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額 ②対象となる物件及び民間賃貸住宅が市内にあり、住民基本台帳法に基づき同一世帯として本市の住民基本台帳に記載されていること。また、市外転入者においては、実績報告時に住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に同一世帯として登録されている者。 ③夫婦とも、本市に定住する意思のある者であること。 ④生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑤補助対象者世帯の者及び同居者が、市税等を滞納していない者であること。 ⑥家賃等を滞納していないこと。 ⑦補助対象世帯の者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。 ⑧過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。 ⑨補助対象世帯の夫又は妻のいずれかが賃貸借契約の締結者である又は、物件並びに引越費用の支払者であること。 ⑩令和2年度石岡市子育て世帯新生活支援補助金交付要綱、令和2年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱並びに令和2年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱に基づく補助事業を利用しないこと又は利用したことがないこと。		30万円 住居費と引越費用を合わせた額	子ども福祉課	0299-23-1111 (内線 7331)	
66	定住促進	石岡市	石岡市木の住まい助成事業補助金	H23.4.1	定住人口の増加と市内の地域経済の活性化を目的として、市内在住者や市外から転入する子育て世帯（中学生以下の子）に対し、市内に本店を有する工務店及び設計事務所へ施工及び設計監理を依頼した来木造住宅の建築費の一部を補助する。	<補助対象者>※いずれにも該当する者 ①申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと。 ②石岡市住まいづくり推進事業及び住宅建築に係る補助事業を利用しないこと。 ③市内に本社又は本店を有する建設業者及び設計業者に施工及び設計監理を依頼するものであること。 ④市外転入者が申請する場合は、申請日現在において当該申請者と同一の世帯に中学生以下の子が属しているまたは申請者が満20歳以上満45歳以下。 <対象となる住宅>※いずれにも該当する住宅であること ①在来工法により建築されるものであって、建築する延べ床面積が70㎡以上であること。 ②建築基準法に規定する確認済証及び検査済証が交付されるものであること。	●		住宅の建築に要する額の10%以内かつ50万円を限度。 (中心市街地に建築する場合には補助額に10万円上乘せ)	建築住宅指導課	0299-23-1111 (内線 7349)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
67	定住促進	石岡市	石岡市住まいづくり推進事業補助金	H25. 4. 1	定住人口の増加を図るため、市外からの転入者が住宅を建築する場合に、建築費の一部を補助する。	<p>&lt;補助対象者&gt;※いずれにも該当する者</p> <p>①市外転入者であること。（市民であった方で、就職・就学のため市民でなくなった日から1年以上経過した後再び市内に転入し定住する方、または市民であったことのない方で市内に転入し定住する方。ただし、再転入者又は新規転入者で、転入した日から2年を経過しない者も含む）</p> <p>②申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと。</p> <p>③石岡市木の住まい助成事業を利用しないこと。</p> <p>④申請日において、申請者が満20歳以上満45歳以下であること。</p> <p>&lt;対象となる住宅&gt;※いずれにも該当する住宅であること</p> <p>①建築する延べ床面積が70㎡以上であること。</p> <p>②建築基準法に規定する確認済証及び検査済証が交付されるものであること。</p>			住宅の建築に要する額の10%以内かつ30万円を限度（中心市街地に建築する場合には補助額に10万円上乘せ）	建築住宅指導課	0299-23-1111 (内線 7349)
68	下水道接続	石岡市	石岡市排水設備接続支援補助金	H17. 10. 1	生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道処理区内及び農集排水処理区域内において、排水設備の改造工事をする者に対して、排水設備接続支援補助金を交付する。	<p>①処理区内の建築物の所有者又は工事について当該建築物及び土地の所有者の同意を得た者</p> <p>②市税等を滞納していない者。</p> <p>既設の浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、排水設備工事のうち、公共下水道又は農集排水処理設備に接続する工事で次のいずれかに該当する工事</p> <p>①供用開始が公示又は告示された日から3年以内にする工事であること。ただし、当該期間を経過した場合においても市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>②屋内からの排水が合流する最下流汚水ますから10メートル下流の位置を基準とし、公共汚水ますまでの工事</p>			<p>①供用開始が公示又は告示された日から3年以内に排水設備工事：4万円を限度</p> <p>②屋内からの排水が合流する最下流汚水ますから10メートル下流の位置を基準とし、公共汚水ますまでの工事：10万円を限度</p> <p>③上記のいずれにも該当する場合は、10万円を限度</p> <p>④上記にかかわらず次のいずれにも該当するときは、35万円を限度に補助する</p> <p>・H31. 4. 11において18歳未満である者又はR2. 3. 31において65歳以上である者がいる世帯</p> <p>・世帯の中で、収入のある者の課税対象所得の合計額が334万円以下である</p>	下水道課	0299-23-1111 (内線 7362)
69	合併浄化槽	石岡市	合併処理浄化槽設置補助金	H17. 10. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、下水道認可区域外及び農集排水実施区域外に居住で、合併浄化槽を設置する方を対象に補助金を交付する。	専用住宅に処理対象人員10人以下であり、かつ、浄化槽の使用開始後、浄化槽法第7条の規定に基づく水質検査及び同法第11条の規定に基づく年1回の定期検査を受けて高度処理型浄化槽の設置をする者			<p>(N型・P型)</p> <p>1. 新築</p> <p>・5人槽：44.4万円, 7人槽：48.6万円, 10人槽：57.6万円</p> <p>2. 転換</p> <p>・5人槽：64.5万円, 7人槽：77.2万円, 10人槽：95.9万円 (NP型)</p> <p>1. 新築</p> <p>・5人槽：87.6万円, 7人槽：121.9万円, 10人槽：171.9万円</p> <p>2. 転換</p> <p>・5人槽：109.9万円, 7人槽：147.5万円, 10人槽：206.3万円</p> <p>・単独処理浄化槽の撤去：9万円</p> <p>・単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事：30万円</p>	下水道課	0299-23-1111 (内線 7364)
70	リフォーム（福祉）	石岡市	石岡市高齢者居室整備資金貸付	H17. 10. 1	60歳以上の者の属する世帯の世帯員に対し、高齢者の専用居室を増築又は改築するために必要な経費の貸付を行う。	<p>①市内に居住し、親族である高齢者と同居する者で、高齢者の専用居室を真に必要なとし、自力で整備を行うことが困難なもの</p> <p>②貸付けの対象となる経費は、貸付対象者が所有し、かつ、居住する住宅について高齢者の専用居室を整備するために必要な経費</p>			限度額 200万円	高齢福祉課	0299-23-1111 (内線 7177)
71	狭あい	石岡市	石岡市狭あい道路整備事業	H7. 6. 1	狭あい道路の解消を目的とし、狭あい道路に接する敷地において建築物を建築する場合に、セットバックに係る分筆費と工作物等撤去費の一部を補助する。	<p>①建築基準法第42条第2項の規定による道路とみなされるもの。（私有地道路を除く）</p> <p>②後退用地等を市に売却又は寄附するものであること。</p> <p>③後退用地等は、狭あい道路と高低が同じかつ平坦であり、電柱等の工作物が無く通行に支障がないものであること。</p> <p>④所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、その権利が抹消されることが確実な場合はこの限りでない。</p>			<p>・分筆測量補助：分筆費用に係る費用の2分の1以内かつ20万円を上限。</p> <p>・工作物撤去補助：市が定める算定基準により算定。当該算出額が40万円を超えたときは、その額と40万円との差額の2分の1の額を40万円に加算した額とする。</p>	建築住宅指導課	0299-23-1111 (内線 7351)
72	空き家バンク	石岡市	石岡市空家バンク活用促進助成金	H30. 4. 1	石岡市内における空家バンクに登録した空家の購入者に対して、助成金を交付する。	<p>①申請時において、市内に定住する意思を持っていること。</p> <p>②対象者、対象者が属する世帯の世帯員及び同居しようとする者が、市税等を滞納していないこと。</p> <p>③対象者、対象者が属する世帯の世帯員及び同居しようとする者が、石岡市暴力団排除条例第2条2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。</p>			<p>・空家の購入に係る不動産仲介手数料の額の2分の1以内とし、50,000円を上限。</p> <p>・対象者に対して1回限り。</p>	建築住宅指導課	0299-23-1111 (内線 7347)
73	耐震診断	結城市	結城市木造住宅耐震診断派遣事業	H22. 4. 1	地震に強い安全なまちづくりを目指し、木造戸建て住宅に耐震診断士を派遣し耐震診断を行う。	<p>①昭和56年5月31日以前に建築された結城市内の木造戸建て住宅であること</p> <p>②地上階数2以下、延べ面積が30平方メートル以上の在来工法、伝統的工法で建築された住宅であること</p> <p>③対象建築物の所有者で、所有者が現に居住していること及びその世帯員に市税等の滞納がないこと</p>			耐震診断士の派遣に係る費用を市が負担	都市計画課	0296-32-1111 (内線252)
74	耐震改修	結城市	結城市木造住宅耐震改修費補助金	H26. 4. 1	地震に強い安全なまちづくりを目指し、耐震性が低い木造戸建て住宅に対して耐震改修費用の助成を行う。	<p>①昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分が全面積の半分以下)</p> <p>②建築物の延べ面積が30㎡以上</p> <p>③建築士法に規定する一級または二級建築士が精密診断法により診断した住宅</p> <p>④改修設計を行う場合、耐震診断における上部構造評点が1.0未満の住宅</p> <p>⑤改修工事を行う場合、改修設計における上部構造評点が0.3以上増加し、かつ1.0以上となる住宅</p> <p>⑥対象建築物の所有者で、所有者及びその世帯員に市税等の滞納がないこと</p> <p>⑦市内の事業者と工事契約を行うこと</p> <p>⑧当該年度の1月末日までに改修設計・改修工事を完了すること</p>	●		<p>耐震改修設計費用の3分の1 (上限10万円)</p> <p>耐震改修工事費用の23% (上限30万円)</p>	都市計画課	0296-32-1111 (内線252)
75	リフォーム	結城市	結城市住宅リフォーム資金補助事業	H21. 9. 30	市内住宅関連事業者の就業機会の確保と、長期にわたり本市に住居を構えてもらうために、リフォーム経費の一部を補助する。20万円以上の工事に対し、工事費の10%（上限10万円）。	<p>①市内に本店を有する法人または市内に事業所を有し、かつ市内に住所を有する個人事業者に発注する工事であること</p> <p>②工事着手の2週間前までに申請すること</p> <p>③当該住宅に3年以上居住している市民であること</p> <p>④住宅の所有者の一人であること</p> <p>⑤市税などについて、滞納がないこと</p> <p>⑥対象工事について、市で実施している他の補助制度を利用していないこと</p> <p>⑦設備品などの交換でないこと</p> <p>⑧過去5年間に同補助を受けていないこと など</p>	●		10万円	商工観光課	0296-32-1111 (内線217)
76	リフォーム（福祉）	結城市	居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修	H12. 4. 1	要介護・要支援認定者の身体状況に合わせて、生活環境を整えるために行う工事に係る費用の助成	<p>①結城市の介護保険被保険者で、在宅で生活していること</p> <p>②同制度で上限額までの助成を受けていないこと（転居した場合、介護の必要の程度が3段階以上上がった場合はこの限りではない。また、上限額内であれば何度でも申請可能）</p> <p>③容易に取り外しができない工事であること</p>			20万円を限度とし、介護保険対象工事費用の9割、8割または7割（18万円、16万円または14万円）	介護保険課	0296-32-1111 (内線141・124)
77	復興支援（利子補給）	結城市	被災住宅復興資金利子助成事業	H24. 8. 1	東日本大震災により被災された方で金融機関などから融資を受けて自己用住宅の建替え、補修などを行った方に対し、借入金の利子の一部を補給する。	<p>下記の要件をすべて満たす方</p> <p>①自己または親族が所有し、東日本大震災発生時に自己または親族が当該住宅に居住していた。</p> <p>②大規模半壊、半壊、一部損壊のいずれかの「り災証明」を受けている。</p> <p>③市内の被災住宅の補修、宅地復旧、被災住宅に代わる住宅の建設または購入を市内で行う。</p> <p>④住宅復興資金を平成23年3月11日以降平成30年3月31日までに銀行など金融機関で融資の実行を受け、平成30年12月28日までに市への申請を完了すること。</p> <p>⑤市税等を滞納していない。</p>			<p>【利子助成対象融資限度額】</p> <p>住宅復旧…640万円</p> <p>宅地復旧…390万円</p> <p>住宅復旧+宅地復旧…1,030万円</p> <p>【利子助成率】</p> <p>貸付利率または2.0%のいずれか低い率</p>	都市計画課	0296-32-1111 (内線252)
78	下水道接続	結城市	結城市公共下水道接続支援事業補助金	H23. 4. 1	本市の公共下水道の普及、生活環境の改善と水質保全を図ることを目的とし、早期の排水設備設置に係る経費の助成。家屋の新築及び改築は除く。	<p>①供用開始の日又は使用開始の通知をした日のいずれか早い日から3年以内に公共下水道へ接続するための排水設備の設置を行う者であること</p> <p>②排水設備の設置に係る家屋の所有者又は排水設備の設置に係る家屋及び土地の所有者の承諾を得た当該家屋の賃借者であること</p> <p>③公共下水道受益者負担金を滞納していない者であること</p> <p>④市税等を滞納していない者であること</p> <p>⑤上下水道料金を滞納していない者であること</p>			<p>使用開始の日から1年以内の接続</p> <p>自己用住宅 5万円</p> <p>賃貸住宅 20万円 (1戸2万円)</p> <p>店舗、工場 5万円</p>	下水道課	0296-32-1111 (内線663)
79	合併浄化槽	結城市	合併処理浄化槽設置事業補助金	H3. 4. 1	公共下水道事業区域及び農集排水事業計画区域を除く区域において、生活雑排水処理設備を促進し、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。	<p>①公共下水道事業の認可区域を除いた地域・農集排水施設整備事業の計画区域を除いた地域・コミュニティプラント区域を除いた地域であること。</p> <p>②市税等を滞納していないこと。</p> <p>③補助金の交付決定を受けた日以降に着手すること。</p>			<p>5人槽 29.4万円</p> <p>7人槽 34.2万円</p> <p>10人槽 45.9万円</p> <p>上記工事に伴う既設単独浄化槽の撤去補助 9万円（建築確認不要な場合のみ）</p>	生活環境課	0296-32-1111 (内線165)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
80	生ゴミ	結城市	結城市生ごみ減量化器具購入費補助金	H4. 4. 1	一般家庭から排出されるごみの減量化及び堆肥化としての資源化を図ることを目的とした、生ごみ減量器具購入に係る費用の助成。	①市内に住所を有するもの ②生ごみ減量化器具を設置できる敷地等を有する者 ③該当する器具を、申請時から遡って1年以内に購入している者			購入費の2分の1（ただし上限2万円）	生活環境課	0296-32-1111 （内線169）
81	その他	結城市	木造住宅耐震シェルター等設置事業	H28. 4. 1	地震による既存木造住宅の倒壊等による人的被害の軽減を図るため、耐震シェルター等の設置に要する費用を助成する。	①耐震診断における上部構造評点が1.0未満の住宅 ②他の制度による同種の助成金交付を受けて耐震改修工事などを行っていないこと ③対象建築物の所有者で、所有者及びその世帯員に市税等の滞納がないこと			耐震シェルター等の設置費用の2分の1（上限25万円）	都市計画課	0296-32-1111 （内線252）
82	耐震診断	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市木造住宅耐震診断費補助金	H21. 4. 1	木造住宅における地震による安全性の向上を図るために行う耐震診断をする場合に、その費用の一部を補助する。	①市内に存する住宅で、所有者自らが居住している住宅であること。 ②昭和56年5月31日以前に工事を着手した木造住宅又は昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築した住宅であること。 その他			耐震費用の2/3以内で最大3万円	都市計画課	0297-64-1111 （内線463）
83	耐震改修	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市木造住宅耐震改修計画費補助金	H21. 4. 1	木造住宅における地震による安全性の向上を図るために行う耐震改修計画を行う場合に、その費用の一部を補助する。	①市内に存する住宅で、所有者自らが居住している住宅であること。 ②昭和56年5月31日以前に工事を着手した木造住宅又は昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築した住宅であること。 その他			計画費用の2/3以内で最大10万円	都市計画課	0297-64-1111 （内線463）
84	耐震改修	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金	H21. 4. 1	木造住宅における地震による安全性の向上を図るために行う耐震改修をする場合に、その費用の一部を補助する。	①市内に存する住宅で、所有者自らが居住している住宅であること。 ②昭和56年5月31日以前に工事を着手した木造住宅又は昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築した住宅であること。 その他			・高齢者世帯 改修費用の1/3以内で最大40万円 ・一般世帯 改修費用の1/4以内で最大30万円	都市計画課	0297-64-1111 （内線463）
85	その他	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市耐震シェルター等設置費補助金	H30. 4. 1	地震による既存木造住宅の倒壊等による人的被害の軽減を図るため、耐震性の高いスペースを確保する耐震シェルター等を設置する者に対して、その費用の一部を補助する。	①市内に存する住宅で、所有者自らが居住している住宅であること。 ②昭和56年5月31日以前に工事を着手した木造住宅又は昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築した住宅であること。 その他			購入、運搬及び設置費用の1/2で上限20万円	都市計画課	0297-64-1111 （内線463）
86	リフォーム（福祉）	龍ヶ崎市	居宅介護（予防）住宅改修費支給	H12	要介護者等の心身状況や住宅状況等から必要と認められた手すりの取付けや段差解消等、対象となる住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部を支給するもの。	①要介護等を認定され、在宅で生活されていること。 ②要介護等と認定された方が居住している住宅であること。 その他			18万円	介護福祉課	0297-64-1111 （内線281）
87	復興支援（利子補給）	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市被災住宅復興支援利子補給金	H23	平成23年3月11日に発生した東日本大震災による市内における被災住宅及び被災地地の復興を支援するため、被災者又はその親族が被災住宅及び被災地地の復興のために金融機関等から借り入れた資金に係る利子に対して、利子補給金を交付するもの。	①大規模半壊、半壊又は一部損壊のり災証明書を受けた被災住宅を自己又は親族が所有し、東日本大震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していたこと。 ②被災住宅の補修、又は被災住宅に代わる住宅を市内に建設若しくは購入をすること。 ③平成30年3月31日までに融資の実行を受けており、平成30年12月28日までに初回の申請を行うこと。 その他			住宅復興資金の額は下記いずれかを上限とし、利子補給率は年2パーセントを上限とする。 ・被災住宅の復旧工事 640万円 ・被災住宅の復旧工事に伴う被災地地の復旧工事 390万円	社会福祉課	0297-64-1111 （内線241）
88	定住促進	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金	H27. 4. 1	住宅ローンを活用し、市内で自ら居住するための住宅を取得した若者・子育て世代を対象に補助金を交付することによって若者・子育て世代の定住化を促進する。	①市内において自ら居住することを目的に住宅を取得した者のうち、当該取得者及び配偶者の双方、又はいずれかが40歳未満であること、もしくは申請者の世帯に18歳未満の申請者の子がいること。 ②金融機関と当該住宅に係る金銭消費貸借契約（返済期間10年以上に限る。）を締結していること。 その他			30万円	シティセールス課	0297-64-1111 （内線377・376）
89	下水道接続	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金	H30. 6. 21	下水道等（公共下水道及び農業集落排水）の処理区域において、水洗便所の普及促進を図り、もって霞ヶ浦流域の水質浄化及び水質保全のため、下水道に接続することを目的として宅内配管を改造する工事を行う者に対し、接続支援補助金を交付する。	①申請時において市民税等を滞納していない者 ②下水道等に接続するため排水設備の改造工事を行う者 ③新築でないこと ④法人その他の事業所等でないこと。 その他			①個人の専用住宅 ・供用開始から3年以内：10万円を限定 ・供用開始から4年目以降：4万円を限定 ②貸家・アパート等 ・供用開始から3年以内の方：1件につき2万円を限定 ・供用開始から4年目以降の方：1件につき8千円を限定（貸家の場合は5棟、アパート等の場合は1棟につき5部屋を限度。） ③申請年度末時点で65歳以上の方または申請年度の4月1日時点で18歳未満の方がいる世帯で、申請を行う年度の申請者の世帯全員の課税対象所得が世帯合算で334万円以下である場合には31万円を限度に加算。	下水道課	0297-64-1111 （内線457、458）
90	合併浄化槽	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金	H18. 4. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽又はりん除去装置の設置に要する経費について補助金を交付するもの。	下水道事業計画区域以外の地域、及び農業集落排水事業計画区域以外の地域、又は下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域において、生活排水を処理するため、窒素又はりん除去能力を有する環境配慮型浄化槽を設置する事業等であること その他			5人槽 64.5万円～109.9万円 7人槽 77.2万円～147.5万円 10人槽 95.9万円～206.3万円 既設浄化槽にりん除去装置を設置する場合 21.3万円～24万円 単独浄化槽撤去費 9万円 単独からの転換に係る宅内配管工事 30万円	下水道課	0297-64-1111 （内線457）
91	生ゴミ	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市生ごみ処理容器等購入補助金	H25. 4. 1	家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及び生活環境の向上を図るため、生ごみ処理容器等を購入した者に対して補助金を交付するもの。	①一般家庭で市内に住所を有する者であること ②生ごみ処理容器、生ごみ処理機器を購入し、市の区域内で継続して使用し、当該使用の状況報告を市の求めに応じて協力することができる者であること			生ごみ処理容器 1基につき0.2万円 生ごみ処理機器 1基につき3万円 生ごみ処理容器（土壌混合型）1基につき1万円	環境対策課	0297-64-1111 （内線425）
92	勤労者	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市中小企業労働者共済融資信用保証料補給金	S61. 11. 21	中小企業労働者の福祉向上を目的として、茨城県労働者信用基金協会（労信協）の保証により中央労働金庫から融資を受けた中小企業労働者の負担する債務について、市が労信協の信用保証料を補給するもの。	①龍ヶ崎市中小企業労働者共済会の会員であるもの ②中小企業に勤務するもので同一事業所に1年以上勤務し、かつ、引続勤務しようとするもの その他			住宅資金 融資を受けた日から5年間	商工観光課	0297-64-1111 （内線403）
93	空き家バンク	龍ヶ崎市	空き家バンク制度	H30. 4. 1	空家の登録を受けるとともに、空家等を利用したい人の登録を受け付け、それらの媒介を（公社）茨城県宅地建物取引業協会へ依頼することで、空家等の所有者と利用希望者の意向を組み合わせる。 ※補助金、助成金等はなし。	—			—	生活安全課	0297-64-1111 （内線493）
94	狭あい	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市狭隘道路整備事業補助金	H15. 4. 1	狭隘道路に接する土地において、土地所有者が狭隘道路の区域へ土地の一部を寄附により編入する場合に、当該土地の編入に必要となる経費の一部を補助するもの。	①後退用地を市に寄附すること ②分筆しようとする土地に、所有権以外の権利が設定されていないこと ③境界立会により、狭隘道路と分筆しようとする土地の境界が明確になっていること その他			見積書と、市が定める単価により算出した額のいずれか低い方の額	道路整備課	0297-64-1111 （内線486）
95	マイホーム発電	龍ヶ崎市	自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金	H31. 4. 1	水素の利活用の促進及びエネルギー利用の効率化を図るため、家庭用燃料電池システムまたは定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に対し、その経費の一部を補助するもの。	①市内に自ら居住し、または居住しようとする住宅に未使用の補助対象設備を設置する方、または設置された住宅を購入する方 ②市税等を滞納していない方 ③国が申請年度に実施する補助企業における補助対象設備として、（一社）燃料電池普及促進協会の指定を受けている、または（一社）環境共創イニシアチブにより登録されているもの ④未使用の補助対象機器であること その他			1件につき10万円 （県の上乗せ分の補助金交付が受けられない場合には、補助金額は5万円になります。）	環境対策課	0297-64-1111 （内線421）

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
96	耐震診断	下妻市	下妻市木造住宅耐震診断士派遣事業	H20.11.1	市内に存する木造住宅の所有者の申請に基づいて、茨城県が養成する木造住宅耐震診断士を派遣することにより、市民の耐震に対する知識の普及及び向上を図るとともに、住宅の耐震診断及び改修を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。	申請者の要件(次の全てを満たす必要があります。) ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。 ②所有者が居住する一戸建て住宅であること。 ③階層が2階以下で、延べ床面積が30㎡以上であること。 ④併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上あること。 ⑤枠組壁構法、木質プレハブ構法、丸太組構法等以外の構法によるもの。 ⑥今までに、市が派遣する耐震診断士による耐震診断を受けていないこと。 ⑦申請人、及びその世帯員の全てが市税等を滞納していないこと。			費用自己負担額 1件当たり2,000円	建設課	0296-45-8127 (直通)
97	耐震改修	下妻市	下妻市木造住宅耐震改修費補助金交付事業	H24.4.1	地震による既存木造住宅の倒壊等の災害を防止するため、耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する	申請者の要件(次の全てを満たす必要があります。) ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること ②在来軸組構法又は伝統的構法で造られていること ③階層が2階以下で、延べ床面積が30㎡以上であること ④併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上あること ⑤耐震改修設計を行う場合は、一般診断法による上部構造評点(※)が1.0未満であること ⑥耐震改修工事を行う場合は、耐震改修設計時の精密診断法による上部構造評点が0.3以上増加し、かつ増加後の上部構造評点が1.0以上となること。また、申請年度の2月末までに工事が完了すること	●	●	耐震改修設計 費用の1/3以内 10万円 耐震改修工事 費用の1/3以内 30万円	建設課	0296-45-8127 (直通)
98	リフォーム	下妻市	下妻市住宅リフォーム資金補助金交付事業	H22.9.1	市民が市内の施工業者によって住宅の改良工事を行う場合に、その経費の一部を助成する。1件100,000円以上の工事に対し、工事費の10%(上限100,000円)	申請者の要件(次の全てを満たす必要があります。) ①過去にこの補助を受けていないこと。(補助は、1世帯1回。) ②市民であること。 ③補助対象となる住宅の所有者(の一人)であること。所有者であることを登記簿その他の公的書類で確認できること。 ④補助対象となる住宅に居住していること。 ⑤市税及び介護保険料を滞納していないこと。	●		10万円	商工観光課	0296-45-8993 (直通)
99	リフォーム(福祉)	下妻市	下妻市重度障害児者住宅リフォーム助成事業	H7.4.1	障害者が家庭生活を送りやすくするために、居住の用に供している家屋の改修を行う場合に、その経費の一部を補助する。助成限度額は300,000円。(前年度の所得額により制限あり)	①下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)1級または2級の者 ②療育手帳の総合判定○Aの者			30万円	福祉課	0296-43-8352 (直通)
100	空き家バンク	下妻市	下妻市空き家バンク制度	H29.4.1	空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて登録した当該空き家に関する情報を公開し、空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する。 ※補助金、助成金等はなし。	-			-	企画課	0296-43-8367 (直通)
101	太陽光	下妻市	下妻市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H24.6.1	モジュール出力合計10kw以下で、余剰電力の買取り契約を電気事業者と締結する事業に対し、発電量出力1kw当り3万円を補助。上限、3kw(9万円)	①システムを設置する住宅が市内に存していること ②対象住宅に申請者が居住し、又は居住しようとするもの ③対象工事を実施する土地、建物等所有者の承諾を得ていること ④余剰電力の買取り契約を電気事業者と契約できること ⑤市税等を滞納していない者			3kw・9万円	生活環境課	0296-43-8234 (直通)
102	下水道接続	下妻市	下妻市水洗便所改造資金助成(補助金交付)	H25.10.25	既設便所を水洗式に改造する工事(既設し尿浄化槽を撤去する工事を含む。)を行う者に対し改造工事に必要な資金の一部の補助を行う。	①市内の下水道法第2条第8号に規定する処理区域内において、下妻市下水道条例第5条の規定による排水設備等の新設等の確認を受け、住宅、事業用建築物その他市長が特に認める建築物の既設便所を水洗式に改造する工事(既設し尿浄化槽を撤去する工事を含む。)を行う者 ②建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者 ③下水道受益者負担金、市税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納がない者			5万円	上下水道課 (下水道業務係)	0296-44-5311 (直通)
103	下水道接続	下妻市	下妻市水洗便所改造資金助成(利子補給)	H25.10.25	既設便所を水洗式に改造する工事(既設し尿浄化槽を撤去する工事を含む。)を行う者に対し資金の融資のあっせん及び当該融資に係る利子に相当する額の全部の補給を行う。	①市内の下水道法第2条第8号に規定する処理区域内において、下妻市下水道条例第5条の規定による排水設備等の新設等の確認を受け、住宅、事業用建築物その他市長が特に認める建築物の既設便所を水洗式に改造する工事(既設し尿浄化槽を撤去する工事を含む。)を行う者 ②建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者 ③下水道受益者負担金、市税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納がない者 ④市内に確実な連帯保証人(同居の親族以外の者に限る。)を有する者			75万円	上下水道課 (下水道業務係)	0296-44-5311 (直通)
104	下水道接続	下妻市	下妻市排水設備整備補助金	H25.10.25	合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を廃止して排水設備を整備する工事のうち、当該排水設備の最後の合流点となる汚水ますの20メートル下流の位置から、公共汚水ますに接続する位置までの排水設備を整備する工事に対して補助金を交付する。	次の各号のいずれにも該当する個人とする。 ①補助対象工事を行う建物の所有者若しくは居住者又は土地の所有者 ②下水道受益者負担金、市税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納がない者			10万円	上下水道課 (下水道業務係)	0296-44-5311 (直通)
105	合併浄化槽	下妻市	下妻市浄化槽設置事業費補助金交付事業	H19.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置事業費補助金を市予算の範囲内で交付する	申請者の要件(次の全てを満たす必要があります。) ①下水道認可区域外であること ②専用住宅又は店舗併用住宅(住宅部分が総延床面積の2分の1以上)であること ③設置される浄化槽が環境配慮型浄化槽であること ④浄化槽を設置する場所が市内であること ⑤市税を完納していること ⑥汚水処理未普及解消につながるものであること			【霞ヶ浦流域地域外】 通常型浄化槽又は高度処理型浄化槽 5人槽：29.4万円、6～7人槽：34.2万円、8～10人槽：45.9万円 【霞ヶ浦流域地域内】 高度処理型浄化槽 転換以外の場合 5人槽：44.4万円、6～7人槽：46.8万円、8～10人槽：57.6万円 転換の場合 5人槽：64.5万円、6～7人槽：77.2万円、8～10人槽：95.9万円 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、単独処理浄化槽撤去費9万円を加える。	生活環境課	0296-43-8234 (内線1462)
106	生ゴミ	下妻市	下妻市生ごみ処理機器購入補助金交付事業	H18.1.1	家庭から排出される生ごみの堆肥化による土壌還元を促進し、ごみ収集量の減量及び資源の有効利用を図るため、生ごみ処理機器を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	①市内に住所を有し、居住している者 ②家庭内のごみ処理を行う者 ③生ごみ処理機器を周辺に悪臭等迷惑を及ぼすおそれのない場所に設置できる者 ④補助金の申請時において、市税等を滞納していない者 (当該補助金を受けた世帯については、特別な理由がない限り、生ごみ処理機器購入日から5年以内は補助金の交付を受けられない)			①生ごみコンポスト 1世帯2基まで、1基当たり3千円を限度として、購入価格の2分の1に相当する額 ②機械式生ごみ処理機 1世帯1基まで、1基当たり2万円を限度として、購入価格の3分の1に相当する額 (ただし、100円未満の端数は切り捨てる)	生活環境課	0296-43-8289 (直通)
107	リフォーム(福祉)	下妻市	下妻市障害者住宅整備資金貸付事業	S60.4.1	障害者または障害者と同居する世帯に対し、障害者の住環境を改善するため、障害者の居室等を増改築または改造する経費の貸付けを行う。	①身体障害者手帳1級または2級の者 ②療育手帳の総合判定○A又はAの者 ③身体障害者手帳3級かつ療育手帳の総合判定Bの者 ④その他各号に準ずる重度の障害児者であって、市長が特に認めた者			貸付限度額220万円 利率年3パーセント	福祉課	0296-43-8352 (直通)
108	リフォーム(福祉)	下妻市	下妻市重度障害者等日常生活用具費支給事業(住宅改修費(居宅生活動作補助用具))	H18.10.1	重度障害者等の日常生活を安全かつ容易なものとし、もってその福祉の増進に資することを目的に、日常生活用具の費用の全部若しくは一部を支給、又は貸与する。	住宅改修費(居宅生活動作補助用具)の支給対象要件 下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者 難病患者等 (ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の者に限る。) (原則学齢児以上の者)			20万円を上限の基準額とし、その9割を公費負担(18万円)	福祉課	0296-43-8352 (直通)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
109	マイホーム発電	下妻市	下妻市環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金	H29. 10. 1	水素の利活用の促進及びエネルギー利用の効率化を図るため、環境配慮型新エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内において下妻市環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金を交付する。	①市内に住所を有していること ②自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること ③④税等を滞納していないこと ④申請書の提出時に補助対象設備の設置工事を開始していないこと ⑤対象工事を実施する土地、建物等所有者の承諾を得ていること ⑥過去にこの補助を受けていないこと。(補助は、1世帯1回) ⑦エネファームについては、一般社団法人 燃料電池普及促進協会の指定を受けた設備を設置すること ⑧蓄電池については、一般社団法人 環境共創(ニシブ)により登録させている設備を設置すること			5万円	生活環境課	0296-43-8234 (直通)
110	若者・子育て	常総市	常総市いきいき住マイル支援補助金制度	H29. 4. 1	定住促進及び人口の減少を抑制する目的に、市内で住宅を取得又は改修した若年夫婦世帯、子育て世帯、三世代同居及び近居世帯に対し、取得又は改修に要した費用の一部を補助します。さらに市内業者補助額を市外業者より高く設定し、市内商工業の振興も目的としています。また、上記に該当する新築住宅等を対象とし、延べ床面積の120㎡分までを限度とする固定資産税額の1/2の額を3年度にわたり補助します。	①申請期間内に新たに住宅を取得又は改修したものであること。 ②若年夫婦世帯若しくは子育て世帯であること。 ③本人又はその配偶者が所有するもの。 ④若年夫婦世帯及び子育て世帯並びに親世帯の世帯員全てに市町村税及び国民健康保険税等の滞納がないこと。 ⑤若年夫婦世帯及び子育て世帯並びに親世帯の世帯員全てが生活保護受給者でないこと。 ⑥若年夫婦世帯及び子育て世帯並びに親世帯の世帯員全てが暴力団員等でないこと。 ⑦交付決定のあった日から、3年以上本市に定住する見込みがあること。 ⑧三世代同居及び近居による補助金の交付を受けようとする者は、事業の趣旨を理解し、世代間でお互いに協力して介護や見守り等必要な援助を行うことができること。			100万円	市民と共に考える課	0297-23-2145
111	リフォーム(福祉)	常総市	常総市障害者等日常生活用具費支給等事業	H18. 10. 1	日常生活がより円滑に過ごせるよう、必要に応じて日常生活用具を支給	原則として学齢児以上であって、次のいずれかに該当する者 ・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の者に限る。) ・療育手帳○Aの者			工事費用の9割を補助。ただし、55万円以内の工事費用についてのみ。	社会福祉課 障がい福祉支援室	0297-23-2912
112	復興支援(利子補給)	常総市	被災住宅復興資金利子補給事業	H24. 4. 1	東日本大震災により被害を受けた住宅について、金融機関から融資を受けて修繕等を行った被災者に対し、融資残高の2%までの利子に対し、利子補給金を最長で5年間交付(新規の受付は平成30年12月28日付け申請分まで)	下記の要件をすべて満たす方 ・常総市に住所を有する方震災発生時に自己又は親族が所有していた被災住宅に居住していた方 ・被災住宅を補修し、又は被災住宅に代わる住宅を市内に新築、購入した方 ・平成23年3月11日以降に住宅復興資金を銀行等の金融機関で借り入れた方 ・市税等を滞納していない方			融資残高(上限-住宅復旧工事640万円、宅地復旧工事を伴う場合1,030万円)の2%までの利子に対し、利子補給金を最長で5年間交付	防災危機管理課	0297-39-6000
113	下水道接続	常総市	水洗便所改造資金助成制度	H18. 1. 1	公共下水道の処理区域内で、既設のくみ取り便所(既設の浄化槽を撤去する工事を含む。)を水洗便所に改造するために必要な資金を助成	下水の処理を開始すべき日から3年以内に改造工事をしようとする方で、次のいずれにも該当する方 ・処理区域内の居住用住宅、貸家、アパート等の所有者又は改造工事について当該住宅等の所有者の同意を得た方 ・下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していない方 ・新築の家屋、官公庁及び法人、その他の事業所は該当しません			・居住用住宅：1世帯 13,000円 ・貸家・アパート等：1世帯 7,000円(5世帯まで)	下水道課	0297-23-2924 (2920)
114	下水道接続	常総市	水洗便所改造資金融資あっせん利子補給制度	H14. 4. 1	公共下水道の処理区域内で、既設のくみ取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造するために、必要な資金の融資あっせん及び融資資金に係る利子の補給	下水の処理開始の日から3年以内に改造工事をしようとする方で、次のいずれにも該当する方 ・処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物及び土地の所有者の同意を得た方 ・下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していない方 ・市内に確実な連帯保証人を有する方 ・下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していない方			・融資限度額：1世帯 100万円以内 ・貸家・アパート等：1世帯 30万円以内(6世帯まで)	下水道課	0297-23-2924 (2920)
115	合併浄化槽	常総市	合併処理浄化槽設置補助事業	S62. 12. 19	生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため家庭用小型合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付するもの	●一部の地域を除き、市内全域が対象となります。(お問い合わせください) ●以下の方は補助対象となりません。 ・汚水処理未普及解消につながらない場合 ・専用住宅でない方 ・建築基準法(明細書)もしくは浄化槽法(設置届)に基づく届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する方 ・販売又は貸付けの目的で建物を建設し、合併浄化槽を設置する方 ・住宅の賃借人、または賃貸人である方 ・市税等を滞納している方			・5人槽：294,000円 ・6～7人槽：342,000円 ・8～10人槽：459,000円	下水道課	0297-23-2924 (2920)
116	生ゴミ	常総市	生ごみ処理容器等購入費補助金交付	H11. 4. 1	家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等を購入した方へ補助	・市内に住所を有する者 ・生ごみ処理容器等の使用に当たって、周辺に迷惑を掛けないように行える者 ・生ごみ処理容器等によって減量化し、肥料化されたものを自ら有効利用できる者 ・市税及び国民健康保険税を滞納していない者			・容器(コンポスト、EM容器)費用の1/2(上限3,000円)1世帯2基まで ・電気式処理機 費用の1/2(上限20,000円)1世帯1基まで	生活環境課	0297-23-2111 (4430)
117	ブロック塀	常総市	危険ブロック塀等撤去補助事業	R2. 7. 1 予定	災害に強いまちづくりを推進するため、道路沿いの危険ブロック塀等の全部または一部を撤去する工事費用の一部を補助するもの	・本市の区域内に存すること。 ・危険ブロック塀等の一部の撤去工事にあつては、撤去しない部分について倒壊の危険性がないこと。 ・同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・その他要件あり			事業に要する費用の3分の2(限度額10万円)	都市計画課	0297-30-6202
118	耐震診断	常陸太田市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H21. 9. 4	地震に関する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに震災に強いまちづくりを推進することを目的とし、旧耐震基準で建てられた木造住宅に対する耐震診断を行う	①市民が市内に所有する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②地上階数が2以下の延べ床面積が30㎡以上のもので、在来軸組工法または枠組壁工法によって建築されたもの			個人負担額2,000円	建築住宅課	0294-72-3111 (内線234)
119	耐震改修	常陸太田市	木造住宅耐震改修助成金	H24. 4. 1	木造住宅の安全性の確保及び耐震性の向上を図ることを目的とし、既存木造住宅における地震による安全性の向上を図るために行う耐震改修計画及び耐震改修をする場合に、その費用の一部を助成する	①市内に存する延べ床面積が30㎡以上で、一般耐震診断を受診した木造住宅とする。 ②耐震改修工事により上部構造評点が、1.0未満から0.3以上上昇し1.0以上となること ③工事は、助成金の申請を行う当該年度内において完了する工事とする	●		・耐震改修計画：費用の3分の1(助成限度額15万円) ・耐震改修工事：費用の3分の1(助成限度額45万円)	建築住宅課	0294-72-3111 (内線234)
120	復興支援(利子補給)	常陸太田市	被災住宅復興支援利子補給金交付	H24. 4. 1	震災により被災した住宅等の補修等で融資を受けた場合の利子補給	①大規模半壊、半壊または一部損壊のり災証明を受けた住宅で解体していないもの ②震災発生時に自己または親族が居住していたもの ③市内で被災住宅の補修または住宅を建設もしくは購入するもの ④資金について、平成23年3月11日以降に住宅金融支援機構および銀行等の金融機関から融資の実行を平成30年3月31日までに受けたもの			・対象金額 住宅復旧640万円 宅地復旧390万円 ・利率1.5%(金利が1.5%を下回った場合は当該金利が上限)	建築住宅課	0294-72-3111 (内線234)
121	その他	常陸太田市	自然災害に係る被災者住宅再建支援助成金	H26. 4. 1	異常な自然現象により生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた者に対し、住宅の建設又は修繕等について助成金を交付	市内に住所があり、所有かつ居住している住宅が全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、引き続き本市に居住する者			世帯の構成員が複数で全壊であり、建設・購入の場合 最大100万円他	防災対策課	0294-72-3111 (内線351)
122	木造住宅	常陸太田市	木造住宅等建築助成	H17. 4. 1	新築または増築に用いる木材材料の2分の1以上が地域材である場合の建築費補助	新築または増築に用いる木材量の2分の1以上が地域材であり、住宅物置等の建築工事了後速やかに入居または使用すること			・住宅：床面積1㎡につき5千円(限度額30万円) ・物置等：床面積1㎡につき3千円(限度額15万円) *ただし、市外の建築業者等(市外に住所を有する個人事業者又は市外に本店を有する法人)が施工した場合は1/2の額	農政課	0294-72-3111 (内線612)
123	リフォーム(福祉)	常陸太田市	重度障害者(児)リフォーム助成	H10. 4. 1	在宅で生活する重度障害者(児)の住宅をリフォームする場合の工事費助成	市内に居住し、身体障害者手帳の個別の障害の程度が1級又は2級の下肢又は体幹機能障害の方、療育手帳○Aの方で、所得制限等の要件を満たす方			対象となる工事費用(上限55万円)の3/4	社会福祉課	0294-72-3111 (内線143)
124	リフォーム(福祉)	常陸太田市	障害者住宅整備資金貸付	S57. 4. 1	障害者または障害者と同居する世帯に対し、障害者の居住環境を改善するため障害者の専用居室等を増築又は改造するために必要な経費の貸付	市内に在住し、自力で整備するのが困難で、身体障害者手帳1級から4級の方、療育手帳の○A、Aの方			(貸付限度額：市規則で定める額)	社会福祉課	0294-72-3111 (内線143)
125	その他	常陸太田市	災害援護資金貸付	S49. 12. 26	災害により被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う	住居、家財の被害金額が概ね3分の1以上の被害があった方			損害の程度に応じて150～350万円	社会福祉課	0294-72-3111 (内線141)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
126	リフォーム（福祉）	常陸太田市	高齢者住宅リフォーム助成	H10. 4. 1	65歳以上の高齢者で、介護保険法に基づく要介護又は要支援の認定を受けて、住宅改修を行う場合の工事費助成	住宅・設備の改善を行う月の属する年の前年における生計中心者の所得税額が64万円以下の者			設備等に要した経費から居室介護（予防）住宅改修費を除いた額の4分の3（30万円まで）	高齢福祉課	0294-72-3111 （内線131・144）
127	合併浄化槽	常陸太田市	個人が設置する合併処理浄化槽の設置補助事業	H9. 4. 1	合併処理浄化槽の設置に要する経費補助	公共下水道及び特定環境保全公共下水道計画区域で、公共下水道等が整備されるまでの間に合併処理浄化槽を設置する方（事業認可区域は除く）			・5人槽：限度額294千円 ・6～7人槽：限度額342千円 ・8～10人槽：限度額459千円	環境政策課	0294-72-3111 （内線110）
128	合併浄化槽	常陸太田市	単独処理浄化槽撤去費用補助	H20. 9. 24	単独処理浄化槽の撤去に要する経費補助	現在、単独処理浄化槽を設置しているご家庭で、新たに合併処理浄化槽を設置する際に既存の単独処理浄化槽を完全に撤去処分するとき			単独処理浄化槽の撤去に要する額（上限9万円）	環境政策課	0294-72-3111 （内線110）
129	下水道接続	常陸太田市	公共下水道接続支援補助	H29. 4. 1	公共下水道を使用することができる日（供用開始日）から3年以内に接続する方への補助金	新築や改築を除き、下水道の供用開始日から3年以内に下水道に接続する方			・供用開始から1年以内に工事2万円 ・供用開始から3年以内に工事1万円	下水道課	0294-72-3111 （内線521）
130	合併浄化槽	常陸太田市	戸別合併処理浄化槽設置整備事業	H11. 4. 1	工事費用の一部をお支払いいただき、市が合併処理浄化槽を設置（工事）します。設置後は使用料をお支払いいただき、市が維持管理を実施します。	下水道、農業集落排水、地域下水道の整備計画区域を除く地域にて、合併処理浄化槽を設置する方			合併処理浄化槽本体設置に係る費用（市工事実施）	下水道課	0294-72-3111 （内線523）
131	太陽光	常陸太田市	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付	H22. 4. 1	住宅用太陽光発電システム設置費用の補助	市内の居住している住宅または、居住する予定の住宅に補助対象機器を設置した個人			1kw当たり3万円（限度額10万円）	環境政策課	0294-72-3111 （内線109）
132	太陽光	常陸太田市	定置用リチウムイオン蓄電システム設置事業費補助金交付	H30. 4. 1	定置用リチウムイオン蓄電システム設置費用に対する補助	市内の居住している住宅または、居住する予定の住宅に補助対象機器を設置した個人			1台当たり5万円	環境政策課	0294-72-3111 （内線109）
133	マイホーム発電	常陸太田市	住宅用高効率給湯器設置事業費補助金交付	H22. 4. 1	エコ製品の設置費用に対する補助	市内の居住している住宅または、居住する予定の住宅に補助対象機器を設置した個人			1台11万円 エネファーム 1台6万円 エコキュート、ハイブリッド給湯器、エコウィル 1台3万円 エコジョーズ、エコフィール	環境政策課	0294-72-3111 （109）
134	生ゴミ	常陸太田市	生ごみ処理容器等設置事業補助金交付	H11. 4. 1	生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器を購入する場合の補助	①市内に住所を有する方 ②生ごみ処理容器等で生ごみを堆肥化したものを自家処理できるもの			・生ごみ処理容器（コンポスト、ミミズコンポスト等）購入費用の2分の1（上限3千円、1世帯2基まで） ・生ごみ減量化機器（機械式生ごみ処理機）購入費用の2分の1（上限2万円、1世帯1基まで）	環境政策課	0294-72-3111 （内線109）
135	住宅取得	常陸太田市	住宅取得促進助成金	H25. 4. 1	本市内に定住することを目的として取得した、一定条件を満たした住宅に対する助成	①平成25年1月2日以降に市内で取得した新築、中古住宅 ②住宅の表示、所有権の保存又は登記が完了した住宅 ③住宅取得日前5年以内に結婚した方または取得日現在で同一世帯に中学生以下の子どもがいる方			【基本額】・新築住宅 30万円 ・築後1年以上10年未満 25万円 ・築後10年以上の住宅 20万円 【加算額】・同居、近居 10万円 ・転入 10万円	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111 （内線314、346）
136	住宅家賃	常陸太田市	新婚家庭家賃助成	H22. 4. 1	市内の民間賃貸住宅に居住する、満50歳以下の夫婦に対し、家賃の一部を助成する。	①平成22年4月1日以降に新たに市内の民間賃貸住宅の契約をし、入居した者であること ②年齢が婚姻届出日現在で夫婦いずれも満50歳以下であること ③その他			月額2万円（家賃が2万円未満の場合は該当額）	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111 （内線314、346）
137	若者・子育て	常陸太田市	子育て世帯増改築助成	H26. 4. 1	人口減少を抑制するとともに定住化を図るため、本市において住宅を増改築し、子育て世代等と同居する者に対する助成	①平成26年4月1日から令和2年3月31日までに増改築した住宅 ②その他			・増改築に係る費用が100万円以上の場合 20万円 ・増改築に係る費用が100万円未満の場合 10万円	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111 （内線314、346）
138	空き家バンク	常陸太田市	空き家・空き地バンク制度	H27. 6. 2	市内における空き家・空き地の有効活用を通して、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図る	空き家・空き地の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を公開し、市内の空き家・空き地の利用を希望する者に対し、情報を提供する。			-	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111 （内線314、346）
139	空き家	常陸太田市	空き家リフォーム工事助成金	H27. 4. 1	市内の空き家の利活用により定住を促進するため、空き家をリフォームした場合の工事費助成	①空き家・空き地バンクに登録されている物件が対象 ②リフォームにより売買又は賃貸等による利活用を目的とした空き家の所有者又は当該空き家の賃借人、若しくは自ら居住する目的等により空き家を購入して1年を経過しない者 ③その他			助成対象経費の総額に2分の1を乗じた金額（上限100万円） 地域材使用の場合、その費用分を上乗せ助成（上限10万円）	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111 （内線314、346）
140	空き家	常陸太田市	空き家家財道具等処分費用助成	H28. 4. 1	市内の空き家の利活用により定住を促進するため、空き家の家財道具等を処分するための費用に対する助成	①空き家・空き地バンクに登録されている物件が対象 ②売買又は賃貸等による利活用を目的とした空き家の所有者又は当該空き家の賃借人、若しくは自ら居住する目的等により、空き家を購入して1年を経過しない者 ③その他			補助対象経費の総額に、10分の10を乗じた金額（上限20万円）	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111 （内線314、346）
141	空き家	常陸太田市	空き家・空き地見守り等助成	H31. 4. 1	空き家・空き地バンク登録物件への敷地内点検や除草・剪定に対して予算の範囲内で助成することにより、空き家・空き地バンクへの利活用の推進を図るとともに、定住人口増加の一助とすることを目的とする	①空き家・空き地バンク要登録 ②その他			・見守り（点検） 1回あたり上限2千円 ※年度内2回まで申請可 ・維持管理（除草・剪定・伐採） 年度あたり上限5万円 ※年度内2回まで申請可	少子化・人口減少対策課	0294-72-3111 （内線314、347）
142	勤労者	常陸太田市	中小企業勤労者信用保証料補給金交付	H4. 4. 1	中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、社団法人日本労働者信用基金協会の保証により、中央労働金庫から融資を受けた中小企業勤労者の負担する保証料に対し、保証料の補給を行う	①常陸太田市中小企業労働者共済会に加入している者 ②本市において1年以上住居を有する者 ③同一の中小企業に1年以上継続勤務している方 ④市税を完納されている者			-	商工振興・企業誘致課	0294-72-3111 （内線622）
143	リフォーム（福祉）	高萩市	高萩市重度障害者（児）住宅等整備費補助金	H7. 4. 1	重度障害者（児）の福祉を増進するため、住宅・設備をその障害者に適するよう改善する際に要する費用の一部を補助する。	重度障害者（児）が属する世帯の最多納税者の市民税所得割の額が46万円未満で、次のいずれかに該当すること ①身体障害者手帳の所持者で、下肢、体幹機能障害者（児）又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者（児）で、その個別の障害の等級が2級以上のもの ②療育手帳の総合判定○Aのもの			30万円	社会福祉課	0293-23-7030 （143）
144	生ゴミ	高萩市	生ごみ処理容器等設置事業補助金	H16. 11. 1	一般家庭から発生する生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入して設置する者に対し補助金を交付。	自らの家庭から生じる生ごみを処理するため、生ごみ処理容器等を購入し、市内に設置又は使用しようとする者			①生ごみ処理容器 3千円 ②電動式生ごみ処理機 購入価格の1/2に相当する額（上限15千円） ③発酵促進剤 購入価格の1/2に相当する額（上限2千円）	環境衛生課	0293-23-7031
145	合併浄化槽	高萩市	高萩市浄化槽設置整備事業補助金	H11. 4. 1	公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を補助金を交付する。	浄化槽の設置に要する経費の補助を受けることができる者は、次の各号の区域を除く市の区域内において、専用住宅に浄化槽を設置する事業を行うもの (1) 公共下水道の処理区域及び事業認可区域 (2) 住宅団地内に処理施設を有し、生活排水を処理できる区域			5人槽 294千円 6人～7人槽 342千円 8人～10人槽 459千円 うち単独浄化槽撤去 90千円	環境衛生課	0293-23-7031
146	耐震診断	高萩市	高萩市木造住宅耐震診断士派遣事業	H20. 4. 1	地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進するもの。	①1戸建て木造専用住宅又は店舗等併用住宅（床面積の1/2以上が住宅であるものに限る） ②建築確認が昭和56年5月31日以前（旧耐震基準） その他			75,000円/1戸（先着順5戸まで）	都市整備課	0293-23-7034
147	耐震改修	高萩市	高萩市木造住宅耐震化促進補助事業	H24. 4. 1	地震発生時における既存木造住宅の倒壊等を防止するため、耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者に対し、補助金を交付するもの。	①1戸建て木造専用住宅又は店舗等併用住宅（床面積の1/2以上が住宅であるものに限る） ②建築確認が昭和56年5月31日以前（旧耐震基準） その他（耐震改修工事のみ地元業者限定）	●		耐震設計・工事に要する額の1/3以内（上限：耐震改修設計10万円、耐震改修工事30万円）	都市整備課	0293-23-7034



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
148	リフォーム	高萩市	住宅リフォーム補助金	H26.6.1	市内の施工業者によって住宅の改修工事を行った市民に対し、工事費の一部を補助する。	①補助を受けようとする住宅に継続して3年以上同居していること。 ②補助の対象となる住宅の所有者であること。 ③市税等及びの行う各種資金の貸付金に係る返済等の滞納が無いこと。 ④補助の対象となる改修工事について、市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。	●		10万円	観光商工課	0293-23-7316
149	復興支援（利子補給）	高萩市	被災住宅復興支援利子補給補助金	H24.9.27	東日本大震災における市内被災住宅等の復興を支援するため、被災者が当該復興のために行う資金の借入に係る利子の一部に対し、利子補給を行う。	東日本大震災により大規模半壊、半壊または一部損壊の罹災証明の交付を受け、かつ自己居住用住宅の補修等のため、金融機関から資金融資を受けたものに対し、支払利息1%相当額を補給するものである。（平成30年12月28日受付終了）			融資限度額6,400,000円×利子補給率1%	建設課	0293-23-7032
150	住宅家賃	高萩市	新婚世帯家賃補助事業	H26.6.16	市内の民間住宅に居住し、住所を有する新婚家庭の家賃の助成を行う	助成額は1世帯当たり月額1万円、ただし家賃が1万円未満の時はその額。交付期間は交付申請があった翌月から36月を限度とする。			12万円	子育て支援課	0293-23-2129
151	狭あい	高萩市	高萩市狭あい道路拡幅整備促進補助金	H10.4.1	狭あい道路の拡幅を促進し、建築基準法の趣旨徹底を図るとともに住環境の整備に寄与する	都市計画区域内で、後退部分を市道区域へ編入する際の以下の行為 ①既存塀等の撤去をする場合 ②分筆測量を行う場合			①塀等の撤去費用：基準により算出した額（上限15万円） ②分筆測量費用：基準により算出した額（上限15万円）	都市整備課	0293-23-7034
152	三世同居・近居	高萩市	三世同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金	H29.7.5	三世同居等による子育て・介護の家族による助け合いを促すとともに、多子世帯における快適な住環境の構築を支援し、もって定住人口の増加を図る。	①交付申請する前々年度以降に自己居住用の新築住宅又は中古住宅を取得し、交付申請する年度末までに所有権保存（移転）登記を完了すること。 ②三世同居等世帯や多子世帯の要件を満たしていること。 ③補助金の請求日までに、取得した住宅に居住し、住民登録をすること。			基礎交付分上限30万円（加算要件有、最大50万円）	地方創生課	0293-23-2127
153	空き家バンク	高萩市	高萩市物件紹介バンク	H30.1.15	市内の空き家や空き店舗の情報を取りまとめ、高萩市定住移住推進HPに掲載し、移住検討者や利用希望者に対して物件の情報を提供する。	①高萩市内に存在する空家や空店舗に係る所有権を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる者。（物件所有者） ②高萩市物件紹介バンクに登録されている空家や空店舗を購入または賃貸しようとする者。（利用希望者）			—	地方創生課	0293-23-2127
154	定住促進	高萩市	高萩市定住移住マッチング助成金	H30.7.3	高萩市物件紹介バンクに登録されている空き家の所有者、又は当該バンクを利用して空き家を取得した方に対して、家財等撤去費用、引越費用、仲介手数料の一部を助成する。	①高萩市物件紹介バンクに登録されている空家の所有権を有する者。（空家所有者） ②高萩市物件紹介バンクに利用登録し空家を取得した者であり、また、助成金の交付申請日の属する年度の4月1日から遡って1年以上の期間にわたり高萩市内に住所を有する者でなく、かつ、空家を取得後、その取得日の属する年度内に空家の所在地に住所を異動した者。（空家利用者）			①家財等撤去費用（上限10万円） ②引越費用（上限5万円） ③仲介手数料（上限5万円）	地方創生課	0293-23-2127
155	住宅家賃	高萩市	高萩市起業家等支援賃貸住宅家賃助成金	H30.7.3	起業等のために本市へ転入してきた小規模事業者（従業員5人以下の個人事業主又は法人）の代表者やその従業員に対して、住まいとなる賃貸住宅の家賃を最長3年間（36ヵ月）助成する。	①平成30年4月1日以降に高萩市内へ転入し、起業した小規模事業者（従業員5人以下の個人事業主または法人）、または、小規模事業者に雇用されている従業員。 ②助成金の交付申請日の属する年度の4月1日から遡って1年以上の期間にわたり高萩市内に住所を有しない者。 ③自己の居住用に供する賃貸住宅であり、住民票の住所が当該賃貸住宅の所在地であること。			上限1万円/月（最長3年間（36ヵ月））	地方創生課	0293-23-2127
156	ブロック塀	高萩市	高萩市危険ブロック塀等撤去補助金	R2.4.1	通学路等に存置される地震等で倒壊の恐れのある危険ブロック塀の解体費の一部を補助する。	①通学路等に面した危険ブロック塀を所有していること。 ②道路面からの高さが80cmを超えるもの。 ③販売を目的とする土地に存するものでないこと。	●		10万円/件（先着順10件まで）	都市整備課	0293-23-7034
157	耐震診断	北茨城市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H21.4.1	旧耐震基準により建築された一戸建在来木造住宅等を対象に、耐震診断士を派遣。	①昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着工 ②地上2階以下の戸建住宅 ③延べ面積30㎡以上 その他			自己負担2千円	都市計画課	0293-43-1111(284)
158	耐震改修	北茨城市	木造住宅耐震改修費助成事業	H27.4.1	旧耐震基準により建築された一戸建在来木造住宅等を対象に、耐震改修設計・工事費の一部を補助。	①昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着工 ②地上2階以下の戸建住宅 ③延べ面積30㎡以上 ④上部構造評点が1.0未満で、改修により0.3以上増加し1.0以上。 その他	●		設計費用の1/3、上限10万円 工事費用の1/3、上限40万円	都市計画課	0293-43-1111(284)
159	リフォーム	北茨城市	住宅リフォーム助成事業	H21.8.1	個人住宅の機能維持、改善を図り、住環境の向上を目的とし市内施工業者に限定することにより産業の振興を図る	市内施工業者によって個人住宅の改修工事を行った方に経費の一部を補助する。	●		10万円	商工観光課	0293-43-1111(内線362)
160	リフォーム（福祉）	北茨城市	障害者住宅リフォーム助成事業	H7.4.1	居宅の通行を円滑化することを目的とする。	在宅で生活する身体障害者等の住宅改修の費用の一部を補助する。			35万円	社会福祉課	0293-43-1111(内線138)
161	復興支援（利子補給）	北茨城市	被災住宅復興支援利子補給事業	H24.4.1	東日本大震災により被害を受けた者又はその親族に対し、被災住宅又は被災地地の復興のために必要な資金の借り入れについて補助。	①被災住宅を所有し、震災時に当該住宅に居住 ②平成23年3月11日以降に金融機関から借入れ。 ③被災者生活再建支援法の支援金の交付を受けていない。 その他			年末融資残高の1%以内 補助対象融資限度額640万円（宅地復旧がある場合は390万円加算）	都市計画課	0293-43-1111(284)
162	太陽光	北茨城市	北茨城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H25.5.1	地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減及び市民の環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、その設置に要する費用の一部を補助する。	①市内に住所を有し、又は有することが見込まれる者のうち、新たに太陽光発電システムを設置するもの。 ②市税等を滞納していないもの。 ③電力会社と電力供給契約を締結するもの。 ④補助金の交付申請した年度内に、すべての手続きを完了することができるもの。			①補助要件：出力が10kw未満であること ②1kw=3万円を乗じて得た額（当該補助金の額に千円未満の端数がでた場合は切り捨て）とし、上限10万円	生活環境課	0293-43-1111(内線373)
163	合併浄化槽	北茨城市	北茨城市浄化槽設置費等補助金	H10.4.1	①浄化槽を設置する市民に対し、設置費の一部を補助する。 ②浄化槽の設置に伴い、現在使用している単独処理浄化槽を撤去する場合に撤去費の一部を補助する。 ③浄化槽の設置に伴い、現在使用しているくみ取り便槽、単独処理浄化槽から転換する者に対し、転換推進補助を実施。	〈補助対象浄化槽〉 主として居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設したもので、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものを含む）に付随した、環境配慮型浄化槽。 〈補助対象外地域〉 1 下水道の処理区域及び漁業集落排水施設の処理区域 2 下水道の認可を受けた区域で、おおむね7年以内に整備が見込まれる区域 3 北茨城市公共下水道計画区域（下水道の認可区域を除く）のうち、おおむね7年以内に整備が見込まれる区域 4 住宅団地内に処理施設を有し、雑排水処理をしている区域 〈補助対象外の者〉 1 建築基準法第6条第1項に基づく確認申請、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽設置する者 2 販売、賃貸、別荘等の目的で処理施設付き住宅等を建築する者 3 土地、住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 4 既に浄化槽を設置した者で、新たに浄化槽を設置又は更新若しくは改築するもの（災害に伴い必要となった家屋の新築、改築又は増築に伴う浄化槽の設置若しくは更新を行うものを除く。）			①設置費補助 5人槽：294,000円 7人槽：342,000円 10人槽：459,000円 ※処理対象人員が10人以下の浄化槽が補助対象 ②撤去費補助：90,000円 ③転換推進補助 単独処理浄化槽から転換の場合：170,000円 くみ取り便槽の撤去を伴う転換の場合：200,000円 くみ取り便槽の撤去を伴わない転換の場合：170,000円	生活環境課	0293-43-1111(内線372)
164	生ゴミ	北茨城市	生ゴミ処理器購入助成事業	H4.4.1	生ゴミ処理容器及び生ゴミ処理機器を購入し設置する者に対し補助金を交付する	購入価格の1/2（消費税、工事費を除く）			・コンポスト 3,000円 ・電動機 20,000円	生活環境課	0293-43-1111(内線372)
165	勤労者	北茨城市	北茨城市中企業勤労者融資制度	H20.4.15	勤務先に労働組合のない人や雇主が一定しない人が融資を受けるとき、保証料の一部を市で負担する。	中小企業勤労者融資斡旋の対象者			・住宅資金：保証料の1/2上限20万円 ・その他：（生活資金、教育資金）の保証料	商工観光課	0293-43-1111(内線362)
166	空き家バンク	北茨城市	北茨城市空き家バンク	H28.5.1	売買又は賃貸を希望する市内にある空き家の情報を登録し、定住を目的に利用を希望する方にその情報を提供する。	なし。			なし。	企画政策課	0293-43-1111(内線232)
167	リフォーム（福祉）	笠間市	笠間市重度心身障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H18.3.19	笠間市重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業要綱に基づき、重度障害者（児）の福祉を推進するために住宅・設備をその障害者（児）に適するように改善する際に要する経費の助成を行う。	市内に住所を有する①又は②のいずれを満たし、かつ、③を満たす重度障害者（児）であって、住宅・設備の改善を行う必要があるものとする。 ①身体障害者手帳の所持者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）者（児） ②療育手帳の総合判定（A）の知的障害者（児） ③住宅・設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者			限度額は50万円 なお、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 （補助率4分の3）	社会福祉課	0296-77-1101(154~156)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
168	リフォーム（福祉）	笠間市	笠間市障害者等日常生活用具給付事業	H19.9.26	笠間市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱	市内に住所を有し、下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者に限る。）又は下肢若しくは体幹機能に障害がある難病患者等			限度額は20万円（補助率10分の9） なお、生活保護受給世帯は、自己負担なし（補助率10分の10）	社会福祉課	0296-77-1101 (154~156)
169	リフォーム（福祉）	笠間市	居宅介護（介護予防）住宅改修事業	H12.4.1	要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行うおとすときは、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実態がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9（8）割相当額が償還払いで支給される。	住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修			20万円 (ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。)	高齢福祉課	0296-77-1101 (170)
170	復興支援（利子補給）	笠間市	笠間市被災住宅復興支援利子補給事業	H24.4.1	東日本大震災により被害を受けた住宅等を金融機関から融資を受けて補修等をする方を対象に、借り入れにかかる利子の一部を補助する	1. 自己または親族の所有する住宅が、大規模半壊、半壊、一部損壊のいずれかの「り災証明書」を受けており、震災発生時に自己または親族がその住宅に居住していた方。ただし、被災住宅を解体し、被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は除く。 2. 被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入または被災地での復旧工事を市内で行う方。 3. 平成23年3月11日以降に独立行政法人住宅金融支援機構や銀行法第2条で定める「銀行」または協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組合金融機関」と金融消費貸借契約を締結し、平成31年3月31日までに融資を受けた方。 4. 市税等を滞納していない方。 ※新規受付は令和元年12月で終了しています。			年利1%に相当する額 (ただしそれ未満の場合はその利率)	都市計画課	0296-77-1101 (587)
171	空き家	笠間市	笠間市空家活用支援補助金	H25.4.1	本市の人口減少対策、景観保全や健全な地域の維持を目的とした「空家・空地バンク制度」の利活用を促進するため、登録物件を修繕する費用の一部を補助する。	①登録物件の住所に住民登録をすること。（入居者のみ） ②納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 ③登録物件に入居する者については、その属する世帯全員が市内に居住の用に供する建物を保有していないこと。 その他			修繕費用の2分の1以内（50万円）	都市計画課	0296-77-1101 (534)
172	空き家	笠間市	笠間市空家活用支援補助金	H25.4.1	本市の人口減少対策、景観保全や健全な地域の維持を目的とした「空家・空地バンク制度」の利活用を促進するため、登録物件の利用者に対し、購入費の一部を補助する。	①取得した登録物件の住所に住民登録をすること。 ②納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 ③当該物件に5年以上居住すること。 その他			取得対価の3%以内（30万円）	都市計画課	0296-77-1101 (534)
173	空き家	笠間市	笠間市空家活用支援補助金	H25.4.1	本市の人口減少対策、景観保全や健全な地域の維持を目的とした「空家・空地バンク制度」の利活用を促進するため、登録物件の利用者に対し家賃の一部を補助する。	①賃借した登録物件の住所に住民登録をすること。 ②納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 ③当該物件に5年以上居住すること。 その他			家賃2ヶ月分に相当する額 (10万円)	都市計画課	0296-77-1101 (534)
174	空き家	笠間市	笠間市空家解体撤去補助金	H25.4.1	老朽危険空家の撤去を促進し、もって安全と安心の確保及び住環境の向上に資することを目的とし、管理不全状態の空家の解体撤去工事について、その経費の一部を予算の範囲内において補助する。	①市内にある管理不全状態空家等で、主に居住の用に供していたもの及びその土地を有する者 ②市税を滞納していない者 ③空家等対策の推進に関する特別措置法及び条例に定めるところにより、助言若しくは指導若しくは勧告又は命令に従って措置を講じようとする者 その他			補助対象工事に要する経費の2分の1以内（50万円）	都市計画課	0296-77-1101 (534)
175	下水道接続	笠間市	笠間市涸沼流域公共下水道接続支援事業補助金	H30.4.1	公共下水道事業並びに農業集落排水事業の普及促進を図るため、涸沼流域において排水設備の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	涸沼流域において排水設備設置工事を行う方で、かつ次の要件にすべて該当する方 (新築・法人その他の事業所等は除く) 1. 供用開始日から3年以内であること 2. 処理区域内における建築物の所有者又はその建築物の所有者の同意を得た方 3. 市税、公共下水道事業受益者負担金及び水道料金を滞納していない方 4. 融資あっせん制度を利用していない方			・一般住宅は1件につき4万円 ・貸家、アパートは1件につき2万円（ただし5件を限度とする）	下水道課	0296-77-1101 (公下：71131) (農集：71111)
176	下水道接続	笠間市	笠間市霞ヶ浦流域公共下水道接続支援事業補助金	H30.4.1	公共下水道事業並びに農業集落排水事業の普及促進を図るため、霞ヶ浦流域において排水設備の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	①霞ヶ浦流域において排水設備設置工事を行う方で、かつ次の要件にすべて該当する方 (新築・法人その他の事業所等は除く) 1. 処理区域内における建築物の所有者又はその建築物の所有者の同意を得た方 2. 市税、公共下水道事業受益者負担金及び水道料金を滞納していない方 3. 融資あっせん制度を利用していない方 ②前項の要件のほか、次の要件にすべて該当する方 1. 補助金の交付を受けようとする方の世帯の構成人に、当該年度の4月1日現在で満18歳未満の方又は当該年度の3月31日時点において満65歳以上の方がいる世帯 2. 収入のある方の課税対象所得の合計額が334万円以下である方			①の要件にのみ該当する方 ・一般住宅は1件につき4万円 ・貸家、アパートは1件につき2万円（ただし5件を限度とする） ①と②の要件に該当する方 ・一般住宅は1件につき4万円 ・貸家、アパートは1件につき2万円（ただし5件を限度とする） ・設置工事費31万円（ただし設置工事費から前項補助金を差し引いた額が31万円未満の場合はその額）	下水道課	0296-77-1101 (公下：71131) (農集：71111)
177	合併浄化槽	笠間市	笠間市浄化槽設置事業補助金	H18.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	公共下水道事業認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く笠間市全域において、専用住宅に処理対象人員10人以下の高度処理型浄化槽を当該年度に設置（単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽へ転換する場合を含む。）する方。 ただし次の方は補助対象外 1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請又は浄化槽法に基づく設置の届出を行わずに浄化槽設置する方 2. 販売の目的又は賃貸の目的で浄化槽付き住宅等を建築する方 3. 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方 4. 市税及び上下水道料金を滞納している方 5. 既存浄化槽から転換し、浄化槽を設置する方。ただし災害が伴うものは除く 6. 補助金申請時において市内に住所を有し、浄化槽付き戸建て住宅を建て替える方			1. 新築 ・5人槽：444,000円 ・6~7人槽：486,000円 ・8~10人槽：576,000円 2. 転換 ・5人槽：645,000円 ・6~7人槽：772,000円 ・8~10人槽：959,000円 3. 単独処理浄化槽撤去費用：90,000円 4. 宅内配管工事費（霞ヶ浦流域）：300,000円	下水道課	0296-77-1101 (71111)
178	空き家バンク	笠間市	笠間市空家・空地バンク制度	H25.4.1	市内の空家や空地の有効活用を通して、良好な住環境の確保並びに定住及び定期的な滞在の促進による地域の活性化を図るとともに、生活環境の保全を推進するため、空家や空地に関する情報を登録し、利用希望者に対して市がその情報を提供する制度。	「笠間市空家活用支援補助金」のとおり。			「笠間市空家活用支援補助金」のとおり。	都市計画課	0296-77-1101 (534)
179	耐震診断	笠間市	笠間市木造住宅耐震診断士派遣事業	H21.4.1	一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合に、木造住宅耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化意識の啓発を図る。	①一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（床面積の2分の1以上が居宅であるものに限る。）で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。 ②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。 ③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。 ④税の滞納をしていない者。			自己負担金2千円	都市計画課	0296-77-1101 (586)
180	耐震改修	笠間市	笠間市木造住宅耐震改修事業費補助金	H30.4.1	木造住宅の倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修設計や耐震改修工事を行う方を対象に、その費用の一部を補助する。	①一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（床面積の2分の1以上が居宅であるものに限る。）で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。 ②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。 ③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。 ④耐震診断を受けており、上部構造評点が1.0未満であること。 ⑤税の滞納をしていない者。			耐震改修計画事業 事業に要した費用の2/3以内（10万円が限度） 耐震改修工事事業 事業に要した費用の23%以内（30万円が限度）	都市計画課	0296-77-1101 (586)
181	既存住宅状況調査（インスペクション）	笠間市	笠間市空家・空地バンク登録物件流通促進事業補助金	H30.7.1	空家・空地バンクを活用した空家等の流通促進を目的として、既存住宅状況調査に要した費用の一部を補助する。	対象となる住宅は、市内に所在する既存の住宅で、空家・空地バンクに登録する（既に登録されている住宅を含む）住宅。 対象者は要件をすべて満たす方。 ①補助対象住宅の所有者、購入者又は空家・空地バンク制度の利用登録者であること。 ②納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 ③以前に補助対象住宅において、既存住宅状況調査事業による補助を受けていないこと。			調査費用の2分の1以内（25,000円）	都市計画課	0296-77-1101 (534)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
182	空き家	笠間市	笠間市空家・空地バンク登録物件流通促進事業補助金	H30.7.1	空家・空地バンクを活用した空家等の流通促進を目的として、補助対象住宅の瑕疵保険の付保に係る費用の一部を補助する。	対象となる住宅は、市内に所在する既存の住宅で、空家・空地バンクに登録する(既に登録されている住宅を含む)住宅。 対象者は要件をすべて満たす方。 ①補助対象住宅の所有者又は購入者であること。 ②納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 ③以前に補助対象住宅において、既存住宅売買瑕疵保険事業による補助を受けていないこと。			保険費用及び検査費用の2分の1以内(50,000円)	都市計画課	0296-77-1101(534)
183	空き家	笠間市	笠間市空家活用支援補助金	R1.10.1	本市の人口減少対策、景観保全や健全な地域の維持を目的とした「空家・空地バンク制度」の利活用を促進するため、登録物件の利用者に対し家財道具具処分費用の一部を補助する。	①補助金の交付を受けた日から2年以上空家・空地バンクへ登録すること。(契約締結となった場合を除く) ②納付すべき市区町村税等の滞納がないこと。 ③以前に空家・空地バンク登録物件家財道具等処分支援事業による補助を受けていないこと。 ④補助金の交付の申請に係る補助対象となる経費等について、市が実施する他の補助制度による補助を受けていないこと。			対象経費の2分の1以内(10万円)	都市計画課	0296-77-1101(534)
184	住宅家賃	笠間市	笠間焼産地後継者育成補助金	H28.4.1	国の伝統的工芸品に指定されている笠間焼の担い手育成を推進し、地場産業である笠間焼の振興を図ることを目的とした補助金。 賃貸物件の家賃の一部を補助する。	茨城県立笠間陶芸大学校の在籍者で以下の要件を満たす者 ①市内に住民票を有する者 ②賃貸物件の契約を補助対象者本人の名義で行っている者 ③市税に対して未納がないこと者			補助率:1/4以内 限度額:10,000円/月(年間限度額:120,000円)	商工課	0296-77-1101(510・511)
185	住宅取得	笠間市	笠間市ものづくり作家創業支援事業補助金	H29.4.1	市内で創業する「ものづくり作家」の活動を支援することで、芸術及び文化の振興による商工業の活性化を図ることを目的とした補助金。 住宅又は工場の取得費用の一部を補助する。	市内で創業又は市外から移転し創業する「ものづくり作家」(彫刻家・画家・書家・工芸美術家)であり、以下の要件を満たす者 ①市に納付すべき税について未納がない者 ②補助金の交付申請日の属する会計年度内に創業する者 ③実績報告書を提出する時点において市内に住所を有する者 ④補助金の交付の申請に係る補助対象となる経費等について、市が実施する他の補助制度による補助を受けていない者			補助率:1/10以内 限度額:500,000円	商工課	0296-77-1101(510・511)
186	若者・子育て	笠間市	笠間市公営住宅子育て世帯支援助成金	H31.4.1	果富福原アパート及び市営福原住宅を活用した子育て世帯の移住、定住を促進し人口の減少を抑制するため、入居している子育て世帯に対し、子育て等に係る費用の一部を助成する。	交付対象は、次のいずれにも該当する子育て世帯 ①福原住宅の入居世帯で、笠間市の住民基本台帳に記録されていること。 ②小学生以上の交付対象児全員が市内の小・中学校または義務教育学校に在学していること。 ③生活保護を受けていないこと。 ④県税及び市税を滞納していないこと。 ⑤家賃を滞納していないこと。 ※「子育て世帯」・・・中学3年生以下の子とその扶養者が同居している世帯。			1世帯当たり月額10,000円	管理課	0296-77-1101(575)
187	耐震診断	取手市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H17.4.1	木造住宅耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行う(無料耐震診断)	市内の木造一戸建て住宅(兼用住宅を含む)で次の条件を全て満たすもの ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの ②地上階数が2階以下で、在来工法か枠組壁工法等のもの ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの			-	建築指導課	0297-74-2141(内線3125)
188	耐震改修	取手市	木造住宅耐震改修設計費補助	H21.4.1	耐震改修設計の費用の一部を助成する	市税の滞納がなく、次の対象住宅を所有している方※補助金交付決定後に着手 ①無料耐震診断対象建築物 ②無料耐震診断(一般診断)などの結果で上部構造評点が1.0未満のもの			10万円(設計費の3分の1以内)	建築指導課	0297-74-2141(内線3125)
189	耐震改修	取手市	木造住宅耐震改修工事費補助	H21.4.1	耐震改修工事の費用の一部を助成する	市税の滞納がなく、次の対象住宅を所有している方※補助金交付決定後に着手 ①無料耐震診断対象建築物 ②無料耐震診断(一般診断)などの結果で上部構造評点が1.0未満のもの ③改修設計時の精密診断で、上部構造評点が0.3以上上昇し、1.0以上となるもの	●		30万円(工事費の3分の1以内)	建築指導課	0297-74-2141(内線3125)
190	リフォーム(福祉)	取手市	居宅介護住宅改修給付費	H12.4.1	在宅要介護被保険者が、手摺りの取付け、段差解消等の住宅改修を行った時に、居宅介護住宅改修給付費を支給する。	要介護認定を受けている方			20万円が上限(自己負担は1～3割)	高齢福祉課	0297-74-2141(内線1307)
191	リフォーム(福祉)	取手市	介護予防住宅改修給付費	H12.4.1	要支援被保険者が、手摺りの取付け、段差解消等の住宅改修を行った時に介護予防住宅改修給付費を支給する。	要支援認定を受けている方			20万円が上限(自己負担は1～3割)	高齢福祉課	0297-74-2141(内線1307)
192	リフォーム(福祉)	取手市	取手市障害者等日常生活用具給付事業【居宅生活動作補助用具】	H23.4.1	障害者等の移動等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象者にあつては、支給を受けられる部分を除く。	下肢機能障害、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する者であつて、障害等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合に於ては、上肢障害2級以上の者に限る。)又は難病患者であつて、下肢機能障害若しくは体幹機能障害を有する者			55万円(介護保険20万円利用者は、35万円)	障害福祉課	0297-74-2141(内線1334)
193	復興支援(利子補給)	取手市	取手市被災住宅復興支援利子補給金	H24.4.1	東日本大震災により被害を受けた住宅の復旧、再建等に関する資金の借入れに係る利子の一部を補給する制度。	①自己又は親族が所有し、東日本大震災発生時に被災住宅に居住していた方。 ②り災証明が一部損壊で住宅の補修又は市内で建替えられた方か、り災証明が半壊、大規模半壊で住宅の補修又は取り壊さずに市内で建替えられた方。その他			年64,000円で5年間補助(32万円)	社会福祉課	0297-74-2141(内線1317)
194	下水道接続	取手市	水洗便所改造資金助成	S60.10.1	下水道供用開始日から3年以内に下水道区域内の水洗化(下水道接続工事)に要する経費の一部を助成。	当該改造費用に係る資金の融資斡旋(利子補給)。			融資斡旋額1件につき上限30万円に対する利子補給	取手地方広域下水道組合経営課	0297-74-4170(内線221)
195	下水道接続	取手市	水洗便所改造資金助成	S60.10.1	下水道供用開始日から3年以内に下水道区域内の水洗化(下水道接続工事)に要する経費を助成。	生活扶助を受けている者で当該工事に要した費用の全額を助成。			上限無し	取手地方広域下水道組合経営課	0297-74-4170(内線221)
196	下水道接続	取手市	宅内排水ポンプ槽設置費補助金	H15.12.1	下水道供用開始日から3年以内に下水道区域内の水洗化(下水道接続工事)に要する経費の一部を助成。	低宅地及び自然流下の不可能と認められる宅地について、宅内排水ポンプ槽設備に要する費用の一部を助成。			70万円	取手地方広域下水道組合経営課	0297-74-4170(内線221)
197	合併浄化槽	取手市	取手市合併処理浄化槽設置事業補助金	H5.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため合併処理浄化槽設置に係る費用の助成	下水道接続が7年以上見込まれない地域であつて、自己の居住の用に供する住宅(小規模な店舗等を併設したものは、居住部分の床面積が2分の1以上であるものに限る)従前排水状況による要件あり			5人槽=294,000円 7人槽=342,000円 10人槽=459,000円 既存単独処理浄化槽撤去撤去補助=90,000円	環境対策課	0297-74-2141(内線1415)
198	生ゴミ	取手市	生ごみ処理機等購入補助金	H21.4.1	生ごみ処理機等を購入した者に対し補助金を交付することにより、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量を図る。	①市内に住所を有する者 ②減量又は堆肥化された生ごみを、自己の責任において処分することができる者 ③当該補助金の交付を受けた日から、電気式処理機については5年間、その他の処理機等については3年間の期間を経過した者(交付を受けた者又は交付を受けた者と同一世帯に属する者)			購入に要する費用の2分の1に相当する額ただし、電気式処理機は1基につき2万円、その他の処理機等は1基につき3,000円を上限とする	環境対策課	0297-74-2141(内線1417)
199	定住促進	取手市	住宅取得補助金	H28.4.1	住宅の建設、購入に係る費用の助成	市街化区域内における一定水準以上の戸建住宅や、マンションを建設・購入する際の住宅ローンの額に応じて補助するもの。(満15歳以下のこどものいる世帯、申請者が市内に勤務する場合はともに5万円の加算。)			40万円	都市計画課	0297-74-2141(内線3112)
200	定住促進	取手市	住宅リノベーション補助金	H28.4.1	中古住宅の改修・増築に係る費用の助成	市街化区域内における一定水準以上の中古住宅を取得してリノベーション(改修または増築工事)する費用、または、世帯員増員のためにリノベーションする費用に対して補助するもの。(満15歳以下のこどものいる世帯、申請者が市内に勤務する場合はともに5万円の加算。)			30万円	都市計画課	0297-74-2141(内線3112)
201	定住促進	取手市	シニア層の持ち家活用による住み替え支援補助金	H28.4.1	子育て世帯の居住促進を目的に、シニア世帯が所有する住宅を子育て世帯へ賃貸する費用の助成	市内に転居するシニア(55歳以上)世帯の市街化区域内の持ち家を、満15歳(義務教育)以下のこどものいる世帯に賃貸する際の仲介手数料、貸主が行うリフォーム等費用、賃借人の家賃を補助するもの。			仲介手数料…上限6万円 リフォーム当費用…上限6万円 家賃…上限1万円(最大3ヶ月)	都市計画課	0297-74-2141(内線3112)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
202	狭あい	取手市	狭あい道路拡幅整備促進補助事業	S62.4.1	道路後退部分の既存塀等の撤去及び再築造費用の補助	①道路の拡幅に伴う既存塀等の撤去 ②塀又は土留(高さ50センチメートル未満)又は擁壁(高さ50センチメートル以上)の再築造			①5万円 ②10万円又は30万円	建築指導課	0297-74-2141 (内線3125)
203	狭あい	取手市	分筆測量補助事業	S62.4.1	道路後退部分の分筆地目変更または分筆寄付費用の補助	①道路後退部分を公衆用道路に地目変更 ②道路後退部分を市に寄付			①5万円(地目変更する場合) ②15万円(寄付する場合)	建築指導課	0297-74-2141 (内線3125)
204	耐震診断	牛久市	耐震診断士派遣事業	H19.4.1	旧耐震基準の木造住宅に対して、耐震診断を行う木造住宅耐震診断士を派遣する。	①市内に存する昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着手された一戸建ての木造住宅であること。 ②地上階数が2以下、延べ床面積30㎡以上であること。 ③在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によって建築されたものであること。 ④対象住宅の所有者が居住し、市税を滞納していないこと。			国費、県費、市費により全額負担	建築住宅課	029-873-2111 (内2561)
205	リフォーム(福祉)	牛久市	バリアフリー住宅の整備費を助成する	H4.10.25	重い障害のある人が自宅の玄関、台所、浴室、トイレ等を改造するときの費用の一部を助成	市内に居住する次に掲げる①又は②のいずれかの要件を満たし、かつ③の要件を満たす重度障害者(児)であって、住宅・設備の改善を行う必要がある者。 ①身体障害者手帳の所持者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢又は体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)である者 ②療育手帳所持者で総合判定○Aの者 ③特別障害者手当の例により求めた本人及び扶養義務者の前年の所得額が、当該月における特別障害者手当の所得制限基準額を超えない者			原則、介護保険または日常生活用具の住宅改修費(20万円、自己負担1割)に35万円上乗せ(自己負担2割5分)し、合計55万円	社会福祉課	029-873-2111 (内1712)
206	合併浄化槽	牛久市	環境配慮型浄化槽設置事業補助金	H18.6.1	生活排水による公共水域の水質悪化を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽設置	①概ね7年以内に公共下水道の整備が見込めない区域であること ②専用住宅で処理対象人員10人以下の環境配慮型浄化槽であること			人槽、処理能力により533,000～2,063,000円 既設浄化槽撤去費90,000円加算あり	環境政策課	029-873-2111 (内1561)
207	生ゴミ	牛久市	牛久市生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付	H2.4.1	一般家庭から排出されるごみの減量化対策の一環として、生ごみ処理容器等を設置並びに修繕した者に対し、費用の一部を助成。	1、市内に住所を有するもの 2、生ごみ処理容器等から出る物質を自家処理することができる者			生ごみ処理容器：1万円/基 生ごみ処理機器：2万円/基	廃棄物対策課	029-873-2111 (内1571～3)
208	その他	牛久市	牛久市住宅用環境配慮型機器設置事業補助金	H28.4.1	温室効果ガスの削減を図り、低炭素社会づくりによる環境保全を推進するため、住宅用環境配慮型機器を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	①市内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅に、新たに環境配慮型機器を設置する者 ②市内に自ら居住しようとする環境配慮型機器付きの住宅を購入する者であって、3月末日までに住宅の引渡しを受けるもの ③補助金の交付を申請した時点において、市税等の滞納がない者 ④過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者			1万円/台 住宅用潜熱回収型給湯器、住宅用自然冷媒ヒートポンプ給湯器、 家庭用ガスコージェネレーションシステム 9万円/台 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	環境政策課	029-873-2111 (内1569)
209	リフォーム	つくば市	つくば市安心住宅リフォーム支援補助金	R2.5.18	将来に渡り安心して住み続けることができる住まいづくりの支援として、市内に住宅を所有し自ら居住する者に対し、住宅リフォーム費用の一部を補助する事業。もって快適で安全な居住環境の維持向上及び地域経済の活性化を図る。	①対象は市内に所在する住宅で、申請者自らが居住すること ②補助対象者に市税の滞納がないこと ③市内に本店を有する法人等との請負契約によりリフォーム工事を行うこと ④昭和56年6月1日以後に建築確認を受けた住宅又は同日前に建設された住宅のうち、耐震性が確保されていると判断できること ⑤市が実施する他の類する制度の補助を受けていないこと ⑥リフォーム工事費用が50万円(消費税を含む)以上であること ⑦以前に本制度による補助を受けていないこと その他	●		10万円(補助は対象経費の10分の1)	住宅政策課	029-883-1111 (内線3931)
210	リフォーム	つくば市	商店街空き店舗活用補助金	H22.4.1	既存商店街等に所在する空き店舗を活用して事業活動を行おうとする中小企業者等に対し、賃借及び改装に必要な費用の一部を補助する事業。(店舗兼住宅として活用する場合も補助対象)	①商工会の推薦を受けていること。 ②1年以上継続して事業を行う見込みがあること。 ③市税の滞納がないこと。 ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営む者でないこと。 ⑤中小小売商業振興法第11条第1項に規定する特定連鎖化事業に加盟している者でないこと。	●		改装：150万円 家賃：60万円	産業振興課	029-883-1111 (内線6364)
211	リフォーム(福祉)	つくば市	つくば市重度障害者住宅リフォーム補助金交付事業	不明	一定の障害を有する者または同居の保護者で、バリアフリー工事を行った者に対し、その費用の一部を補助する。	①身体障害者手帳所持者であり、その障害が下肢・体幹・移動機能障害1級・2級で、かつ旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載がある者 ②療育手帳所持者であり、その障害が「マルA」に該当する者			26万円2千円	障害福祉課	029-883-1111 (内線2214)
212	復興支援(利子補給)	つくば市	つくば市被災住宅復旧資金利子補給事業(東日本大震災)	H23.5.20	東日本大震災にて被災した住宅の修繕、建替え又は購入を目的とする融資(年利3%以内)について、毎年1月から12月までに支払った利子を、申請後10年間に限り補給する。	東日本大震災にて被災した住宅の修繕、建替え又は購入を目的とする融資(年利3%以内)			宅地復旧なし 6万4千円 宅地復旧あり 10万3千円	社会福祉課	029-883-1111 (内線2121)
213	復興支援(利子補給)	つくば市	つくば市被災住宅復旧資金利子補給事業(竜巻災害)	H24.7.5	つくば市竜巻災害にて被災した住宅の修繕、建替え又は購入を目的とする融資について、毎年1月から12月までに支払った利子を、申請後10年間に限り補給する。	つくば市竜巻災害にて被災した住宅の修繕、建替え又は購入を目的とする融資			10万円	社会福祉課	029-883-1111 (内線2121)
214	耐震診断	つくば市	つくば市木造住宅耐震診断士派遣事業	H17.10.13	地震に強いまちづくりを推進するため、市が派遣する耐震診断士が耐震診断を行う費用の助成。	①昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下で一戸建て等の木造住宅であること。 ②在来軸組構法又は伝統的工法で有り、延べ面積が30平方メートル以上であること。 ③過去に当該事業による耐震診断を受けていないこと。 ④住宅の所有者等が固定資産税及び住民税を滞納していないこと。			無料	建築指導課	029-883-1111 (内線3140)
215	耐震改修	つくば市	つくば市木造住宅耐震改修費助成事業	H24.4.4	地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を助成。	①昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下で一戸建て等の木造住宅であること。 ②在来軸組構法又は伝統的工法で有り、延べ面積が30平方メートル以上であること。 ③兼用住宅の場合は、住宅以外の用途に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の半分以上を超えないこと。 ④精密診断法による診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、耐震改修後に評点が1.0以上となるもの。			・耐震改修設計及び工事監理に要した費用の2分の1(上限10万円) ・耐震改修工事に要した費用の2分の1(上限30万円)※高齢者世帯又は障害者世帯の場合は上限40万円	建築指導課	029-883-1111 (内線3140)
216	狭あい	つくば市	門、塀等撤去補助金交付事業	H9.10.1	道路後退部分の既存塀等の撤去費用の補助	幅員が1.8m以上4m未満の道で、その中心線から2m後退した線より道の側にある門・塀などを撤去する場合			10万円	建築指導課	029-883-1111 (内線3130・3131)
217	マイホーム発電	つくば市	つくば市クリーンエネルギー機器設置事業補助金	H30.4.1	クリーンエネルギー機器の普及を促進し、二酸化炭素排出量の削減を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的として交付する。	燃料電池(エネファーム) 【補助要件】 ①一般社団法人燃料電池普及促進協会が認定した機種であること。 ②未使用品(新品)の1台限りとし、リースでないこと。 蓄電池 【補助要件】 ①発電出力が3kW以上のものである太陽光発電システムと連系し、配線方法が余剰配線であること。 ②交渉最大蓄電容量4kWh以上のものであること。 ③申請者が電力会社と供給契約を締結すること。 ④未使用品(新品)の1台限りとし、リースでないこと。			燃料電池(エネファーム)：5万円 蓄電池：5万円	環境政策課	029-883-1111 (内線4321)
218	住宅取得	つくば市	つくば市低炭素ガイドラインに基づく認定補助金	H30.4.1	効果的かつ持続可能な低炭素社会を実現するため、つくば市は「つくば市低炭素(建物・街区)ガイドライン」を策定した。本ガイドラインで定める基準を満たす建物の建築を促進することで温室効果ガス排出量の削減を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的として交付している。	【補助要件】 ①新建住宅または新築建売を購入すること。 ②つくば市に居住または居住予定であること。 ③当該住宅がガイドラインで定められた「つくばSMILEハウス(戸建住宅)レベル2」または「つくばSMILEハウス(戸建住宅)レベル3」に認定されていること。 ④当該住宅を自らが生活の主たる拠点とすること。 その他			つくばSMILEハウスレベル2：20万円 つくばSMILEハウスレベル3：30万円	環境政策課	029-883-1111 (内線4321)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
219	生ゴミ	つくば市	つくば市生ごみ処理容器等購入費補助金	H17年度以前	生ごみの自家処理を促進するため、家庭用の生ごみ処理容器等の購入に対して、つくば市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	①家庭で生ごみの減量化に取り組むことができる方であること。 ②つくば市内に在住していること。 ③過去5年以内に補助の交付を受けていない世帯であること。			・自然発酵分解生ごみ処理器 購入額の2分の1補助、1世帯2基まで限度額20,000円 ・電気式生ごみ処理器 購入額の2分の1補助、1世帯1基まで限度額20,000円 ※予算が無くなり次第終了となりますので、事前にお問い合わせください。	環境衛生課	029-883-1111 (内線4381)
220	合併浄化槽	つくば市	つくば市高度処理型合併処理浄化槽設置補助制度	H16.4.1	公共水域の更なる水質改善を図るべく、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進のために、専用住宅に当該浄化槽を設置するものに対して、設置費の一部補助を実施している。また、既存の単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合には、単独浄化槽の撤去費補助を併せて上乗せ補助を行う。	①設置予定地が、下水道整備済区域、下水道認可区域、集中浄化槽処理区域でないこと。 ②高度処理型合併処理浄化槽であること ③申請者本人の自己居住用であること その他			2,063千円 ※NP型、10人槽、転換の場合 ※単独処理浄化槽の撤去工事を行う場合は、一律90千円加算	環境保全課	029-883-1111 (内線4340)
221	空き家バンク	つくば市	つくば市空家バンク制度	H28.2	つくば市内への定住の促進及び地域の活性化を目的とした、市が空家等の情報提供を行い、空家等の所有者と空家等の利用希望者の橋渡しを行う制度。	補助金はなし。			補助金はなし。	住宅政策課	089-883-1111 (内線3930)
222	空き家	つくば市	つくば市空家活用補助金	R2.5.18	市内の空き家の有効活用を推進し、良好な住環境の維持を図るため、空家バンクに登録されている物件の売買契約が成立した場合に、購入者・所有者に対して、当該物件の改修・家財処分に係る費用の一部を補助する。	①【改修】つくば市空家バンク利用登録者であること 【家財処分】つくば市空家バンクに登録された物件の所有者であること ②市税の滞納がないこと ③物件購入者と所有者が三親等以内の親族関係にないこと ④【改修】登録物件を購入して、当該物件を10年以上利用する意思があること ⑤以前に本制度による補助を受けていないこと ⑥空家バンク登録以降も継続して適正に管理されている物件であること ⑦市が実施する他の類する制度の補助を受けていないこと ⑧市内の施工業者が工事を行うこと（本店又は支店・営業所がある事業者） その他			【改修】50万円（補助は対象経費の2分の1） 【家財処分】10万円（補助は対象経費の2分の1）	住宅政策課	029-883-1111 (内線3930・3931)
223	生垣	つくば市	つくば市生け垣設置奨励補助金	H23.4.20	生け垣の設置を奨励することにより、緑化の推進を図り、もって良好な景観形成の推進及び災害に強いまちづくりに寄与することを目的として交付する。	①一戸建ての住宅で4m以上の道路（4m未満の場合は道路中心線より2mのセットバックが必要）と建物敷地との境界に接した部分への生け垣設置であること。 ②生け垣の延長は3m以上であること。 ③植栽する樹木の樹高は約90cmであること。 ④樹木の植栽本数は1mあたり2本以上であること。 ⑤敷地境界との接道部に盛土、石垣又は植栽樹（以下「盛土等」という。）を設けその上に生け垣を設置する場合は、盛土等の高さが60cm以下であること。			10万円	公園・施設課	029-883-1111 (内線3443)
224	下水道接続	つくば市	公共下水道接続工事費補助金交付事業	H20.10.1	汲み取り便所又は浄化槽を廃止し、供用開始3年以内の公共下水道へ接続する際にかかる費用の助成 ※霞ヶ浦流域については4年以降も助成	①法人その他の団体でないこと ②公共下水道事業受益者負担金を滞納していないこと ③市税を滞納していないこと ④つくば市水洗便所改造資金融資あつ旋及び助成規則の規定による融資あつ旋及び融資額に対する利子相当額の助成を受けていないこと			補助対象工事に要した費用の1/2、1,000円未満切捨て（4万円） ※霞ヶ浦流域については最高35万円	下水道課	029-883-1111 (内線4220)
225	住宅家賃	つくば市	つくば市保育士就労促進助成金	H28.7.1	新たにつくば市に転入し、市内の私立認可保育所等で勤務する常勤保育士へ、居住する賃貸住宅にかかる家賃を助成する。	交付対象者は、前年度つくば市保育士就労促進助成金交付決定を受けている方又は次のいずれも満たす方 ①つくば市内の保育所等において常勤保育士として雇用されている方のうち、平成31年4月1日以降に雇用された方 ※保育所等…私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所 ②つくば市に住民登録がある方のうち、平成31年4月1日以降につくば市に転入した方 ③本人が契約する賃貸住宅に居住している方 ④つくば市税を滞納していない方			月額20,000円（家賃月額が40,000円未満の場合には、家賃月額の2分の1の額） ※居住する住宅に対して住宅手当が支給されている場合、家賃月額から手当を控除した額が対象（本人以外が受給している住宅手当も控除対象） ※助成対象期間は最大12月（前年度交付決定を受けている方は、その助成対象期間と合算する）	幼児保育課	029-883-1111 (内線1620)
226	ブロック塀	つくば市	つくば市危険ブロック塀等撤去補助制度	R2.6.15	危険ブロック塀等の倒壊による通学路や避難路を通行する者への被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去に要した費用の一部を補助する。	補助対象ブロック塀等の要件 ①倒壊の危険性があり、倒壊によって通学路や避難路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあるつくば市内の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀 ②道路面からの高さが80センチメートルを超えるもの。 ③土地の販売を目的としていないこと。 ④建築基準法その他関係法令に違反していないこと。 ⑤この制度による補助金の交付を受けていないこと。 ⑥建築基準法第42条第2項道路のセットバック範囲内に危険ブロック塀等が築造されていないこと。 補助対象者 ・危険ブロック塀等の所有者 ・申請日現在において、市税を滞納していない者			危険ブロック塀等の撤去に要した費用（撤去部分の延長1メートル当たり1万4千円まで）の3分の2（上限10万円）	建築指導課	029-883-1111 (内線3140)
227	復興支援（利子補給）	ひたちなか市	被災住宅復興支援利子補助金	H24.1.6	東日本大震災により居住していた住宅が被害を受け、被災した住宅の補修、住宅の購入、被災地地の復旧工事をする者を対象に、必要な資金の借入れにかかる利子の一部を補助。	①自身または親族の所有する住宅が、大規模半壊、半壊または一部損壊のり災証明書を受けていて、震災発生時に自身または親族がその住宅に居住していた方。ただし、当該被災住宅を取り壊し、被災者再建支援金の上限額を受給した方を除く。 ②被災住宅の補修を行う方、被災地地の復旧工事を行う方または被災住宅に代わる住宅の購入等を市内で行う方。 ③住宅補修等の資金について、平成23年3月11日以降に独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）や銀行法第2条で定める「銀行」、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組織金融機関」または「その他民間金融機関（機構と提携した長期固定金利住宅ローン締結の場合に限る。）」と金銭消費貸借契約を締結し、令和2年3月31日までに融資の実行を受けた方。 ④市税等を滞納していない方。			【利子補助対象融資限度額】 ①住宅復旧（補修・建設・購入）640万円 ②宅地復旧（液状化被害の対応工事等）390万円 ③住宅復旧+宅地復旧1,030万円 【利子補助率】 貸付利率または1.0パーセントのいずれか低い率	住宅課	029-273-0111 (6212, 6213)
228	住宅家賃	ひたちなか市	民間賃貸住宅家賃補助	H22.4.1	市の民間事業者と連携し、住宅に困窮する市民を対象に家賃の一部を補助し、安心して低廉な家賃で入居できる住宅を供給する。	①市営住宅入居基準を満たしていること。 ②市税等を滞納していないこと。 ③市の審査後に対象の民間賃貸住宅の空き家に入居すること。			月2万円が上限で、5年間補助（年4回、前3か月分の補助金を交付する）	住宅課	029-273-0111 (6212, 6213)
229	合併浄化槽	ひたちなか市	ひたちなか市生活排水処理施設設置費補助金	H6	生活排水を処理する合併処理浄化槽等の処理施設を設置するときに、その費用の一部を補助します。	専用住宅（主として居住を目的とした自己用住宅（小規模店舗等を併設したもので住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものを含む）をいう。）に生活排水処理施設を設置する者（別途要件あり。）			合併処理浄化槽 5人槽 294,000円 6人～7人槽 342,000円 8人～10人槽 438,000円 宅地内処理施設 100,000円 単独浄化槽撤去 90,000円	環境保全課	029-273-0111 (内線3314)
230	狭あい	ひたちなか市	みなし道路助成金	H6.11.1	狭あい道路に接する敷地で建築行為を行うに際して、その道路中心線から2メートル以内に存する塀又は生垣を撤去し、幅員4メートル以上の道路として整備しようとする場合に、既存の塀又は生垣の撤去費用を助成する。	敷地の所有者及び既存塀の所有者 又はその権原者			(1) 生垣（樹高がおおむね1メートル以上）は、1メートル当たり4,000円（最高限度額50,000円） (2) ブロック塀、石積塀その他は、1平方メートル当たり5,000円（最高限度額70,000円） (3) 生垣、ブロック塀、石積塀等が併用混合している場合は、各々の単位で計算し、その合計額の最高限度額は、70,000円	建築指導課	029-273-0111 内線1354
231	リフォーム（福祉）	ひたちなか市	ひたちなか市高齢者住宅改修補助事業	H28.4.1	介護予防・生活支援サービス事業者対象者で市町村民税を滞納していない人を対象に、介護予防及び生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、対象費用の一部を助成。	市内に住所を有する高齢者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 ①介護予防・生活支援サービス事業者対象者であること。 ②市税の未納がないこと。 ③過去に当該事業による補助金の交付を受けていないこと。			補助対象経費（限度額10万円）の4分の3、3分の2又は2分の1	高齢福祉課	029-273-0111 (内線7234)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
232	三世帯同居・近居	ひたちなか市	ひたちなか市三世帯同居等支援住宅助成金交付事業	H27. 6. 1	家族間の支え合い・助け合いによる子育てや高齢者の生活支援を目的とし、市外から転入して同居または近居を始める三世帯家族（親・子・孫）に対して、住宅の取得、増改築・リフォームまたは賃貸住宅への入居に要する費用の一部を助成する。	①市外から転入して三世帯同居・近居を始め、同居・近居1年以上継続する見込みであること（※孫は15歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者（0歳～中学生）であり、出産予定の胎児を含む。） ②三世帯同居・近居をする住宅または賃貸住宅が次の要件を満たすこと 1) その三世帯家族の構成員が居住するものであること 2) 建築基準法の規定による確認を受けているものであること ③三世帯家族の構成員のいずれかが助成対象経費を負担していること ④市税の未納がないこと ⑤申請日において市内の自治会に加入しているまたは加入の見込みがあること ⑥過去にその親及び子の関係でこの助成金の交付を受けていないこと ⑦生活保護法の規定による保護を受けていないこと ⑧申請期限内であること			20万円	市民活動課	029-273-0111 (内線3222)
233	勤労者	ひたちなか市	住宅資金利子及び保証料補給金	H6. 11. 1	中小企業に従事する未組織労働者の金融対策の充実を図るため、中央労働金庫が労働者向けに行う融資をあっせんし、融資にかかる利子及び信用保証料を補給する。	下記①～③をすべて満たす方 ①茨城県内に居住し、同一中小企業に1年以上継続勤務している満20歳以上の方 ②勤務先に労働組合が組織されていない又は勤務先に労働組合があってもその組合員でない方 ③ひたちなか市内に自己が居住する住宅を取得する場合 ・利子の補給…融資額300万円を超える住宅資金に対し、支払った利子の一部(利率1%に相当する額まで)を3年以内 ・信用保証料の補給…住宅・生活・教育資金にかかる信用保証料(全額)を5年以内			・利率の1%に相当する額 ・信用保証料全額	商工振興課	029-273-0111 (1341, 1342)
234	リフォーム（福祉）	ひたちなか市	ひたちなか市障害者等日常生活用具給付事業	H11. 1. 5	障害者等の移動等を円滑にするための住宅改修及び用具設置の助成	小規模改修（居宅生活動作補助用具） ①下肢又は体幹機能障害3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害2級以上の者に限る。） ②難病患者であって、下肢機能障害又は体幹機能障害を有するもの 中規模改修（居宅生活動作補助用具） 下肢又は体幹機能障害2級以上の者又は知的障害の程度が最重度である者			(小規模改修) 上限20万円から自己負担（原則1割）を差し引いた額 (中規模改修) 上限50万円から自己負担額（原則1割）を差し引いた額を給付	障害福祉課	029-273-0111 (内線7214)
235	生垣	ひたちなか市	生垣設置助成	H6. 11. 1	生垣を奨励するため、設置者に対し緑の保存と緑化の推進条例に基づき助成金を交付する。	(1) 設置場所 ア 通学路として指定された沿道 イ 公衆用道路に5メートル以上接する場所 ウ その他市長が特に必要と認める場所 (2) 設置基準 ア 樹木の高さは、外部から眺望できる部分が90センチメートル以上であること。 イ 樹木の数は、延長1メートル当たり2本以上であること。 ウ 生垣の長さは、5メートル以上であること。 エ 生垣を構成している土台の高さは、1メートル以下であること。			設置工事費の1/2以内、5万円を限度に助成金を交付する。	公園緑地課	029-273-0111 (内線1383, 1384)
236	生ゴミ	ひたちなか市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	H7. 4. 1	家庭から排出される生ごみ等の減量を図るため、生ごみ処理機器の購入に要する費用の一部を補助する。	①ひたちなか市に住民登録をし、実際に居住していること ②販売店で購入した新品であること（中古品やオークション等の個人売買は不可） ③コンポスト容器・密閉型発酵容器は年間1世帯2基まで、電動式処理容器は年間1世帯1基まで（1世帯に付き1種類のみ） ④当該年度内に購入し、年度内に申請すること			生ごみ処理容器本体価格（税抜価格）の2分の1（上限2万円）	廃棄物対策課	029-273-0111 (内線3324～3326)
237	空き家	ひたちなか市	空き家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業	R2. 4	地域コミュニティの維持及び地域の活性化を目的に、空き家等を地域交流拠点として改修し活用する者に対し、改修費の一部を補助する制度	(1) 補助対象者 ①空き家等の改修後10年以上の期間において、当該空き家等を地域交流拠点として活用する地域団体 (2) 補助対象となる空き家等 ①市内に所在するもの ②地域団体の所有若しくは当該空き家等の建物の所有者及び土地の所有者から、空き家等の改修及び10年以上地域交流拠点として使用することについて承諾を得ているもの ③建築基準法その他関係法令に適合する建築物であるもの			補助対象経費の2/3（上限100万円）	市民活動課	029-273-0111 (内線3225)
238	耐震診断	ひたちなか市	ひたちなか市木造住宅耐震診断士派遣事業	R2. 6	木造住宅の所有者がその耐震診断を受けようとするときに、市が耐震診断士を派遣	【対象となる建物】 次の条件をすべて満たすもの ・昭和56年5月31日以前に建築基準法の建築確認を受けて建築されたもの ・自ら所有し、自己の居住の用に供するもので、地上階数が2以下のもの ・在来軸組構法または枠組壁工法によって建築されたもの ・一戸建ての木造住宅（店舗、事務所などの兼用住宅で、住宅部分の床面積が全体の1/2以上のものを含む） ・過去に市から耐震診断士を派遣し、耐震診断を受けていないもの ・過去に市から木造住宅耐震改修補助金の交付を受けていないもの			【費用負担】 ・耐震診断士の派遣に要する費用として、1戸につき2,000円を自己負担	建築指導課	029-273-0111 (内線1351～1354)
239	耐震改修	ひたちなか市	ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金	R2. 6	地震による木造住宅の損壊、倒壊等の被害を軽減し、災害に強く、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、対象となる建物の所有者が耐震改修設計、または耐震改修工事を行う場合に、それに要する費用について補助金を交付	【対象となる建物】 次の条件をすべて満たすもの ・昭和56年5月31日以前に建築基準法の建築確認を受けて建築されたもの ・自ら所有し、自己の居住の用に供するもので、地上階数が2以下のもの ・在来軸組構法または枠組壁工法によって建築されたもの ・一戸建ての木造住宅（店舗、事務所などの兼用住宅で、住宅部分の床面積が全体の1/2以上のものを含む） ・耐震改修設計の場合、耐震診断による上部構造評点*が1.0未満のもの ・耐震改修工事の場合、上部構造評点が1.0以上に向上する設計であるもの 【補助対象者】 ・過去に市から木造住宅耐震改修補助金の交付を受けていないもの (耐震改修の設計に関する補助金を受けた者が、その工事に関する補助金を受ける場合を除く)			【補助金額】 予算の範囲内とし、次の区分により定める額 ・耐震改修設計の費用のうち、1/3を補助（最大10万円） ・耐震改修工事の費用のうち、23/100を補助（最大30万円）	建築指導課	029-273-0111 (内線1351～1354)
240	ブロック塀	ひたちなか市	ひたちなか市危険ブロック塀撤去補助金	R2. 6	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の未然防止と、避難経路の機能、安全性を確保するため、避難経路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合に、それに要する費用について補助金を交付	【対象となるブロック塀等】 次の条件をすべて満たすもの ・補強コンクリートブロック造、コンクリートブロック造、れんが造・石造などの組積造による塀（門柱を除く） ・高さが60cmを超え、かつ、道路面から頂部までの高さが80cmを超えるもの 【対象となる事業】 道路又は避難経路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去で、次の要件をすべて満たすもの ・補助金の交付決定日から30日以内に、撤去工事に着手すること ・建設業者または解体工事業者に委託して撤去を行うこと ・敷地の販売を目的として、撤去を行うものではないこと ・市から補助金または補償を受けたブロック塀等でないこと			【補助金額】 予算の範囲内とし、次による額のいずれか低い額で最大15万円 ・補助対象経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く）×2/3 ・ブロック塀等の面積×10,000円×2/3	建築指導課	029-273-0111 (内線1351～1354)
241	耐震診断	鹿嶋市	鹿嶋市木造住宅耐震診断事業	H18. 4. 1	昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建住宅を対象として、低廉な費用負担で耐震性能の診断を行う。	①昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建住宅で、既に耐震診断を受けており、その上部構造評点が1.0未満と診断された建物 ②上部構造評点が1.0以上となるための耐震補強工事で、平成30年3月9日までに工事が完了する建物 ③木造住宅の所有者又はその親族で、市税の滞納がなく当該住宅の所有者から承諾が得られる者			費用負担1,000円	都市計画課	0299-82-2911 (415)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
242	耐震改修	鹿嶋市	鹿嶋市木造住宅耐震改修補助金	H23.4.1	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、既に耐震診断を受けており、その上部構造評点が1.0未満と診断された建物に対して耐震改修の補助を行う。	①昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、既に耐震診断を受けており、その上部構造評点が1.0未満と診断された建物 ②木造住宅の所有者又はその親族で、市税の滞納がなく当該住宅の所有者から承諾が得られる者			耐震改修工事に係る費用の2分の1（限度額50万円）	都市計画課	0299-82-2911 (415)
243	リフォーム（福祉）	鹿嶋市	鹿嶋市重度障がい者（児）住宅リフォーム助成事業	H3.4.1	在宅の重度障がい者（児）又はその保護者が住宅・設備をその障がい者に適するよう改善し生活環境整備を図る。	①身体障害者手帳を交付された者（児）で、その個別の障がいの程度が1級若しくは2級の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）者（児） ②療育手帳を交付された者（児）で、総合判定が○Aの知的障害者 ③住宅・設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者			対象経費の限度額35万円のうち3/4を助成（千円未満切り捨て）	生活福祉課	0299-82-2911 (311)
244	定住促進	鹿嶋市	鹿嶋市若年世帯定住促進助成金	H29.4.1	鹿嶋市内で住宅を建築又は購入した45歳未満の世帯に対し、補助金を支給する。	①若年夫婦又は若年者で子育て世帯であること（若年者：45歳未満） ②申請者の名義で所有権の保存又は移転の登記を完了していること ③市街化区域及び市街化調整区域内の地区計画・区域指定内に立地する住宅 ④取得した住宅に住民登録が完了し、今後5年以上継続的に居住する方			基本額10万円 加算額 ・転入者15万円・18歳以下の子供5万円/人・新築又は建売10万円・市が売却する土地での新築又は建売10万円・鹿嶋市空家バンク制度利用10万円 (限度額35万円)	都市計画課	0299-82-2911 (411)
245	下水道接続	鹿嶋市	鹿嶋市下水道接続支援補助金	H30.4.1	①公共下水道処理区域内において、汲み取り又は浄化槽の便所を水洗便所（污水管が公共下水道に接続されたものに限る）に改造する工事に対する助成。 ②霞ヶ浦流域地域において排水設備設置工事を行う場合、工事に要した費用に相当する額を補助。	①公共下水道処理区域内において、供用開始後3年以内に水洗化の改造工事をした者 ②霞ヶ浦流域地域において下記すべてに該当する者 ・世帯の構成人に、令和2年4月1日現在で満18歳未満の者又は令和3年3月31日時点で満6歳以上となる者がいること。 ・世帯の構成人のうち、収入のある者の課税対象所得の合計額が33.4万円以下であること。 ・令和3年3月31日までに市の工事完了検査に合格すること。			①資金の補助5万円/世帯（棟） ②霞ヶ浦流域地域について、排水設備設置工事に要した費用に相当する額から鹿嶋市水洗便所改造資金助成規則に基づき交付を受けた補助金額を差し引いた額（上限3.5万円）	下水道課	0299-82-2911 (441)
246	下水道接続	鹿嶋市	鹿嶋市公共下水道低地汚水ポンプ施設工事補助金	H23.4.1	低地であるため汚水を公共下水道に排除することが困難である土地に設置する、汚水ポンプ施設の工事費及び材料費（圧送管除く）に対する補助。	公共下水道処理区域内の低地において、汚水を下水道に排除するため汚水ポンプ施設を設置する者			1件/1画地 補助率：3分の2以内 限度額：40万円	下水道課	0299-82-2911 (441)
247	合併浄化槽	鹿嶋市	鹿嶋市浄化槽転用雨水貯留施設工事補助金	H19.4.1	公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用する改造工事に対する補助。	公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用した者			1基/1住宅 補助率：3分の2以内 限度額：10万円	下水道課	0299-82-2911 (441)
248	合併浄化槽	鹿嶋市	鹿嶋市浄化槽設置事業	S63.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住民が合併浄化槽設置する場合に補助金の交付する。	①設置場所（鹿嶋市内）に住民登録があること。または、実績報告までに設置場所に住民登録すること。 ②令和3年1月8日までに補助金交付申請書に必要書類を添付し、提出すること。 ③工事は補助金交付決定通知後に着手し、令和3年3月31日までに完了すること。 ④霞ヶ浦流域にあっては、高度処理型（NP型）の合併浄化槽を設置すること ⑤その他の流域にあっては、通常型以上の合併浄化槽を設置すること。 ⑥霞ヶ浦流域、その他の流域共に環境配慮型浄化槽を設置すること。			通常型（転換、転換以外問わず） 5人槽：29.4万円, 7人槽：34.2万円, 10人槽：45.9万円  高度処理型浄化槽 転換 5人槽：109.9万円, 7人槽：147.5万円, 10人槽：206.3万円 転換（要綱第4条第4項に規定する地域） 5人槽：132.2万円, 7人槽：173.2万円, 10人槽：240.7万円 転換以外 5人槽：87.6万円, 7人槽121.9万円, 10人槽：171.9万円  単独処理浄化槽撤去費用 9万円  宅内配管工事費 要綱第4条第4項に規定する地域 40万円 上記以外の地域 30万円	環境政策課	0299-82-2911 (352)
249	生ゴミ	鹿嶋市	鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金	H18.4.1	生ごみ処理機の設置及び購入費用に対し補助金を支給する。	市内に住所を有する者とし、生ごみ処理機器を設置して家庭内のごみ処理を行う者			①コンポスト容器 1個につき購入価格（消費税相当分は除く。）の1/2に相当する額（限度額3,000円） ②EM処理容器 1個につき購入価格（消費税相当分は除く。）の1/2に相当する額（限度額1,000円） ③生ごみ処理機 購入価格（消費税相当分は除く。）の1/2に相当する額（限度額 2万円）	廃棄物対策課	0299-82-2911 (358)
250	その他	鹿嶋市	鹿嶋市雨水貯留施設等設置補助金	H25.4.1	住宅敷地内への雨水貯留施設又は雨水浸透施設の設置に補助金を支給する。	市内に住所を有する方（予定者含む）で、自らが居住する住宅（住居以外の用途を兼ねるものを含む。）の敷地に雨水貯留施設等を設置する者 市税に未納がない者			雨水貯留施設：補助率 設置費用1/2（限度額2.5万円/基） 雨水浸透施設：浸透樹1.9万円/基～3.8万円/基 雨水浸透トレッチ4.3千円/m～6.3千円/m ※雨水浸透施設については、定格でない場合や開発行為・放流同意などの条件により設置する場合、別途算定式があります。	都市計画課	0299-82-2911 (414)
251	その他	鹿嶋市	鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備補助	H11.4.1	鹿島神宮周辺地区地区計画の整備区域内（鹿島神宮通りと神宮坂地区約7.9ha）において、地区計画に定められた景観整備事業に沿った建築物の新築や改築、または塀・さくなどの工作物を築造する場合には、一定額の範囲内で補助金を支給する。	対象地区 鹿島神宮周辺地区地区計画の整備計画区域内（鹿島神宮通りと神宮坂地区） 対象者 対象地区内に建築物等又は土地を所有している者又は借主			工事費（限度額200万円） 設計委託（限度額20万円） 上記工事を行うための設計	都市計画課	0299-82-2911 (414)
252	耐震改修	潮来市	木造住宅耐震改修補助金	H26.8.1	地震による既存木造住宅の倒壊等の災害を防止するため、耐震補強設計又は耐震補強工事を行う者に対し補助金の助成を行う。	①丸太組工法又はプレハブ工法以外により建築された住宅であること ②住宅の延床面積が30平方メートル以上の住宅であること ③併用住宅にあっては、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1を超えるものであること ④耐震補強設計を行う場合においては、耐震診断における上部構造評点が1.0未満の住宅であること ⑤耐震補強工事を行う場合においては、耐震補強設計の際に行う精密診断法による診断において上部構造評点が1.0以上となる住宅であること ⑥申請年度における募集期間中に適正に申請手続きを行い、当該年度の2月末日までに完了するものであること			耐震補強設計に要する費用・・・補助率1/3（上限は10万円） 耐震補強工事に要する費用・・・補助率1/2（上限は30万円）	都市建設課	0299-63-1111 (内線346)
253	リフォーム（福祉）	潮来市	重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H6.4.1	在宅の重度障害者（児）又はその保護者が住宅及び設備をその障害者に適するよう改善する経費を助成する。	①潮来市内に住所を有すること ②身体障害者手帳の所持者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）者（児） ③療育手帳の総合判定（A）の知的障害者（児） ④住宅・設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者			助成対象リフォームにかかった経費の3/4を助成（限度額55万円）	社会福祉課	0299-63-1111 (内線394)
254	復興支援（利子補給）	潮来市	被災住宅復興支援利子補給金交付	H24.8.22	被災者に対し被災した住宅の復旧・復興のために必要な資金の借り入れに係る利子の補給を行う。 ※令和2年度については新規申請受付は無し	①全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊の罹災証明書を受けた住宅等を自己又は親族が所有し、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②市内に存する被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入を市内で行う者 ③住宅復興資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構法第3条で定める独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法第2条第1項に規定する銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項に規定する協同組合金融機関と締結し、平成29年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④市税等を滞納していない者			利率1%超～2%まで ・利子補給期間は借り入れから5年間 ・利子補給の申請期間は平成28年10月31日まで （利子補給対象融資限度額） ・住宅復旧（補修・建設・購入）640万円 ・宅地復旧 390万円 ・住宅復旧+宅地復旧 1,030万円	都市建設課	0299-63-1111 (内線346)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
255	定住促進	潮来市	潮来市若年世帯定住促進助成金	H30. 3. 23	潮来市内で住宅を新築又は建売住宅及び中古住宅（築20年以内）を購入した46歳未満の世帯に対し、補助金を支給する。	①若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯であること（若年者：46歳未満） ②取得した住宅の購入費が500万円以上で、申請者の名義で所有権の保存又は移転の登記を完了しており、登記原因日が平成30年4月1日以降になっていること ③取得した住宅に住民登録が完了し、今後10年以上継続的に居住する方 ④市税等を滞納していないこと			○基本額 5万円～20万円 ○加算額 ・転入者20万円・18歳以下の子供5万円/人・三世帯世帯5万円 ○転入者特典 10万円上限×3年分 ※住宅を取得してから課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の相当額の1/2を助成	都市建設課	0299-63-1111 （内線346）
256	空き家バンク	潮来市	空き家・空き地情報バンク設置	H20. 11. 5	潮来市内における空き家・空き地の利活用を通して定住促進と市の活性化を図るため潮来市空き家・空き地バンクを設置する。	-			-	企業誘致推進室	0299-63-1111 （内線212）
257	下水道接続	潮来市	公共下水道排水設備工事資金助成	S57. 6. 24	既設のくみ取り便所（浄化槽による水洗便所を含む）を水洗便所に改造する工事に必要な資金の助成	自己の居住の用に供する家屋（家屋の一部が自己の居住の用に供する場合を含む。）を水洗便所に改造工事をしようとする者で、次の要件を満たしている者 (1) 処理区内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者 (2) 潮来都市計画下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していない者			処理開始公示後3年以内 70,000円 処理開始公示後4年以上 40,000円 加えて、所得や世帯等の状況により最大31万円を上乗せ。	上下水道課	0299-63-1111 （内線323）
258	合併浄化槽	潮来市	浄化槽設置事業	H2. 4. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置に要する経費について、補助金を交付する。	①浄化槽整備区域であること ②専用住宅であること（ただし、小型店舗併設の場合は住居として認められる面積が全体床面積の過半数であること） ③NP型浄化槽であること			5人槽新築 987,000円、5人槽転換 1,099,000円 7人槽新築 1,347,000円、7人槽転換 1,475,000円 10人槽新築 1,891,000円、10人槽転換 2,063,000円 単独浄化槽撤去を伴う場合さらに9万円 転換：建築確認をせずに単独浄化槽または汲み取り槽を撤去し新規浄化槽を設置すること	上下水道課	0299-63-1111 （内線323）
259	生ゴミ	潮来市	生ごみ処理機器購入設置補助金	H18. 4. 1	生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るため生ごみ処理機器を購入し、かつ設置した者に対して補助金を交付する。	①潮来市内に住民登録があり居住して堆肥化された生ごみを自家利用できること ②以前に補助金の交付を受けた世帯では、補助金交付後5年を経過していること			・家庭用生ごみ処理機として市販されているもの・・・購入金額の1/2（限度額3万円・1世帯1基のみ） ・コンポスト容器・・・購入金額の1/2（限度額3千円・70ℓ以上・1世帯2容器まで） ・EM処理容器・・・購入金額の1/2（限度額3千円・18ℓ以上・1世帯2容器まで）	環境課	0299-63-1111 （内線253）
260	耐震診断	潮来市	木造住宅耐震診断事業	H18. 7. 1	木造住宅の安全性の向上を図るため住宅の耐震診断を行う者を派遣する。	①昭和56年5月31日以前に着工された建物で階数が2以下の建物 ②併用住宅においては居住部分の床面積が延べ面積の2分の1を超える建物であること ③丸太組工法又は型式適合認定によるプレハブ工法以外の建物 ④違法建築物以外の建物			-	都市建設課	0299-63-1111 （内線346）
261	リフォーム（福祉）	守谷市	守谷市障がい者等日常生活用具給付事業	H24. 4. 1	障がい者等に対し日常生活用具（住宅改修費含む）を給付することにより日常生活上の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進を目的とした助成。	在宅で生活する身体障害者等の住宅改修の費用の一部を補助する。			49.5万円	社会福祉課	0297-45-1111 （165）
262	リフォーム	常陸大宮市	常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金	H23. 9. 1	地域経済対策として、市内の施工業者によって、住宅リフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を助成	①補助対象住宅に継続して3年以上居住していること ②補助の対象となる住宅の所有者であること ③市税等の滞納のしていないこと ④その他	●		10万円	商工観光課	0295-52-1111 （内線274）
263	リフォーム（福祉）	常陸大宮市	常陸大宮市重度障害者住宅リフォーム事業費補助金	H13. 4. 1	重度障害者または障害者と同居する世帯に対し、居住環境を改善するため行う住宅改修の費用の一部を助成	①身体障害者福祉法第15条第4項に規定する、身体障害者手帳の交付を受けている者で、同法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有するもの ②知的障害者で療育手帳（〇A）の者 ③その他			42万円	社会福祉課	0295-52-1111 （内線133）
264	定住促進	常陸大宮市	常陸大宮市新婚家庭家賃助成金	H25. 4. 1	若年層の定住促進を図るため、市内民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に、家賃の一部を助成	①申請前3年以内に婚姻届を提出していること ②平成26年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録をおこなっていること ③夫婦いずれもが申請時に40歳未満であること ④申請者及び同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下であること ⑤家賃が月額5万円以上であること ⑥他の公的制度（生活保護等）による家賃補助を受けていないこと ⑦申請者及び同居者全員が市税等の滞納をしていないこと ⑧家賃を滞納していないこと			1万円/月 (3ヶ月間補助)	都市計画課	0295-52-1111 （内線255）
265	定住促進	常陸大宮市	常陸大宮市定住促進のための住宅取得奨励金	R2. 4. 1	若年層の定住促進を図るため、市内に住宅を建設又は購入する、子育て世帯等に対し、その費用の一部を助成	①子育て世帯又は新婚世帯であること ②子育て世帯又は新婚世帯に属する者の父母又は祖父母であって、新たに対象世帯（子育て世帯又は新婚世帯）と同一の住宅に居住する者であること ③対象住宅の所在地に住民登録をしていること ④申請者及び同居者全員が市税等の滞納をしていないこと ⑤この奨励金の交付を受けた者又は当該交付を受けた者の世帯に属していた者が含まれていないこと ⑥その他			新築・建売住宅：50万円 中古住宅：25万円 市外からの転入：20万円加算	地域創生課	0295-52-1111 （内線385）
266	木造住宅	常陸大宮市	常陸大宮市木造住宅建設助成金	H14. 4. 1	林業振興と地域産業育成を図るため、市産材を使用した木造住宅の建築費用の一部を助成	①市産材を5立方メートル以上使用すること ②常陸大宮市内の建築業者において施工すること ③市税等の滞納をしていないこと ④その他	●		60万円	農林振興課	0295-52-1111 （内線205）
267	空き家	常陸大宮市	常陸大宮市空き家改修費補助金	R2. 4. 1	市内の空き家解消を図るため、登録空き家を居住の目的で購入し、改修工事を実施する場合に費用の一部を補助する	①所有権移転の登記完了後1年以内に着工、年度内に完了し居住を開始すること ②対象空き家に5年以上居住すること ③対象空き家の売主と3親等以内の親族関係にあるものでないこと ④市税等の滞納をしていないこと ⑤その他	●		改修工事に要する経費の1/2（補助限度額50万円）	都市計画課	0295-52-1111 （内線254）
268	太陽光	常陸大宮市	住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金	H17. 4. 1	新エネルギーの活用による地球環境の保全を推進するため、住宅用発電システムの設置に係る費用の一部を助成	①市内在住者であること ②自ら居住する住宅に設置すること、もしくは、自ら居住するために太陽光発電システム付き住宅を購入すること ③市税等を滞納していないこと			7万円	生活環境課	0295-52-1111 （内線123）
269	マイホーム発電	常陸大宮市	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器設置費補助金	H18. 4. 1	省エネルギーによる地球環境の保全を推進することを目的に、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器の設置に係る費用の一部を助成	①市内在住者であること ②自ら居住する住宅に設置すること、もしくは、自ら居住するために二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器付き住宅を購入すること ③市税等を滞納していないこと			4万円/基	生活環境課	0295-52-1111 （内線123）
270	耐震診断	常陸大宮市	常陸大宮市木造住宅耐震診断士派遣事業	H23. 4. 1	木造住宅耐震診断を実施するための費用の一部を助成	①S56. 5. 31以前に着工された木造住宅 ②地上階数が2階以下かつ延べ床面積が30㎡以上の住宅 ③市税等を滞納していないこと			個人負担：0.2万円	都市計画課	0295-52-1111 （内線255）
271	耐震改修	常陸大宮市	常陸大宮市木造住宅耐震化推進事業	H30. 4. 1	旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を図るため実施する、耐震補強設計・工事費の一部を助成	①S56. 5. 31以前に着工された木造住宅であって、耐震診断における上部構造評点が1.0未満であるものを1.0以上にするための事業であるもの ②地上階数が2階以下かつ延べ床面積が30㎡以上の住宅 ③市税等を滞納していないこと	●		耐震改修設計：2/3（補助限度額10万円） 耐震改修工事：23/100（補助限度額30万円）	都市計画課	0295-52-1111 （内線255）



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
272	復興支援(利子補給)	常陸大宮市	常陸大宮市被災住宅復興支援利子補給金	H24.7.1	東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた者が当該被災した住宅の復興のために必要な資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部に対し、利子補給金を交付	①大規模半壊、半壊又は一部損壊の罹災証明書を受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②住宅復興資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構等と締結し、平成30年3月31日までに融資の実行を受けた者 ③市税等を滞納していないこと ※申請期間は、平成30年12月28日までとする			住宅復興資金の額は下記いずれかを上限とし、利子補給率は年2パーセントを上限とする。 ・被災住宅の復旧工事 640万円 ・被災住宅の復旧工事に伴う被災地地の復旧工事 390万円	都市計画課	0295-52-1111 (内線255)
273	合併浄化槽	常陸大宮市	常陸大宮市浄化槽設置事業費補助金	H3.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに生活環境の向上を図るため、浄化槽を設置に要する費用の一部を助成	①下水道法第4条第1項の認可を受けた地域及び農業集落排水事業採択区域又は採択推進地区と決定した区域以外の地域 ②市長が特に必要であると認めた地域			5人槽 29.4万円 6～7人槽 34.2万円 8～10人槽 45.9万円	総務経営課	0295-52-0427
274	ブロック塀	常陸大宮市	危険ブロック塀等撤去補助制度	R2.4.1		①常陸大宮市に存すること ②道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること ③販売を目的とする土地に存するものでないこと ④建築基準法第9条第1項又は7項の規定による命令の対象となっていないこと ⑤既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと ⑥撤去工事を市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者又は解体業者が行うものであること	●		撤去工事費の2/3または撤去延長(m)×14,000円の2/3のいずれか低い額(上限10万円)	都市計画課	0295-52-1111 (内線256)
275	耐震診断	那珂市	那珂市木造住宅耐震化推進事業補助金	H24.4.1	S56以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅を耐震診断するための経費の一部を助成する。	①新築工事がS56.5.31以前に着工されたもの ②自己の居住に供する木造住宅(兼用にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上であるもの)であること ③階数が2階以下で延べ床面積が30㎡以上のもの			4万円	建築課	029-298-1111 (内線342)
276	耐震改修	那珂市	那珂市木造住宅耐震化推進事業補助金	H24.4.1	S56以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅を耐震改修するための経費の一部を助成する。	①新築工事がS56.5.31以前に着工されたもの ②自己の居住に供する木造住宅(兼用にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上であるもの)であること ③階数が2階以下で延べ床面積が30㎡以上のもの ④耐震診断により、上部構造評点が1.0未満と診断され、耐震改修工事後に上部構造評点が1.0以上になるもの			30万円	建築課	029-298-1111 (内線342)
277	勤労者	那珂市	那珂市中小企業労働者融資保証料補給金	S54.4.1	中小企業労働者共済会の住宅資金融資(土地建築物の購入、新築増改築)を受ける際に保証料を補給する。 補給対象期間:5年	市内に1年以上居住し、県内の同一中小企業に3年以上継続勤務している満20歳以上の労働者で、かつ、那珂市中小企業労働者共済会に加入している者で、次のいずれかに該当するもの ①勤務先に労働組合がない者 ②労働組合があつてもその労働組合の組合員でない者 ③労働金庫に加入していない労働組合の組合員 ④その他同一職種で雇主の一定していない大工、左官、とび、庭師等の職人で、(一社)日本労働者信用基金協会が認めたもの			年間 無担保 36千円 有担保 48千円	商工観光課	029-298-1111 (内線245)
278	住宅家賃	那珂市	要保護・罹災者一時援護事業	H14.4.1	災害等により住居を喪失した者に対して一定期間家賃を助成する。	①災害罹災者			45万円	社会福祉課	029-298-1111 (内線125)
279	定住促進	那珂市	那珂市子育て世帯住宅取得助成事業	H28.7.1	子育て世帯等の定住促進を図り、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、市内に初めて住宅を取得する費用の一部を助成する。	①中学生以下の者(胎児を含む)が同居している世帯又は婚姻5年以内の夫婦で夫婦のいずれかが40歳以下の世帯 ②当該住宅に係る金銭消費貸借契約(返済期間10年以上)を金融機関と締結し、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに市内に初めて取得した住宅 ③居住部分の延床面積50㎡以上で取得価格500万円以上のもの その他要件あり			市外転入:20万円 市内転居:10万円	政策企画課	029-298-1111 (内線437)
280	合併浄化槽	那珂市	那珂市浄化槽設置事業補助金	H17.4.1	生活環境改善並びに公共用水域(河川・湖沼など)の水質汚濁の防止を目的に、新たに合併処理浄化槽を設置する家庭に対し、那珂市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき設置費の一部を補助する。	補助交付対象:「公共下水道事業計画区域」及び「農業集落排水事業採択区域」以外の専用住宅 ①汲取り便所から合併処理浄化槽への改造 ②単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への布設替え ③すでに設置してある合併処理浄化槽の老朽化に伴う布設替え ④建物新築等に伴う合併処理浄化槽の新設 ⑤単独処理浄化槽の撤去 ⑥単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への布設替えに伴う配管工事 その他要件あり			5人槽(延床面積が140㎡以下のもの):29.4万円 6～7人槽(延床面積が140㎡を超えるもの):34.2万円 8～10人槽(2世帯住宅(トイレ、台所、風呂が2つあるもの)):45.9万円 単独処理浄化槽の撤去:9万円 単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への布設替えに伴う配管工事(単独処理浄化槽の撤去を伴うものに限る):30万円	下水道課	029-298-1111 (内線8374)
281	生ゴミ	那珂市	那珂市生ゴミ処理機器購入費補助金	H3.7.1	市内の各家庭から排出される生ゴミの減量化及び堆肥としての資源化を図るため、生ゴミ処理機器の購入に要する費用の一部を補助する。	那珂市民			電動又は手動の処理機器は上限3万円 それ以外は上限3千円	環境課	029-298-1111 (内線449)
282	住宅家賃	那珂市	(住居確保給付金)	H27.4.1	住居を喪失した者又は喪失する恐れのある者に対して一定期間家賃相当分を給付する。	①離職等により経済的に困窮していること ②離職日から2年以内であること ③現世帯収入が基準以下であること など			生活保護基準による家賃9箇月分 ※但し条件付き	社会福祉課	029-298-1111 (内線123)
283	リフォーム(福祉)	那珂市	重度障害者日常生活用具給付事業	H18.10.1	重度障害者に対して日常生活用具(住宅改修費を含む)を給付する。	①身体障害者手帳下肢又は体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する年齢児以上のものであつて障害程度等級3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの) ②難病患者で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの ③療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、前号と同程度に居宅生活動作が困難であるもの			55万円	社会福祉課	029-298-1111 (内線126)
284	空き家	那珂市	那珂市空き家バンクリフォーム補助金	H30.4.1	空き家バンクの利用促進を図るため、那珂市空き家バンクに登録された空き家のリフォーム工事又は家財処分を行う者に対し、補助金を交付する。	①那珂市空き家バンクに登録された空き家のリフォーム等であること ②那珂市空き家バンクの空き家登録者または利用登録者であること ③登録物件の所有者等の2親等以内の親族でないこと ④市税等を滞納していないこと その他要件あり	●		リフォーム工事費(経費の総額が20万円以上のもの):対象経費に1/2を乗じた額(上限30万円) 家財処分経費(経費の総額が5万円以上のもの):対象経費に1/2を乗じた額(上限10万円)	建築課	029-298-1111 (内線346)
285	定住促進	那珂市	いい那珂暮らしお試し居住事業	H30.7.1	移住検討者が市の風土及び日常生活を一時的に体験することで、具体的な移住の検討の機会を提供する。	①市への移住又は二地域居住を検討している者 ②市外に居住している者 ③那珂市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと			—	政策企画課	029-298-1111 (内線437)
286	定住促進	那珂市	那珂市わくわく茨城移住支援金	R1.7.1	東京圏から移住し、かつ茨城県の求人マッチングサイトに掲載された企業に就職した方、または企業した方に支援金を交付する。	①住民票を移す直前に直近10年間のうち通算5年以上かつ移住直前の1年間、東京23区に在住または東京圏に在住し東京23区に通勤していたこと ②令和元年7月1日以降に転入し、申請時に転入後3月以上1年以内であること ③茨城県が移住支援金のマッチングサイトに掲載している求人に新規就業した方、または茨城県の起業支援金の交付決定を受けた方 その他要件あり			世帯の場合:100万円 単身の場合:60万円 起業の場合:300万円(起業支援金200万円との合計)	政策企画課	029-298-1111 (内線437)
287	リフォーム	筑西市	住宅リフォーム助成事業補助金	H23.5.25	市民が市内の施工業者を利用し、個人住宅部分のリフォームを行う場合に助成を行います。また、耐震改修についても対象となります。	①助成を受けようとする住宅の所有者であり、継続して3年以上住民登録し居住していること。 ②市税などを滞納していないこと。 ③市で実施している他の同様の助成を受けていないこと。	●		10万円	商工振興課	0296-54-7011
288	耐震改修										
289	リフォーム(福祉)	筑西市	筑西市重度障害者(児)住宅リフォーム補助金交付	H17.3.28	重度障害者が居住する住宅のリフォームを行う場合、申請により工事費の一部を助成する。	身体障害者手帳1級または2級の下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の方。療育手帳マルAの方。			26.2万円	障がい福祉課	0296-24-2105 (内線1252)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
290	生ゴミ	筑西市	筑西市生ごみ処理機器購入費補助金	H17.5.24	一般家庭から排出されるごみの減量化及びリサイクルを促進するため、生ごみを自家処理するための処理機器（生ごみを分解するなどしてその容量を減少し、及びたい肥化させることが可能な処理機器。）を購入する者に対し、市予算の範囲内においてその経費の一部を補助。	家庭から生じる生ごみを自ら処理するため生ごみ処理機器を購入しようとする者で、次に掲げる要件に該当するものとする。 ①市内に住所を有する者 ②生ごみ処理機器から出る物質を自家処理できる者			電動式生ごみ処理機器：2万円 EMぼかしにより堆肥化させる処理容器：0.1万円 コンポスト容器：0.6万円	環境課	0296-24-2130
291	合併浄化槽	筑西市	浄化槽設置促進事業	H17.3.28	公共下水道事業計画又は流域下水道事業計画の認可を受けた区域外の地域及び農業集落排水施設整備事業計画区域以外の地域において、専用住宅に浄化槽（環境配慮型）を設置しようとする者に対し設置費補助金を交付する。	①抽選に当選し、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税、介護保険料並びに水道料金を滞納していない者であること。 ②専用住宅及び店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること） ③対象が事務所、店舗、集合住宅以外であること ④設置する浄化槽が環境配慮型浄化槽であること			【通常型】 5人槽 294,000円,7人槽 342,000円,10人槽 459,000円 【高度型 新築】 5人槽 444,000円,7人槽 486,000円,10人槽 576,000円 【高度型 転換】 5人槽 645,000円,7人槽 772,000円,10人槽 959,000円 【単独浄化槽撤去費】 1基につき90,000円 霞ヶ浦流域内で、単独浄化槽から転換の場合 【宅内配管工事費】 上限 300,000円	下水道課	0296-22-0503 （直通）
292	下水道接続	筑西市	排水設備等整備事業	H17.3.28	公共下水道供用開始3年以内の区域において、公共下水道に接続しようとする者に対し接続工事費補助金を交付する。（特別な理由がある場合には供用開始4年目以降も対象）	①建築物の所有者又は排水設備の設置について建築物所有者の同意を得た者であること。 ②公共下水道事業受益者負担金を滞納していない者 ③市税、介護保険料及び水道料金を滞納していない者。 ④対象建築物が新築、建て替え、事業所以外であること。			3万円を上限とし、接続工事費の3/20に相当する額	下水道課	0296-22-0503 （直通）
293	下水道接続	筑西市	湖沼水質浄化下水道接続支援事業	H17.3.28	霞ヶ浦流域排水区域内かつ公共下水道供用開始3年以内の区域において、公共下水道に接続しようとする者に対し接続工事費補助金を交付する。（特別な理由がある場合には供用開始4年目以降も対象）	①建築物の所有者又は排水設備の設置について建築物所有者の同意を得た者であること。 ②公共下水道事業受益者負担金を滞納していない者 ③市税、介護保険料及び水道料金を滞納していない者。 ④対象建築物が新築、建て替え、事業所以外であること。			2万円を上限とし、筑西市排水設備等整備事業による補助金と同額に相当する額 上記のほか、65歳以上または18歳未満の方がおり、課税標準額が334万円以下の世帯は接続工事費全額補助（上限30万円）	下水道課	0296-22-0503 （直通）
294	若者・子育て	筑西市	若者・子育て世代住宅取得奨励金	H27.4.1	若者や子育て世代の定住の促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、若者・子育て世帯の住宅取得（新築・中古住宅）を支援する奨励金交付制度を実施。	①申請日時点において申請者が40歳以下であること、もしくは、高校生相当の子（同居）がいること。 ※子がいる場合、申請者の年齢制限なし ②対象住宅の所有権保存（変更）登記の受付年月日から6か月以内であること。 その他			50万円	企画課	0296-24-2197 （直通）
295	三世帯同居・近居	筑西市	多世代同居住宅取得等奨励金	H29.4.1	多世代同居住宅の取得、増改築、リフォームに対し奨励金を交付することにより、多世代同居を支援し、子育て環境の向上、高齢者の安心できる住環境づくり、本市への移住定住の促進を図る	①子世帯又は孫世帯の転入に伴う多世代同居（市内において親世帯及び子世帯又は孫世帯同一敷地内又は隣接する敷地内に居住すること。） ②子世帯又は孫世帯が申請日において転入の日から1年以内であること。 その他			20万円	企画課	0296-24-2197 （直通）
296	空き家バンク	筑西市	筑西市空き家バンク制度	H29.4.1	空き家（跡地を含む）の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて登録した当該空き家に関する情報を公開し、空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する。 ※補助金、助成金等はなし。	-			-	空き家対策推進課	0296-24-2134 （直通）
297	リフォーム	坂東市	坂東市住宅リフォーム資金助成事業	H17.4.1	消費の促進及び商工業の振興を目的とした、住宅のリフォームに係る費用の助成	①坂東市民が坂東市内に所有する個人住宅部分 ②市内の施工業者 その他	●		10万円	商工観光課	0297-35-2121 （内線1282）
298	リフォーム（福祉）	坂東市	坂東市重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H17.4.1	重度の障害者（児）又はその保護者が障害者の居住環境を改善するために必要な経費の一部を助成する。	①身体障害者手帳所有者で、その障害が下肢、体幹機能障害1級2級 ②療育手帳所持者で、その障害が○Aに該当する者 ③住宅・設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者			①助成率 4分の3以内 ②助成基準限度額 550,000円	社会福祉課	0297-35-2121 （内線1185）
299	耐震診断	坂東市	坂東市木造住宅耐震診断士派遣事業	H18.4.1	木造住宅の現在の状態がどれくらいの耐震性能があるかを無料で診断し、耐震に対する知識の普及及び向上を図るとともに住宅の改修を促進するための事業	①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅 ②在来軸組木造工法、伝統工法で建てられたもの その他			なし	都市整備課	0297-35-2121 （内線1243）
300	耐震改修	坂東市	坂東市木造住宅耐震化支援事業	H31.4.1	耐震性能の低い木造住宅に対し、設計及び工事の費用の一部助成することで、耐震改修を促進するための事業。	①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅 ②在来軸組木造工法、伝統工法で建てられたもの ③耐震改修設計は、耐震診断での上部構造評点が1.0未満のもの ④耐震改修工事は、上部構造評点が0.3以上増加し、かつ1.0以上となるもの その他			耐震改修設計は10万円まで（3分の1以内） 耐震改修工事は30万円まで（100分の23以内）	都市整備課	0297-35-2121 （内線1243）
301	若者・子育て	坂東市	坂東市結婚新生活支援事業	H29.4.1	結婚や子育てについての希望を叶えることができる環境をつくり、結婚や定住の促進を図ることを目的として、新婚世帯に対して住居の購入費や家賃、引越費用の一部を補助する。	①令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理されていること ②直近の夫婦の合計所得が340万円未満であること ③当該住居地に住民登録を有し、居住していること ④夫婦の年齢がいずれも満34歳以下であること ⑤市税等を滞納していないこと ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと			一世帯あたり上限30万円	企画課	0297-21-2181（直通）
302	住宅取得	坂東市	坂東市中小企業労働者共済会住宅資金利子補給金	H17.4.1	住宅を建設又は購入する者に対して、市の予算の範囲内で利子補給をすることで住宅建設等を推進し、生活の安定と向上を図ることを目的とする。	①労働組合の組織を有しない事業所に勤務している労働者であること。 ②住宅資金の融資額が100万円以上であること。 ③市内に自ら居住するために住宅を新築し、又は購入する者であること。 ④年収（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額で、第4条の規定により利子補給金の交付申請をした日の前年の申請者のものをいう。）が500万円以下の者であること。 ⑤市税を完納した者又は市税の完納の見込みが確実な者であること。			1. 利子補給の対象融資額は300万円を上限とし、10万円未満の端数がある場合には切り捨てて計算する。 2. 利子補給金の額は、前項の融資額に1年につき1パーセントの利子補給率を乗じて得た額とし、利子補給金の交付期間は、利子補給対象者が住宅資金の償還開始の日に属する年度から引き続き3箇年度に限るものとする。	商工観光課	0297-35-2121 （内線1284）
303	合併浄化槽	坂東市	坂東市合併処理浄化槽設置事業費補助金		生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。	市内に自ら居住する施設において、汚水処理未普及解消につながるものとして補助対象合併処理浄化槽を設置する者とし、専用住宅又は店舗併用住宅（住宅部分が総延床面積の2分の1以上） ※次のいずれかに該当する者を除く ①建築確認の申請又は浄化槽設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者 ②住宅等（土地を含む）を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者 ③販売目的で、合併処理浄化槽付き住宅を建築する者 ④公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業採択区域及び近い将来公共下水道等の整備が見込まれる区域内の者 ⑤市税等を滞納している者 ⑥集合住宅等から転居する場合又は現在居住する住宅等から分家独立して住宅等を新築する場合を除き、既に合併処理浄化槽を使用している者			●合併処理浄化槽の設置（人槽区分に定める額） ・5人槽 294,000円 ・7人槽 342,000円 ・10人槽 459,000円 ●合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去 9万円 ●単独処理浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事 30万円	生活環境課	0297-35-2121 （内線1273）



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
304	生ゴミ	坂東市	坂東市生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金		ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器または電気式生ごみ処理機を購入し、家庭から排出される生ごみの自家処理を行う方への補助金交付制度	1. 市内に住所を有する方 2. 処理容器等を周辺に悪臭等迷惑をおよぼすおそれのない場所に設置できる方 3. 生ごみ処理後にできたものを、自ら有効利用できる方 4. 市税等を滞納していない世帯 ※この補助金の交付を受けた世帯のうち、処理容器等購入日から3年以内はこの補助金の交付を受けられません。			●生ごみ処理容器（電気を使わないもの） ・1台につき購入価格の1/2以内で最高1,500円まで（100円未満切捨て） ・1世帯につき2台まで ●電気式生ごみ処理機（電気を使うもの） ・1台につき購入価格の1/2以内で最高25,000円まで（1,000円未満切捨て） ・1世帯につき1台まで	生活環境課	0297-35-2121 （内線1273）
305	復興支援（利子補給）	稲敷市	被災住宅復興支援利子補給事業	H24. 8. 1	東日本大震災により被害を受けた住宅について、金融機関から融資を受けて補修を行った方に対し、借入金の利子の一部を補給する事業を行います。	①自己（又は親族）が所有する住宅が大規模半壊、半壊、一部損壊のいずれかの「り災証明」を受けている方（※別荘、店舗、倉庫、塙などは対象外） ②震災発生時に自己又は親族が被災住宅に居住していた方 ③被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入、又は宅地復旧工事のいずれかを市内で行った方（行う方） ④平成23年3月11日以降に住宅復興資金を銀行などの金融機関で借り入れた方 ⑤市税を滞納していない方 ※住宅が半壊し、解体した方で被災者生活再建支援金の支給を受けた方は、対象外となります。			①借入金残高（上限640万円）の1%にあたる金額（1,000円未満切り捨て）を年1回交付します。 ②宅地復旧工事を伴う場合は、1,030万円を上限とし、宅地復旧工事のみの場合は、390万円を上限とします。 ③利子補給金の交付期間は、最長5年間となります。	建設課	029-892-2000 （2330・2331）
306	合併浄化槽	稲敷市	稲敷市高度処理型浄化槽設置事業費補助金	H20. 4. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において交付する補助金。	補助の対象者は、次に掲げるいずれかに該当する地域において、専用住宅に高度処理型（環境配慮型）浄化槽を設置する者。 ①公共下水道事業計画による予定処理区域（当該申請年度内に公共下水道事業計画による予定処理区域に変更される見込みのある場合を含む。以下同じ。）及び農業集落排水事業計画区域以外の地域 ②公共下水道の整備が当分の間（概ね7年以上）見込まれない公共下水道事業計画による予定処理区域内の地域 ③農業集落排水施設の整備（施設の改築を含む。）が当分の間見込まれない農業集落排水事業計画区域内の地域			高度処理型浄化槽区分 限度額 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新築 533,000円, 転換 645,000円 7人槽 新築 644,000円, 転換 772,000円 10人槽 新築 787,000円, 転換 959,000円 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新築 987,000円, 転換 1,099,000円 7人槽 新築 1,347,000円, 転換 1,475,000円 10人槽 新築 1,891,000円, 転換 2,063,000円 単独処理浄化槽撤去費 90,000円	下水道課	029-892-2000 （2973）
307	下水道接続	稲敷市	稲敷市下水道排水設備工事資金補助金	H17	震ヶ浦、個沼、牛久沼の水質を改善するため、公共下水道への接続を助成し、市民の負担軽減と接続率の向上を図る。	補助の対象者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項の規定により公示された区域及び農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年稲敷市条例第115号）別表第1に掲げる区域において下水の処理を開始すべき日以降に工事しようとするもので次の各号に該当するものとする。ただし、官公署はこの限りではない。 ① 処理区域内の建築物の所有者又は工事について 当該建築物及び土地の所有者の同意を得たもの。 ② 市税等及び市が賦課するすべてについて完納しているもの。 ③ 稲敷市下水道排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給に関する規定（平成31年稲敷市下水道規定第13号）に係る融資あっせん及び利子補給を受けていないもの。			工事は自己の住んでいる建築物の工事1件につき50万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。 供用開始 1年目 工事費の14% 2年目 工事費の10% 3年目 工事費の7% 4年目 工事費の4% 上記の補助金（以下「基本補助金」という。）に加え、次の条件に当てはまる者に対して、工事費から基本補助金を差し引いた額（31万円上限）を交付することができる。 （1）申込世帯の構成人に、当該年度の4月1日現在で満18歳未満の者又は当該年度の3月31日時点で満65歳以上の者がいること。 （2）申込世帯の構成人のうち、収入のある者の課税対象所得の合計額が334万円以下であること。	下水道課	029-892-2000 （2952）
308	三世帯同居・近居	稲敷市	稲敷市若年夫婦及び三世帯同居マイホーム取得支援助成事業	H28. 4. 1	定住と三世帯同居を促進し、人口減少の抑制と活力ある地域社会を築くことが目的。新築住宅の取得に係る費用を助成。	①40歳未満の若年夫婦（いずれかが40歳未満） ②子育て世代（未就学児）、転入世帯、三世帯同居（近居）等の要件で上乘せあり。 ③令和4年3月31日までに市内で新築住宅を取得すること。 ④所有権の保存登記が済み、所有者が若年夫婦のいずれかがであること。 ⑤申請時において、定住しており、市税の滞納がないこと。等		140万円		まちづくり推進課	029-892-2000 （内線2425）
309	三世帯同居・近居	稲敷市	稲敷市三世帯同居リフォーム資金補助事業	H28. 4. 1	子育ての環境の充実と定住人口の増加を目的に、三世帯同居（近居）の為に住宅改修費を補助。	①40歳未満の若年夫婦（いずれかが40歳未満）で未就学児がいる世帯で、市内に若年夫婦の親が定住していること。 ②平成28年4月1日以後に契約した20万円以上の改修工事であること。 ③要綱に定めた補助対象工事であり、工事施工前に交付申請をし交付決定を受けていること。 ④申請時において市税の滞納がなく、工事完了報告時において三世帯が定住していること。等		50万円		まちづくり推進課	029-892-2000 （内線2425）
310	空き家	稲敷市	稲敷市空き家バンク活用促進制度	H28. 4. 1	制度を通じて成約した方への奨励金を支給 ①奨励金：所有者と利用者（購入・賃借）に補助 ②リフォーム助成：所有者と利用者（購入・賃借）に補助 ③リフォーム助成家財処分費の補助	①助成金の交付申請時に市税の滞納がないこと。 ②賃借者及び購入者にあつては、交付申請時に定住していること。等		①5万円 ②費用の2分の1上限50万 ③費用の2分の1上限10万		まちづくり推進課	029-892-2000 （内線2425）
311	空き家バンク	稲敷市	空き家バンク制度	H28. 4. 1	市内の空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図ることが目的。所有者は、空き家物件を登録。市で空き家情報を公開。利用登録者に空き家情報を提供。	-		-		まちづくり推進課	029-892-2000 （内線2425）
312	生ゴミ	稲敷市	稲敷市生ごみ減量化機器等購入費補助金	H18. 4. 1	生ごみ減量化機器等の購入費の助成	①市内に住所を有し、生ごみ減量化機器等を住所地に設置することができる者 ②生ごみ減量化機器等から出る物質を住所地内において処理することができる者 ③生ごみ減量化機器等を適切に維持管理ができ、ごみの減量化に協力的である者 ④同一世帯に市税の滞納者がいない者			①生ごみ減量化機器 購入額の2分の1（上限:3万円） ②生ごみ処理容器 購入額の2分の1（上限:5千円） ※①②ともに千円未満切り捨て	環境課 廃棄物対策室	029-892-2000 （2324）
313	マイホーム発電	稲敷市	稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金	H29. 10. 1	水素の利活用の促進及びエネルギー利用の効率化を図るため、環境に配慮した家庭用燃料電池や定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に係る費用の助成。	①市内に住所を有すること（補助対象設備の設置完了時に住民登録をする場合を含む。）。 ②同一世帯に市税の滞納者がいない者。 ③自ら居住又は居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。 ④補助事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。 ⑤本人又は同一世帯に属する者が過去に市から同様の補助金の交付を受けていないこと。		6万円		環境課	029-892-2000 （2322）
314	耐震診断	稲敷市	稲敷市木造住宅耐震診断士派遣事業	H22. 6. 1	地震に強いまちづくりを推進するために、茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行う。	①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの ③地上階数が2以下のもの ④建築物の延べ面積が30平方メートル以上のもの ⑤次に掲げる構造方法以外によって建築されたもの ア 丸太組構造 イ 型式適合認定によるプレハブ工法			全額を市で負担	産業振興課	029-892-2000 （2423）
315	耐震改修	稲敷市	稲敷市木造住宅耐震改修促進事業	H30. 6. 1	地震に強いまちづくりを推進するために、耐震改修計画、耐震改修工事を行う場合に、予算の範囲内でその費用の一部を補助します。	①建築物の延べ面積が30平方メートル以上であること。 ②兼用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が当該兼用住宅全体の床面積の半分を超えないものであること。 ③耐震改修計画を行う場合にあっては、一般耐震診断（木造耐震診断士派遣事業（無料）（新しいウインドウで開きます））における上部構造評点が1.0未満と診断されたもので、耐震改修計画策定後の上部構造評点が1.0以上になる住宅であること。 ④耐震改修工事を行う場合にあっては、上部構造評点が1.0以上になるよう耐震改修計画が策定されたもので、耐震改修工事後に上部構造評点が1.0以上になる住宅であること。 ④離れ、物置等の附帯建築物でないこと。			耐震改修計画：費用の3分の2以内（限度額100,000円） 耐震改修工事：費用の23%以内（限度額300,000円）	産業振興課	029-892-2000 （2423）

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
316	リフォーム（福祉）	稲敷市	稲敷市障害者等日常生活用具給付等事業（住宅改修費（居宅生活動作補助用具））	H18. 10. 1	申請者が障害により日常生活用具の給付を必要とする認められた場合、費用の助成を行う。（住宅改修に伴う費用の一部を助成）	①下肢、体幹機能障害、乳幼児期非進行性脳病変2級以上の者又は最重度の知的障害者 ②難病患者であって、下肢又は体幹機能の障害のある者 その他			55万円を上限の基準額とし、その9割を公費負担	社会福祉課	029-892-2000 （内線2133）
317	リフォーム	かずみがうら市	住宅リフォーム助成事業	H27. 4. 1	市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォーム（改修・改築）を行う場合に、その経費の一部を助成。	①本市に住所を有する個人 ②補助を受けようとする住宅の所有者で継続して3年以上居住している ③同一世帯の親族に市税の滞納がないこと その他	●		10万円	地域未来投資推進課	0299-59-2111 （内線1241）
318	復興支援（利子補給）	かずみがうら市	住宅等災害復旧資金利子補給	H17. 3. 28	住宅等災害復旧資金を金融機関から借り受ける場合において、借り受ける資金の利子の全部又は一部を補給。	①り災証明書交付をうけられること ②金融機関から住宅等災害復旧資金を借り受けられること			500万円 ※ただし、東日本大震災に係る特例措置により1,030万円（宅地の地盤被害対応工事を伴う住宅復旧工事）になる場合あり。	社会福祉課	0299-59-2111 （内線1163）
319	空き家	かずみがうら市	移住支援事業費補助金	H27. 4. 1	空き家の増改築又は維持、向上を目的とした修繕等並びに模様替えのリフォーム工事等を行う者に対し補助金を交付する。	①空き家登録者と売買契約又は賃貸借契約を締結した利用者で、1年を経過していない者 ②本市で実施している他制度の補助を受けていない者 ③移住日において満20歳以上65歳未満の方で、世帯人数が2人以上であること			20万円	市民協働課	029-897-1111 （内線2321）
320	リフォーム（福祉）	かずみがうら市	居宅介護住宅改修費給付事業（介護予防住宅改修事業）	H12. 4. 1	生活環境を整えるための小規模なリフォーム（住宅改修）を行う場合に、その一部を支給する。	要介護・要支援認定を受けてる方			20万円（原則1回限りで、20万円のうち、その1～3割が自己負担）	介護長寿課	0299-59-2111 （内線1175）
321	下水道接続	かずみがうら市	水洗便所改修資金等助成	H17. 3. 28	公共下水道及び農業集落排水の処理区域内において、既設の汲み取り便所を水洗便所に改修するために必要な資金の助成	①当該建築物及び土地の所有者の同意を得た者 ②市税並びに公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業受益者負担金を滞納していない者 ③利子補給を受けていない、又は受ける予定のない者			改修工事1世帯（4万円） ※改修工事については、要件（年齢・課税所得）により上乗せ分あり（上乗せ額最大31万円） 撤去費用（9万円）	上下水道課	0299-59-2111 （内線5125）
322	合併浄化槽	かずみがうら市	浄化槽等設置事業費補助金	H17. 3. 28	水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置及び既設浄化槽へのりん除去装置の設置並びに既設単独処理浄化槽の撤去に要する経費について、補助金を交付する。	浄化槽設置に係る補助基準額 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新築 533,000円、転換 645,000円 7人槽 新築 644,000円、転換 772,000円 10人槽 新築 787,000円、転換 959,000円 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新築 987,000円、転換 1,099,000円 7人槽 新築 1,347,000円、転換 1,475,000円 10人槽 新築 1,891,000円、転換 2,063,000円 単独処理浄化槽撤去費 90,000円			高度処理型合併浄化槽（206万円） りん除去装置の設置（24万円）	生活環境課	029-897-1111 （内線2514）
323	生ゴミ	かずみがうら市	環境共生事業	H23. 4. 1	一般家庭から出る生ゴミ減量を図るため、生ゴミ処理容器の購入費の一部に対し補助金を交付	①本市に住所を有していること ②生ゴミを堆肥化したものを適正に処理できること ③過去5年以内に補助金交付を受けていないこと			購入価格の4分の3（2万円）	生活環境課	029-897-1111 （内線2513）
324	空き家バンク	かずみがうら市	かずみがうら市空き家情報登録制度	H26. 8. 1	市内における空き家の有効活用を通じて、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図る	-			-	生活環境課	029-897-1111 （内線2517）
325	マイホーム発電	かずみがうら市	平成30年度かずみがうら市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金	H30. 10. 1	水素の利活用の促進及びエネルギー利用の効率化を図るため、家庭用燃料電池（エネファーム）や定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に係る費用の一部を補助する。	① 市内に住所を有すること（補助対象設備の設置完了時に住民登録をする場合を含む。）。 ② 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。 ③ 自ら居住、若しくは居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置すること。 又は市内の補助対象設備付き建売住宅を自らの居住するために取得すること。 ④ 補助対象設備について、本市で実施している補助制度による補助を受けていないこと。 ⑤ その他			10万円/基	生活環境課	029-897-1111 （内線2514）
326	リフォーム（福祉）	桜川市	桜川市重度障害者等日常生活用具支給等事業（うち住宅改修費（居宅生活動作補助用具・居宅生活動作補助用具重度障害者加算））	H18. 10. 1	障害により日常生活用具の給付を必要とする認められた場合、費用の一部を助成する。（住宅改修に伴う費用の一部を助成する。）	〈居宅生活動作補助用具（20万円）〉 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）であって、障害等級3級以上の方及び療育手帳○Aで学齢児以上の方 ②肢又は体幹機能に障害のある難病患者 〈居宅生活動作補助用具重度障害者加算（30万円）〉 上記障害等級2級以上及び療育手帳○Aに該当する方			50万円	社会福祉課	0296-75-3126 （内線2313）
327	リフォーム（福祉）	桜川市	介護（予防）サービス給付事業	H12. 4. 1	介護認定被保険者が在宅介護により日常生活が過ごせるようにすることを目的として、被保険者に対して住宅改修（介護保険上適正なものに限る。）に伴う費用の一部を助成する。	要介護又は要支援認定を受けた方であって、介護保険料滞納による給付制限執行を受けていない方			被保険者一人につき18万円 （上限以上の給付は原則認められていませんが、更新又は区分変更において介護認定段階が3以上上昇したものは再度18万円上限の給付が可能となります。）	介護保険課	0296-75-3158 （内線2342）
328	定住促進	桜川市	桜川市定住促進助成事業	H27. 4. 1	市内に定住する意思をもって住宅を取得した市外転入者に対して定住促進助成金を交付する。	① 申請日の直近3ヶ年以内にIターン又はUターンをされた方 ② 市内で新築住宅又は中古住宅を取得し、かつ、その所有権を交付申請日が属する年度の3月31日までの間に不動産登記簿に登録された方 ③ 申請日の直近の4月1日現在で年齢20歳以上45歳以下である方（空家バンクを利用して住宅を取得した方は年齢制限の上限はなし） その他			50万円	都市整備課	0296-58-5111 （内線1166）
329	下水道接続	桜川市	桜川市公共下水道接続工事費補助金	H20. 4. 1	公共下水道の処理区域において公共下水道接続工事を実施する方に対して補助金を交付する。	①供用開始から3年以内の接続工事。ただし、特別な理由がある場合、4年目以降も対象。 ※1. 既設のくみ取り便所から水洗便所に改修し、公共下水道に接続する工事 ※2. 既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事 ※3. 新築改築に伴う工事ではないこと。 ②官公署、法人、その他の事業所でないこと。 ③公共下水道受益者負担金、市税又は水道料金を滞納していないこと。			工事費の範囲内で4万円 さらに年齢要件、所得要件のいずれも満たす場合、場合最大31万円を加算	下水道課	0296-58-5111 （内線3274）
330	その他	桜川市	桜川市農業集落排水事業接続工事費補助金	H30. 4. 1	農業集落排水の処理区域において農業集落排水接続工事を実施する方に対して補助金を交付する。	①農業集落排水への接続工事。 ※1. 既設のくみ取り便所から水洗便所に改修し、農業集落排水に接続する工事 ※2. 既設の浄化槽を廃止し、農業集落排水に接続する工事 ※3. 新築改築に伴う工事ではないこと。 ②官公署、法人、その他の事業所でないこと。 ③農業集落排水事業受益者負担金、市税又は水道料金を滞納していないこと。			工事費の範囲内で4万円 さらに年齢要件、所得要件のいずれも満たす場合、場合最大31万円を加算	下水道課	0296-58-5111 （内線3274）



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
331	合併浄化槽	桜川市	浄化槽設置整備事業	H30.4.1	公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の区域で、高度処理浄化槽を設置する方に対して補助金を交付する。	① 住居の新築、改築又は浄化槽の入替を行う方 ② 市税に滞納がない方			窒素又は燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新設 444,000円 転換（単独・汲取り） 645,000円 7人槽 新設 486,000円 転換（単独・汲取り） 772,000円 10人槽 新設 576,000円 転換（単独・汲取り） 959,000円 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新設 876,000円 転換（単独・汲取り） 1,099,000円 7人槽 新設 1,219,000円 転換（単独・汲取り） 1,475,000円 10人槽 新設 1,719,000円 転換（単独・汲取り） 2,063,000円 ただし、合併浄化槽からの転換等、一部の条件については交付の対象外とする。	生活環境課	0296-75-3111 (内線2288)
332	合併浄化槽	桜川市	市街地浄化槽設置事業	H20.4.1	使用者から一部負担金を納付していただき、市が浄化槽本体を設置する。	①住居の新築、改築又は浄化槽の入替を行う方 ②市税に滞納がない方			個人負担分 5人槽 15万円 7人槽 20万円 10人槽 25万円	下水道課	0296-58-5111 (内線3271)
333	合併浄化槽	桜川市	単独浄化槽撤去補助事業	H20.4.1	単独処理浄化槽を廃止し、浄化槽設置整備事業により浄化槽を設置しようとする方に対して補助金を交付する。	①単独浄化槽を撤去し、浄化槽設置整備事業により浄化槽を設置する方 ②市税に滞納がない方			9万円	生活環境課	0296-75-3111 (内線2288)
334	リフォーム	桜川市	桜川市住宅リフォーム助成事業	H30.4.1	市内の施工業者によって住宅のリフォーム工事を行う市民に対し、補助金を交付する。	①当該補助金の申請時において、市内に住所を有し、かつ、対象となる住宅に継続して3年以上居住していること。 ②当該補助の対象となる住宅の所有者であること。 ③市税等及び介護保険料が完納されていること。 ④当該補助の対象となるリフォーム工事について、市で実施している他の補助制度による助成を受けていないこと。	●		リフォーム工事代金（税抜）の10% ※上限額10万円 ※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる	商工観光課	0296-55-1111 (内線3151)
335	リフォーム	桜川市	桜川市住宅リフォーム助成事業	H30.4.1	市内の施工業者によって住宅のリフォーム工事を行う市民に対し、補助金を交付する。	①当該補助金の申請時において、市内に住所を有し、かつ、対象となる住宅に継続して3年以上居住していること。 ②当該補助の対象となる住宅の所有者であること。 ③市税等及び介護保険料が完納されていること。 ④当該補助の対象となるリフォーム工事について、市で実施している他の補助制度による助成を受けていないこと。	●		リフォーム工事代金（税抜）の10% ※上限額10万円 ※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる	商工観光課	0296-55-1111 (内線3151)
336	空き家バンク	桜川市	桜川市空き家バンク	H29.8.1	空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて登録した空家等に関する情報を、空家等の利用を希望する者に提供する制度	-				都市整備課	0296-58-5111 (内線1166)
337	既存住宅状況調査（インスペクション）	桜川市	桜川市空家流通促進事業	H29.8.1	空家バンクを活用した空家等の流通を促進するため、空家バンクに登録する空家への既存住宅状況検査に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する事業	①市内に所在する既存の住宅であること ②空家バンクに登録する住宅（すでに登録されている住宅を含む）であること			5万円	都市整備課	0296-58-5111 (内線1166)
338	ブロック塀	桜川市	桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金	R2.4.1	通学路危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止し、児童・生徒の生命の安全を確保するため、補助対象者が行う通学路危険ブロック塀等除却工事に要する費用の一部について補助金を交付する。	補助対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) 通学路危険ブロック塀等の所有者又は共有者であること。 (2) 通学路危険ブロック塀等除却工事を請負契約によって工事業者に注文しようとする者であること。 (3) 所定の事項を書面によって誓約した者であること。 (4) 従前に本制度による補助金の交付を受けた者でないこと。			補助金の額は、次に掲げる額のうち最も小さい額とする。 (1) 補助対象経費に2/3を乗じて得た額（千円未満切捨て） (2) 除却した通学路危険ブロック塀等の1m当たり2万円を乗じて得た額（千円未満切捨て） (3) 20万円	都市整備課	0296-58-5111 (内線1163)
339	若者・子育て	神栖市	神栖市若年世帯住宅取得補助事業	H25.4.1	若年世帯の安心・安全な暮らしへの家族支援策として、子育てや高齢者と同居するため市内に自ら居住する住宅を新築・購入した場合に、住宅取得費の一部を補助するもの。	・取得者若しくは配偶者が45歳未満 ・同居する世帯に高校生相当以下である者が2人以上又は親もしくは満65歳以上の親族が含まれている ・取得した住宅に引き続き居住すること ・住宅復興資金利子補給金、木造住宅耐震改修促進事業補助金及び当補助金の交付を受けていないこと ・同居する世帯全員に市税等の未納がないこと			・新築、建売、中古住宅の購入…35万円 ・市が販売する土地を購入…15万円加算 ・市街化区域での建築又は購入…10万円加算 ・高校生相当以下3人目以降…5万円加算	都市計画課	0299-90-1184 (625)
340	若者・子育て	神栖市	神栖市かみす子育て住まい給付金交付事業	R2.4.1	若年世帯の安心・安全な暮らしへの家族支援策として、子育てや高齢者と同居するため市内に自ら居住する住宅を新築・購入した場合に、住宅取得費の一部を補助するもの。	・取得者若しくは配偶者が45歳未満 ・同居する世帯に（1）～（3）のいずれかが含まれていること （1）高校生相当以下である者が1人以上、（2）親、（3）満65歳以上の親族 ・取得した住宅に引き続き居住すること ・住宅復興資金利子補給金、若年世帯取得補助金、木造住宅耐震改修促進事業補助金及び当補助金の交付を受けていないこと ・同居する世帯全員に市税等の未納がないこと			・新築、建売、中古住宅の購入…25万円 ・市が販売する土地を購入…15万円加算 ・市街化区域での建築又は購入…5万円加算 ・高校生相当以下2人目以降…10万円加算 ・令和2年4月1日以後に市外から世帯全員が転入…30万円加算	都市計画課	0299-90-1184 (625)
341	復興支援（利子補給）	神栖市	神栖市住宅被災者支援対策事業	H24.4.6	東日本大震災により被害を受けた住宅を資金を借入れて復興した場合、支払い利息を36ヶ月間補給するもの。	・原則として2以上の住居室並びに台所、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができるものであること。 ・新築又は購入（中古住宅を含む）に必要な土地を併せて購入する場合の面積は、135㎡以上500㎡以下のものであること。 ・新築・購入の場合（33㎡以上180㎡以下） ・次の親族が同居する場合は、33㎡以上240㎡以下（補助対象者の父若しくは母（配偶者の父又は母も含む。）60歳以上の老人、障害者又は6人以上の親族が同居するものとする）。 ※共有名義での新築・購入の場合（1戸の床面積が共有者の持ち分を合わせて、前述の要件であること。） ・中古住宅購入の場合（対象となる床面積等については、新築・購入の場合に同じ） ・被災住宅補修の場合（被災住宅の補修については、引方移転・整地費等の工事を含む。）			月額22,220円限度で36ヶ月以内	都市計画課	0299-90-1184 (625)
342	リフォーム（福祉）	神栖市	障がい者リフォーム助成事業	H23.4.1	重度障害者等が居住する住宅をその重度障害者等に適するように改良する工事に要する費用の一部助成するもの。	・身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害があり、かつ、その個別の障害の程度が1級又は2級に該当するもの。 ・療育手帳の交付を受けている者で、その療育手帳の総合判定が○Aのもの。			41万円	障がい福祉課	0299-90-1137 (423)
343	生ゴミ	神栖市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付	H3.4.1	ごみの減量化及び生活環境の保全のため、家庭で生ごみ処理容器等を設置する者に対し、予算の範囲内においてその一部を補助する。	・神栖市に住所を有し、居住していること。 ・世帯全員に未納がないこと ・肥料化された生ごみを自家利用できること。 ・5年以内に補助金の交付を受けていない者。（故障、破損等による買い替えの補助金の交付を除く。） ・購入後1年以内の申請であること。			購入した生ごみ処理容器等の価格（税抜）の2分の1に相当する額とし、限度額は次のとおり。 ①たい肥化容器（コンポスト）：5,000円 ②密閉容器：5,000円 ③電気処理機：30,000円	廃棄物対策課	0299-90-1148 (552)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
344	太陽光	神栖市	神栖市住宅用太陽光発電システム設置促進事業補助金	H21.4.1	環境にやさしい太陽光発電システムを設置する市民の方へ予算の範囲内において補助金を交付する	機器設置完了日から30日以内にシステムを設置した住宅に住所を異動できる方 (30日目に当たる日が3月31日を超えてしまう場合は、3月31日までに住所を異動できる方) ・当該住宅に住所を有することとなるものとする。ただし、原則として補助事業の申請を行う年度の3月15日までに当該住宅に住所を有する者 ・専用住宅、併用住宅（専用住宅に事務所、店舗等の業務の用途に供する非居住部分を当該家屋の延床面積の2分の1未満で併設するもの） ・同居する世帯全員に市税等の未納がないこと			太陽光発電…システムの最大出力1kWあたり1万円の補助（出力の小点数以下1軒未満は切り捨て。補助金額についても、1,000円未満は切り捨て。）	環境課	0299-90-1146
345	マイホーム発電	神栖市	神栖市住宅用創・蓄エネルギー機器設置促進事業補助金	H22.4.1	環境にやさしい創・蓄エネルギー機器を設置する市民の方へ予算の範囲内において補助金を交付する	機器設置完了日から30日以内にシステムを設置した住宅に住所を異動できる方 (30日目に当たる日が3月31日を超えてしまう場合は、3月31日までに住所を異動できる方) ・当該住宅に住所を有することとなるものとする。ただし、原則として補助事業の申請を行う年度の3月15日までに当該住宅に住所を有する者 ・専用住宅、併用住宅（専用住宅に事務所、店舗等の業務の用途に供する非居住部分を当該家屋の延床面積の2分の1未満で併設するもの） ・同居する世帯全員に市税等の未納がないこと			・エネファーム…25万円 ・太陽熱利用給湯器…機器本体価格（税抜き）の1/10で、上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電池…15万円	環境課	0299-90-1146
346	合併浄化槽	神栖市	神栖市高度処理型合併処理浄化槽設置事業費補助金	H2.3.31	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の設置等に要する経費について補助金を交付する。	・下水道法第4条第1項の規定により定められた公共下水道事業計画の区域外及び公共下水道事業計画区域以内であって下水道の整備がおおむね7年以上見込まれない区域において、住宅に設置される処理対象人員10人以下の高度処理型合併処理浄化槽を設置する者 ・当該住宅に住所を有することとなるものとする。ただし、原則として補助事業の申請を行う年度の3月15日までに当該住宅に住所を有する者 ・専用住宅、併用住宅（専用住宅に事務所、店舗等の業務の用途に供する非居住部分を当該家屋の延床面積の2分の1未満で併設するもの） ・同居する世帯全員に市税等の未納がないこと			①N型新設（5人槽44.4万円、7人槽48.6万円、10人槽57.6万円） ②N型転換（5人槽64.5万円、7人槽77.2万円、10人槽95.9万円） ③NP型新設（5人槽87.6万円、7人槽121.9万円、10人槽171.9万円） ④NP型転換（5人槽109.9万円、7人槽147.5万円、10人槽206.3万円） ⑤単独処理浄化槽撤去費 9万円 ⑥宅内配管工事費 30万円	環境課	0299-90-1146
347	下水道接続	神栖市	神栖市下水道接続支援補助金	H30.10.1	下水道処理区域内の建築物に設けられている汲み取り便所（し尿浄化槽を含む）を、水洗便所に改造し、下水道に接続するために要する経費の一部について補助金を交付する（2022年3月までの工事を対象とする）。	・処理区域内の建築物及び土地の所有者であること又は工事に係る当該建築物及び土地の所有者の同意を得た者であること。 ・同居する世帯全員に市税及び下水道受益者負担金の未納がないこと。 ・神栖市水洗便所改造資金の助成（旧年度）や当該資金の融資のあっせん及び利子補給金の交付を受けていないこと。 ・新築に伴う工事でないこと。 ・居住専用の一戸建て住宅や、事務所及び店舗等を併設する住宅に係る工事にあつては、申請者及び住宅の所有者が法人又は団体でないこと。			①居住専用の一戸建て住宅又は事務所及び店舗等を併設する住宅に係る工事のうち、1戸につき5万円 ②事務所等に係る工事のうち、公共汚水ます1個につき5万円 ③①の補助対象者の世帯について、満18歳未満の者又は満65歳以上となる者を含み、且つ世帯全員の市民税課税標準額の合計額が334万円以下である場合、30万円を上限に加算	下水道課	0299-90-1158
348	耐震診断	神栖市	神栖市木造住宅耐震診断費補助金	H24.4.1	神栖市建築物耐震改修促進計画に定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策として、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内で木造住宅耐震診断費補助金を交付する。	次の対象住宅および対象耐震診断士のすべての要件を満たすことが対象要件です。 【対象住宅】 ・市内にある一戸建ての専用住宅又は併用住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・平屋建て又は2階建てで、延床面積が30㎡以上のもの ・丸太組工法又はプレハブ工法以外により建築された木造住宅 ・所有者が居住していること ・所有者及びその世帯全員に市税に未納がないこと ・一般診断の場合は、木造住宅耐震診断士派遣事業を利用していないこと 【対象耐震診断士】 ・茨城県木造住宅耐震診断士として認定された建築士			・耐震診断…費用の1/2で上限5万円	都市計画課	0299-90-1152
349	耐震改修	神栖市	神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金	H25.4.1	神栖市建築物耐震改修促進計画に定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策として、耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事を行う者に対し、予算の範囲内で神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金を交付する。	次のすべての要件を満たす住宅 【共通要件】 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（丸太組工法または、プレハブ工法以外のもの） ・2階建て以下で、延床面積30㎡以上のもの ・耐震診断の結果、「倒壊の可能性がある」と判定されたもの ・所有者が居住していること ・所有者とその世帯全員に市税等の未納がないこと ・住宅復興資金利子補給金や若年世帯住宅取得補助金を併用していないこと。 ・期限内に申請し、申請した年度の2月末日までに完了すること。 【耐震補強設計の場合】 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること ・耐震診断の結果、耐震性を向上するための補強計画であること ・補強設計者は、一級建築士、二級建築士、木造建築士であること 【耐震補強工事の場合】 ・補強後に上部構造評点が1.0以上になること ・工事施工業者は、建設業法第3条の許可を受けている建設業者であること 【耐震建替え工事の場合】 ・耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満相当であること ・建築基準法・都市計画法に適合した新築工事を行うこと			・補強設計…費用の1/2で上限15万円 ・耐震補強工事…費用の1/2で上限45万円 ・耐震建替え工事…一律60万円	都市計画課	0299-90-1152
350	その他	神栖市	神栖市水道事業に伴う給水工事奨励金	S57.6.15	良質で安定した生活用水の確保と上水道の利用促進を図ることを目的に、配水管取付口から水道量水器までの工事に要した経費の一部を補助する。	①給水可能区域となった日から3年以内に給水工事を完了した者 ②新たに住宅を取得し、取得日から1年以内に給水工事を完了した者 ③有機と素化合物による地下水汚染に伴う調査区域に住宅を所有する者 ※H29年度は①及び②の年数は適用しない。			配水管取付口から水道量水器までの工事費の2分の1（上限25万円）	環境課	0299-90-1146
351	耐震診断	行方市	行方市木造住宅耐震診断士派遣事業	H19.7.4	木造住宅の所有者が木造住宅の耐震診断を受けようとするときに木造住宅耐震診断士を派遣する	S56.5.31以前に着工され地上階数が2以下かつ建築物の延べ面積が30㎡以上のもの			市が診断士会へ委託し派遣する。	都市建設課	0299-55-0111 (内線231)
352	耐震改修	行方市	行方市木造住宅耐震改修補助金	H24.4.1	耐震性能を強化する必要がある木造住宅に係る耐震設計耐震改修を行う場合の助成	延べ面積30㎡以上で耐震診断を受診した木造住宅	●		設計事業費1/3、補助上限10万円 改修事業費1/3、補助上限30万円	都市建設課	0299-55-0111 (内線231)
353	リフォーム（福祉）	行方市	行方市重度障害者等住宅リフォーム助成事業	H20.3.27	身体障害者で下肢、体幹、移動機能障害の2級以上の方か知的障害Aの方が行う住宅リフォームへ助成	身体障害者で下肢、体幹、移動機能障害の2級以上の方か知的障害Aの方が行う住宅リフォームへ助成			改修事業費の3/4、対象事業費の上限は55万円	社会福祉課	0299-55-0111 (内線112)
354	リフォーム（福祉）	行方市	行方市日常生活用具給付等事業	H19.10.30	障害者等の移動等を円滑にするための住宅改修及び用具設置の助成	身体障害者で下肢、体幹、移動機能障害の2級以上の方か下肢若しくは体幹機能に障害がある難病患者等			限度額は20万円（補助率10分の9）	社会福祉課	0299-55-0111 (内線112)
355	復興支援（利子補給）	行方市	行方市被災住宅復興支援利子補給補助金	H23.12.20	東日本大震災による被害を受けた住宅等を復興するために資金の借入れを行い住宅を復興した場合の借入資金の利子補給	り災証明で一部損壊以上の被害と証明された被災住宅、または、復興を必要とする被災地地の復旧のための住宅金融支援機構、民間金融機関からの平成30年3月末までに融資受給			年利2.0%に相当する額	都市建設課	0299-55-0111 (内線231)
356	定住促進	行方市	行方市定住化応援助成金	H29.4.1	行方市への定住を目的として新たに住宅を取得、又は市内に住宅を取得して転居し居住を始めた場合に助成	①宅地・住宅の取得金額の1%に相当する額（立替や宅地の拡張は対象外） ②次に掲げる金額を合算した額 ア 子供1人につき5万円 イ UIJターンによる転入を世帯につき15万円（複数世帯は30万円） ③①に該当しない住宅取得者へ助成5万円（建替えは対象外）			①上限20万円	企画政策課	0299-72-0811 (内線222)
357	下水道接続	行方市	行方市公共下水道排水設備工事資金助成	H17.9.2	行方市公共下水道に接続するための排水設備工事に必要な資金の助成措置を講ずることにより、公共下水道の普及を図る。	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に工事をしようとする者			1世帯につき4万円	下水道課	0299-55-0111 (内線251)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
358	合併浄化槽	行方市	行方市単独処理浄化槽撤去等補助金	H19.9.19	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境改善に資するため、単独処理浄化槽を廃止し、市設置型の高度処理型浄化槽(N.P除去機能を有するもの)の設置をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する	①戸別浄化槽を設置する者であって、既設の単独処理浄化槽を撤去するもの ②戸別浄化槽を設置する者であって、既設の単独処理浄化槽を撤去せず、戸別浄化槽へ転換するもの			①撤去する者 撤去費に相当する額(1,000円未満は切り捨てるものとし、9万円を超える場合は9万円を上限)及び配管費に相当する額(1,000円未満は切り捨てるものとし、6万円を超える場合は6万円を上限)の合計額 ②転換する者 配管費に相当する額(1,000円未満は切り捨てるものとし、6万円を超える場合は6万円を上限)	下水道課	0299-55-0111 (内線211)
359	その他	行方市	行方市百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金	H17.9.2	百里飛行場周辺において、航空機騒音の影響を軽減するために行う住宅防音工事に対する助成	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する第1種区域内において、平成元年6月30日防衛施設庁告示第8号による告示の後に新築された住宅もしくは、茨城県環境基準地域(第1種区域内の地域を除く。)内に存する住宅で当該住宅の主な生活空間を航空機騒音を軽減するJISに定めるT-1等級以上の遮音性能を有する防音サッシを設置するための工事			第1種区域内 補助対象経費の10/10以内 100,000円以内 茨城県環境基準地域内 補助対象経費の5/10以内 50,000円以内	企画政策課	0299-72-0811 (内線235)
360	空き家バンク	行方市	行方市空き家等情報登録制度	H23.4.14	行方市における空き家及び空き地の有効利用を通じて、行方市の地域の活性化及び定住の促進を図る	空き家バンクによる空き家等の登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書等に必要事項を記載上提出し、登録の申込みがあったときは、その物件、内容等を確認し、適切であると認めるときは、空き家バンク台帳に登録する。			成約奨励金 上限5万円	企画政策課	0299-72-0811 (内線222)
361	若者・子育て	行方市	行方市結婚新生活支援補助金	H29.4.1	経済的に結婚に踏み出せない者を対象に婚姻に伴う新生活を支援するため、住宅取得費用、住宅賃貸費用、引っ越し費用の一部を助成する。	①平成31年1月1日～令和2年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦 ②本市に住民票があり、費用を要した住宅に住所があること ③婚姻日の年齢が夫婦共に34歳以下であること ④夫婦の平成30年度の合計所得額が340万円未満であること ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていないこと ⑥夫婦いずれもが、市税を滞納していないこと			上限30万円	企画政策課	0299-72-0811 (内線222)
362	合併浄化槽	行方市	戸別浄化槽整備事業	H24.4.1	個人より分担金及び毎月の使用料をいただき、市が浄化槽を設置・維持管理します。	公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く地域で、現に使用している住宅の所有者、又は建築中もしくは建築しようとする建築主の方。市税に滞納がない方。			-	下水道課	0299-55-0111 (内線211)
363	生ゴミ	行方市	行方市生ごみ処理容器等購入費補助金	H21.3.30	家庭から排出される生ごみ等の減量を図るため、生ごみ処理機器の購入に要する費用の一部を補助	対象となる者は次の要件を満たす者で、生ごみ処理機器を購入し、設置するもの。 ①市内に住所を有し、かつ、居住していること。 ②自己責任において生ごみ処理容器等を設置し、適正に管理することができること ③生ごみからできた堆肥等を適正に処理し、ごみの減量化に協力すること			購入額の2分の1の額、100円未満の端数は切り捨て 種類及び補助金額等 コンポスト容器：補助金限度額3,000円/基 密閉型発酵容器：補助金限度額2,000円/基 電動式処理容器：補助金限度額20,000円/基 その他の生ごみ処理容器：補助金限度額20,000円	環境課	0291-33-2111 (内線231)
364	耐震診断	鉾田市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H21.5.1	S56以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅を耐震診断するために茨城県木造住宅耐震診断士を派遣する。	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で床面積30㎡以上、等			利用者の個人負担3,500円のみ	都市計画課	0291-36-7754 (直通)
365	耐震診断	鉾田市	木造住宅耐震診断費補助事業	H21.10.1	S56以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅を耐震診断する際の費用の一部を補助する。	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅であること、等			3万円	都市計画課	0291-36-7754 (直通)
366	耐震改修	鉾田市	木造住宅耐震改修費補助事業	H29.4.1	S56以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅を耐震改修する際の費用の一部を補助する。	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で当事業を実施することで現耐震基準を満たすことができる建物であること、等			50万円	都市計画課	0291-36-7754 (直通)
367	リフォーム(福祉)	鉾田市	障害者リフォーム事業	H17.10.11	重度障害者(児)の福祉を増進するため、住宅・設備をその障害者に適するよう改修する費用の一部を補助する。	身体障害者手帳1～2級の下肢または体感機能障害者(児)。療養手帳の総合判定(A)の知的障害者(児)、等			262,500円	社会福祉課	0291-36-7920 (直通)
368	復興支援(利子補給)	鉾田市	被災住宅復興支援利子補給事業	H24.9.1	平成23年に発生した東日本大震災により被災した住宅の修繕、建替えに伴う住宅復興資金の借り入れの利子の一部を助成する。	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の罹災証明書を受け、住宅の修繕や建て替えを市内で行う、等			利子の1.0%(対象融資限度額640万円)を融資開始日から5年間支給	都市計画課	0291-36-7754 (直通)
369	下水道接続	鉾田市	下水道等接続工事補助事業	H30.4.1	<下水道・農業集落排水処理施設>宅地内配管の改造工事を行い、新たに下水道等に接続した方に対し、工事費の一部又は全部を補助する。	・受益者負担金、分担金を滞納していない者等			350,000円	下水道課	0291-32-8381 (直通)
370	合併浄化槽	鉾田市	浄化槽整備事業	H20.5.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の整備に要する経費について補助金を交付する。	市内の専用住宅に住居し又は専用住宅に住居しようとする者で合併処理浄化槽を転換、設置又はそれらに伴う単独浄化槽を撤去する者。			①設置費 流域、人槽、新築、転換等により294,000円～2,063,000円 ②単独浄化槽からの転換に伴う経費 ・単独浄化槽撤去費 90,000円 ・宅内配管工事費補助 最大300,000円	下水道課	0291-32-8381 (直通)
371	生ゴミ	鉾田市	生ゴミ処理機補助金	H17.10	家庭から排出される生ごみの減量化、堆肥として再資源化を図るため、生ごみ処理機等を購入した者に対し補助を行う。	鉾田市に住民登録をし、かつ居住しており、生ごみ処理機等を販売業者から購入(中古品、転売品を除く)した者で、減量化又は堆肥化された生ごみを自己の責任において処理できる者。			購入した価格(税抜)の2分の1に相当する額(100円未満切り捨て) ・電気式生ごみ処理機・・・20,000円 ・コンポスト・・・3,000円 ・EMほかし用密閉容器・・・2,000円	生活環境課	0291-36-7486 (直通)
372	住宅取得	鉾田市	結婚新生活支援事業	H29.4.1	経済的理由で結婚に踏み出せない方など、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することを目的とし、住宅取得・引越費用が対象。	①R2.3.1～R3.2.28までに婚姻届を提出し、市に住民票があること ②婚姻届が受理された時点で、夫婦ともに40歳未満であること ③世帯所得が400万円未満であること			R2.1.1～R3.2.28の間に支払ったもの：上限30万円	まちづくり推進課	0291-36-7154 (直通)
373	住宅家賃	鉾田市	結婚新生活支援事業	H29.4.1	経済的理由で結婚に踏み出せない方など、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することを目的とし、住宅賃貸・引越費用が対象。	①R2.3.1～R3.2.28までに婚姻届を提出し、市に住民票があること ②婚姻届が受理された時点で、夫婦ともに40歳未満であること ③世帯所得が400万円未満であること			R2.1.1～R3.2.28の間に支払ったもの：上限30万円	まちづくり推進課	0291-36-7154 (直通)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
374	住宅取得	鈴田市	若者・U I J ターン促進助成事業	H30. 5. 9	定住人口の増加及び少子化対策を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とし、住宅を取得した方に対し助成を行う。	①R2. 4. 1時点で40歳未満であること（夫婦の場合は共に40歳未満であること） ②取得した住宅の延べ床面積が50㎡以上で、住宅取得費用が500万円以上であること（中古物件を含む） ③R2. 4. 1～R3. 3. 31の間に登記が完了した新築住宅又は中古住宅 ④市税を滞納していないこと ⑤取得した住宅の所有者であること ⑥対象住宅への居住者においては、対象住宅の所在地に住民登録をしていること ⑦鈴田市移住定住促進助成金交付決定日から、5年以上定住する意思を有していること			住宅取得助成金 市外転入世帯：20万円 市内定住世帯：10万円  子育て助成金 世帯に属する16歳未満の子ども1人につき5万円  三世帯同居等助成金 子育て世帯に該当する交付対象者の父母が住民基本台帳上、同一世帯又は同一番地にある住宅に居住、若しくは同一敷地内にある住宅に居住している場合 10万円  鈴田市空家バンク登録物件助成金 空家バンクに登録された住宅を取得した場合 10万円	まちづくり推進課	0291-36-7154 (直通)
375	ブロック塀	鈴田市	危険コンクリートブロック塀等撤去補助事業	策定中	危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等の撤去費用に対し助成を行う。	策定中			100,000円	都市計画課	0291-36-7754 (直通)
376	空き家バンク	鈴田市	鈴田市空家バンク	H30. 10	空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて登録した空家等に関する情報を、空家等の利用を希望する者に提供する制度					都市計画課	0291-36-7754 (直通)
377	空き家	鈴田市	空き家の利活用に関する支援（補助金・助成金）	H30. 10	鈴田市空き家バンクを通じて売買や賃貸の契約が成立した場合に修繕費の補助や助成を行う制度	①鈴田市空家バンクを通じて「売買」にて契約が成立され、自己財産となった物件に居住するために必要な修繕に要する工事費の一部を補助。 ②鈴田市空家バンクを通じて「売買・賃貸」にて契約が成立され、居住の日から「5年以上」当該物件に継続して居住された世帯に対し、一律10万円を助成。			①修繕費補助 補助率1/2、最大で50万円を補助。（10万円以下は対象外） ②助成金 一律10万円	都市計画課	0291-36-7754 (直通)
378	耐震診断	つくばみらい市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H17. 4. 1	S56以前の耐震基準（旧耐震基準）に基づき建てられた木造住宅について、木造住宅耐震診断士を派遣する事業	①昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの ②戸建住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの) ③地上階数が2以下のもの ④建築物の延べ面積が30平方メートル以上のもの その他			全額	開発指導課	0297-58-2111 (5402)
379	耐震改修	つくばみらい市	木造住宅耐震補強補助金事業	H22. 4. 1	S56以前の耐震基準（旧耐震基準）に基づき建てられた木造住宅を改修するための経費の一部を助成する制度。	①在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された建築物であること。 ②建築物の延べ面積が30平方メートル以上であること。 ③兼用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が当該兼用住宅全体の床面積の半分以上を超えないものであること。 ④耐震改修設計を行う場合にあっては、耐震診断における上部構造評点が1.0未満の住宅であること。 ⑤耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震改修設計の際に行う精密診断法による診断における上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となる住宅であること。			事業費の3分の1もしくは40万円	開発指導課	0297-58-2111 (5402)
380	ブロック塀	つくばみらい市	危険ブロック塀等撤去補助金事業	R2. 4. 1	危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等を撤去するための経費の一部を助成する制度。	①市内に存するものであること。 ②通学路等に面するものであること。 ③道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。 ④同一敷地において、同制度の補助金の交付を受けたことがないこと。 ⑤販売を目的とする土地でないこと。 ⑥市税等を滞納していないこと			事業費の3分の2もしくは10万円	開発指導課	0297-58-2111 (5402)
381	リフォーム（福祉）	つくばみらい市	つくばみらい市障害者等日常生活用具支給等事業	H18. 10. 1	障がい者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、福祉の向上を図る。	①市内に住所を有する者 ②3歳以上の者 ③下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する者であつて、障害等級3級以上の者、又は、知的障害者であつて療育手帳A以上の者			49.5万円	社会福祉課	0297-58-2111 (4103)
382	復興支援（利子補給）	つくばみらい市	被災住宅復興支援利子補給金交付事業	H23. 12. 20	東日本大震災により被害を受けた住宅の復旧、再建等に関する資金の借入れに係る利子の一部を補給する制度。	①被災住宅を所有する者又はその親族であつて、震災発生時に当該被災住宅に居住していた者 ②被災住宅の補修を行う者、被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者又は被災住宅地の復旧を行う者 ③住宅復興資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法第2条に規定する銀行又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条に規定する協同組織金融機関と締結し、平成26年3月31日までに融資の実行を受けた者			・住宅復旧(補修・建設・購入) 640万円 ・宅地復旧390万円 ・住宅復旧・宅地復旧1030万円 上記の額の利子の1%	開発指導課	0297-58-2111 (5401)
383	若者・子育て	つくばみらい市	結婚新生活支援補助金	H28. 8. 1	結婚に伴う新生活を経済的に支援することを目的とした、住宅取得・賃貸、引越し費用についての助成。	①令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された市内住民 ②夫婦の婚姻時年齢が34歳以下でかつ所得合計が340万円未満の世帯であること ③夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人であり、家賃を支払っていること ④その他			1世帯あたり30万円（上限）	地域推進課	0297-58-2111 (1302・1303)
384	住宅家賃	つくばみらい市	民間賃貸住宅家賃補助金交付事業	H29. 4. 1	住宅に困窮する方の居住の安定を確保するため、市内の民間賃貸住宅に入居している方に対し家賃の一部を補助する。	①市内の民間賃貸住宅に居住している者 ②市営住宅入居資格要件に該当する者 ③月額家賃が50,000円以下であること			家賃月額額の2分の1で上限2万円 月2万円まで3年間補助（72万円）×5件	開発指導課	0297-58-2111 (5406)
385	下水道接続	つくばみらい市	公共下水道普及促進事業	H5. 4. 1	排水設備に対する改造資金融資額あつせん及び利子補給を行う	《対象》処理区域において供用開始から3年以内の改造 ①建築物の所有者又は当該工事の建築物の所有者の同意を得ていること ②市税を滞納していないこと ③連帯保証人1名を有すること ④資金の償還能力を有すること			融資あつせん額 ・持家50万円/1世帯を限度 ・借家等15万円/1件を限度×5件 利子補給金の交付額 ・融資額に対する利子相当額	上下水道課	0297-58-2111 (5305)



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
386	合併浄化槽	つくばみらい市	浄化槽設置事業費補助金	H18. 3. 27	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため浄化槽設置者に交付する。	<p>&lt;補助対象区域&gt;</p> <p>①下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の許可又は認可を受けた区域（以下「下水道認可区域」という。）以外の区域。ただし、下水道認可区域であっても、下水道の整備が7年以上見込まれないと認められる場合にあつては、この限りではない。</p> <p>②農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域</p> <p>③コミュニティ・プラントの処理区域以外の区域</p> <p>④団地内に処理施設を有し、生活排水を処理している区域以外の区域</p> <p>⑤その他特に市長が認める区域</p>			<p>①単独浄化槽又は汲取り槽からの転換</p> <p>通常型浄化槽 5人槽29.4万円、7人槽34.2万円、10人槽45.9万円</p> <p>高度処理型浄化槽（N型） 5人槽44.4万円（新築）、5人槽64.5万円（転換） 7人槽48.6万円（新築）、7人槽77.2万円（転換） 10人槽57.6万円（新築）、10人槽95.9万円（転換）</p> <p>高度処理型浄化槽（NP型） 5人槽87.6万円（新築）、5人槽109.9万円（転換） 7人槽121.9万円（新築）、7人槽147.5万円（転換） 10人槽171.9万円（新築）、10人槽206.3万円（転換）</p> <p>単独浄化槽から転換 単独浄化槽の撤去費9万円</p> <p>②浄化槽から浄化槽の転換</p> <p>通常型浄化槽 5人槽9.8万円（新築・転換） 7人槽11.4万円（新築・転換） 10人槽15.3万円（新築・転換）</p> <p>高度処理型浄化槽（N型） 5人槽14.8万円（新築・転換） 7人槽16.2万円（新築・転換） 10人槽19.2万円（新築・転換）</p> <p>高度処理型浄化槽（NP型） 5人槽17.6万円（新築・転換） 7人槽23.1万円（新築・転換） 10人槽32.1万円（新築・転換）</p>	上下水道課	0297-58-2111 (5303)
387	マイホーム発電	つくばみらい市	令和2年度つくばみらい市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金	H29. 10. 1	自立・分散型エネルギーの導入を促進するため、家庭用燃料電池（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する者に対し、設置経費の一部を補助する。	<p>(1) 市内に住所を有すること（補助対象設備の設置完了時に住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 自ら居住し、若しくは居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により補助対象設備が予め設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。</p> <p>(4) 補助事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。</p> <p>(5) 補助事業を実施する者又はその者と同一世帯に属する者が過去に市から同様の補助金の交付を受けていないこと。</p>			<p>・家庭用燃料電池（エネファーム） 50,000円を上限として市長が定める額</p> <p>・定置用リチウムイオン蓄電システム 50,000円を上限として市長が定める額</p>	生活環境課	0297-58-2111 (3302)
388	リフォーム	小美玉市	住宅リフォーム助成事業	H28. 4. 1	市民の住生活環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、市内施工業者を利用した自宅のリフォーム工事費の一部を補助。	<p>・市内に住所を有する方。</p> <p>・工事を行う住宅の所有者であり、その住宅に継続して2年以上居住している方。</p> <p>・個人住宅（店舗併用住宅等の場合は住宅部分のみ対象）のリフォーム工事であること。</p> <p>・工事が着工前であること。他要件あり。</p>	●		対象工事費（消費税別）の10%（千円未満は切り捨て） 限度額10万円	都市整備課	0299-48-1111 (内線1413)
389	耐震診断	小美玉市	木造住宅耐震診断士派遣事業	H21. 4. 23	市では地震に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、一定の条件を満たす戸建木造住宅を対象に、県造住宅耐震診断士を派遣する小美玉市木造住宅耐震診断士派遣委託事業を実施。	<p>・一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの）。</p> <p>・昭和56年5月31日以前に着工された住宅。</p> <p>・在来軸組工法、枠組壁工法による木造2階建て以下の住宅。</p> <p>・延べ面積が30㎡以上の住宅。他要件あり。</p>			自己負担金（2千円）	都市整備課	0299-48-1111 (内線1413)
390	耐震改修	小美玉市	耐震設計改修費補助事業	H31. 4. 1	地震災害における木造住宅の倒壊等を防止し、市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震設計・耐震改修工事の費用の一部を補助する。	対象住宅：上記耐震診断、対象住宅と同じ。 対象要件：①耐震診断の結果、上部構造評点を1.0未満とされたもので、耐震設計・耐震改修工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。②茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震設計を行うものであること。③耐震改修工事については、建設業法第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。④所有者及びその世帯員が市税の滞納がないこと。			<p>・耐震改修工事のための設計費の2分の1の額を補助（限度額10万円）</p> <p>・耐震改修工事費の23%の額を補助（限度額50万円）</p>	都市整備課	0299-48-1111 (内線1413)
391	定住促進	小美玉市	移住促進住宅取得補助金	H29. 4. 1	移住の促進と地域の活性化を図るため、本市へ移住される方（転入者対象）の住宅取得費および取得した住宅の改修工事に対して補助金を交付。	<p>・平成29年4月1日から令和3年3月31日までに対象住宅への居住が開始され転入を済ませることができる方。</p> <p>・転入日または申請日のいずれか早い日から起算して過去5年以内に小美玉市の住民基本台帳に記録されたことのない方。</p> <p>・中古住宅の改修工事は、市内に事業所を有する施工業者であること。他要件あり。</p>	●		<p>・新築または新築住宅の購入 限度額30万円 購入経費（土地代を除く）の4%以内の額。</p> <p>・中古住宅の購入 限度額20万円 購入経費（土地代を除く）の20%以内の額。 中古住宅の購入補助を受けた住宅の改修工事 限度額10万円 工事費の20%以内の額。</p>	都市整備課	0299-48-1111 (内線1413)
392	復興支援 (利子補給)	小美玉市	被災住宅復興支援利子補給金	H23. 12. 20	東日本大震災により自ら居住していた住宅が被害を受け、被災した住宅の補修、被災地の復旧、被災住宅に代わる住宅の建設又は購入する方が、金融機関から融資を受けた場合に、融資残高に対して利子補給金を交付。	令和2年度の新規申請者への補助金の交付はありません。平成29年度までに申請書を受付し、市から交付決定を受けた方へのみの申請。（利子補給期間は5年以内）			<p>利子補給金の額は、年末融資残高の1%（融資利率が1%未満の場合はその利率）</p> <p>・住宅復旧のみを行う場合 640万円</p> <p>・宅地復旧のみを行う場合（地盤改良）390万円</p> <p>・住宅復旧及び宅地復旧を行う場合 1,030万円</p>	都市整備課	0299-48-1111 (内線1413)
393	リフォーム（福祉）	小美玉市	小美玉市障がい者等日常生活用具給付等事業【居室生活動作補助用具（住宅改修費）】	H18. 12. 28	障がい者等の日常生活を容易にする住環境の改善を行う場合に、移動等を円滑にする用具の設置（手すり、段差解消など）及び設置に伴う小規模な住宅改修に対し、その費用の一部について助成を行う。	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>【身体障がい者手帳】：下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者</p> <p>【療育手帳】：障がい程度〇Aに該当する者</p> <p>【難病患者等】：下肢又は体幹機能に障がいのある者</p>			20万円を上限に補助対象工事の9割（非課税世帯は10割）を補助。	社会福祉課	0299-48-1111 (3232)
394	合併浄化槽	小美玉市	小美玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助	H30. 4. 1	公共下水道等に生活排水を排出できない地域において、高度処理型浄化槽の設置をする者に対して、予算の範囲内において助成する。	<p>①下水道法の認可区域、農業集落排水事業実施区域、住宅団地等が処理施設を有し集合処理を行っている区域以外</p> <p>②専用住宅であること。</p> <p>③10人槽以下のN型浄化槽（窒素又はりん除去能力を有する）又はNP型浄化槽（窒素及びりん除去能力を有する）であること。</p> <p>④市税等の未納がないこと。</p> <p>⑤その他、補助金交付要綱の要件を満たすこと。</p>			<p>令和2年5月補助額改定予定。</p> <p>&lt;N型浄化槽&gt;</p> <p>(1) 5人槽 転換 (645,000円)</p> <p>(2) 7人槽 転換 (772,000円)</p> <p>(3) 10人槽 転換 (959,000円)</p> <p>&lt;NP型浄化槽&gt;</p> <p>(1) 5人槽 新築 (987,000円) 転換 (1,099,000円)</p> <p>(2) 7人槽 新築 (1,347,000円) 転換 (1,475,000円)</p> <p>(3) 10人槽 新築 (1,891,000円) 転換 (2,063,000円)</p> <p>&lt;単独浄化槽撤去&gt; 90,000円</p>	下水道課	0299-48-1111 (内線2126)
395	下水道接続	小美玉市	小美玉市排水設備設置工事資金助成	H18. 3. 27	下水道等への接続工事を行う者に対し、工事資金の一部を助成する。	<p>①汚水の処理を開始すべき日（供用開始日）から3年以内に排水設備を設置しようとする者</p> <p>②受益者負担金・分担金及び市税等を滞納がないこと。</p> <p>③官公署、法人その他の事業所等でないこと。</p> <p>④その他、規則の要件を満たすこと。</p>			供用開始日から1年以内は4万円、1年を超え3年以内は2万円	下水道課	0299-48-1111 (内線2122)
396	下水道接続	小美玉市	小美玉市排水設備設置工事資金助成（拡充制度）	H30. 4. 1	下水道等への接続工事を行う者に対し、予算の範囲内において工事資金の一部を助成する。	<p>①汚水の処理を開始すべき日（供用開始日）から原則3年以内に排水設備を設置しようとする者</p> <p>②世帯員に18歳未満又は65歳以上の者がいること。</p> <p>③世帯の課税対象所得の合計額が334万円以下であること。</p> <p>④他の公的補助等を受けていないこと。</p> <p>⑤受益者負担金・分担金及び市税等を滞納していないこと。</p> <p>⑥官公署、法人その他の事業所等でないこと。</p> <p>⑦その他、要綱の要件を満たすこと。</p> <p>※平成30年度から令和3年度までの制度</p>			供用開始日から1年以内は35万円、1年超は33万円	下水道課	0299-48-1111 (内線2122)

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
397	下水道接続	小美玉市	小美玉市水洗化工事資金融資あっ旋及び利子補給	H18.3.27	本市の下水道の普及促進を図るため、既設の汲み取り便所又は浄化槽を廃止して水洗便所に改造する工事する者に、その資金の融資あっ旋を行うとともに融資する金融機関に対し、市が利子を補給する。	①処理区域になった日(供用開始日)から3年以内に水洗化工事を行う者 ②市税等を完納している者 ③受益者負担金・分担金を滞納していない者 ④小美玉市に居住し、独立の生計を営む保証人1人を有する者 ⑤その他必要な条件は、契約金融機関の定めるところによる。			①1件につき60万円以内。1戸で2件以上の改造工事、建物や敷地の状況その他の事情で、市長が特に必要と認める場合は、120万円を限度。 ②集合及び共同住宅については、200万円を限度。	下水道課	0299-48-1111 (内線2122)
398	生ゴミ	小美玉市	小美玉市生ごみ処理機等設置費補助金	H18.3.27	ごみ減量化対策の一環として、生ごみ処理機等を設置した者に対し費用の一部を補助する。	市内に住所を有する者。			生ごみ処理機 : 購入価格の2分の1(20,000円を上限) 生ごみ処理容器(コンポスト) : 購入価格の2分の1(2,000円を上限)	環境課	0299-48-1111 内線1145
399	リフォーム	茨城町	茨城町住宅リフォーム資金援助助成事業	H22.4.1	町民の消費の促進及び町内の商工業の振興を図るため、住宅の改修工事の経費の一部を助成。	①町内に住民登録をしていること。 ②工事を行う住宅の所有者であり、当該住宅に3年以上居住していること。 ③所有者と所有者の同一世帯委員全員が町税等の町に対する債務を滞納していないこと。 ④助成の対象工事は申請者の住宅において、工事金額合計(消費税を含む。)100万円以上のものとする。 ⑤助成金の決定を受けた日以降に着手し、翌年の2月末日までに完了する工事であること。	●	20万円	都市整備課	029-240-7116	
400	定住促進	茨城町	茨城町移住・定住支援補助金	H28.4.1	町内への定住促進を図るため、住宅の改良工事を行い、定住する者又は定住をする予定の者に経費の一部を補助する。	①住宅所有者又は住宅所有者の親族であること。 ②申請日が属する年度の4月1日以降に町の住民基本台帳に登録された日において前1年の間又は、申請日をした日において、前1年の間、町の住民基本台帳に登録されていない者で、その申請の日の属する年度の3月15日までに転入届を提出して町内に居住する者であること。 ③申請日が属する年度において、住宅所有者の年齢が50歳未満であること。又は、転入者世帯に18歳未満の構成員がいること。 ④申請時において、町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。		100万円	都市整備課	029-240-7116	
401	耐震診断	茨城町	茨城町木造住宅耐震診断士派遣事業	H20.9.1	町内の一戸建て木造住宅に対し、木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。 ②建築確認を受けて、建築されていること。 ③地上階数が2以下の戸建住宅であること。 ④述べ床面積が30㎡以上であること。			診断士派遣費用から、自己負担2,000円を差し引いた額	都市整備課	029-240-7116
402	リフォーム(福祉)	茨城町	茨城町重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	H23.4.1	在宅の重度障害者が居住する住宅をその障害者に適するように改修する工事を行うために要する経費の一部を助成する。	①住宅内外における移動を容易にするための工事。 ②階段、廊下、居室、台所、便所等の使用を容易にするための工事。 ③介護保険法の規定による居宅介護住宅改修の支給を受けていない工事。 ④助成金の決定を受けた日以降に着手し、翌年3月31日までに完了する工事。		55万円	社会福祉課	029-240-7112	
403	リフォーム(福祉)	茨城町	茨城町居宅介護改修費支給事業	H12.4.1	介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費を受領委任払いにより支給する。	①介護保険料の滞納がないもの ②受領委任払いにより住宅改修費の支給を受けることについて同意するもの ③現に住宅改修に要する費用の額が当該居宅介護被保険者等の保険給付に係る支給限度を基準額を超えない者		20万円 (費用の9割または8割、または7割を支給)	長寿福祉課	029-291-8407	
404	合併浄化槽	茨城町	茨城町合併処理浄化槽設置事業費補助事業	H7.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置事業に対し、予算の範囲において補助金を交付する。	①町長が定める地域において、専用住宅に処理対象10人以下の合併処理浄化槽を設置する者。 ②当該年度中に設置完了するもの。			設置 5人槽 64.5万円 7人槽 77.2万円 10人槽 95.9万円 単独浄化槽撤去 9万円 宅内配管工事費 30万円	下水道課	029-240-7127
405	下水道接続	茨城町	茨城町公共下水道接続支援事業補助金交付事業	H20.4.1	下水道の普及促進を図るため、排水設備の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	①下水の処理を開始すべき日から3年以内に排水設備の改造工事を行う者。 ②町税、水道料金及び公共下水道受益者負担金を滞納していない者。		4万円	下水道課	029-240-7127	
406	空き家バンク	茨城町	茨城町空き家バンク制度	H27.11.9	町内の空き家を有効活用し、定住の促進及び交流人口の拡大による地域の活性化を図る。	-		-	都市整備課	029-240-7116	
407	空き家	茨城町	茨城町空き家活用支援制度	R2.4.1	空き家バンク制度の利用促進を目的とし、空き家登録者または、空き家利用希望者に対し、茨城町空き家バンク制度の登録物件の修繕費用の一部を補助する	①茨城町空き家バンク制度に登録されている者。 ②物件登録者 茨城町空き家バンク登録後、修繕工事着手14日前までに申請すること。 ③利用登録者 所有権移転後または賃貸借契約後、修繕工事着手14日前までに申請すること。 ④申請日の属する年度の4月1日以降に工事着手し、当該年度の2月末日までに工事完了すること。 ⑤申請時において、町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。		100万円	都市整備課	029-240-7116	
408	その他	茨城町	茨城町百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金	H15.9.30	百里飛行場周辺において、航空機騒音の影響を軽減するために行う住宅防音工事に対する補助	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する第1種区域内において、平成元年6月30日防衛施設庁告示第8号による告示の後に新築された住宅もしくは、茨城県環境基準地域(第1種区域内の地域を除く。)内に存する住宅で、当該住宅の主な生活空間を航空機騒音を軽減するJISに定めるT-1等級以上の遮音性能を有する防音サッシを設置するための工事			第1種区域内 補助対象経費の10/10以内 10万円以内 茨城県環境基準地域内 補助対象経費の5/10以内 5万円以内	みどり環境課	029-240-7135
409	その他	茨城町	新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度	H31.1.2	新築住宅の固定資産税について従来の地方税法による減税措置に加え、町の条例に基づいて、さらに減額分と同額の課税を免除する制度	①平成31年1月2日から令和6年1月1日までに新築された住宅であること ②町内に本店を有する法人または個人事業者が本体工事を施工した住宅であること ③個人所有の住宅であり、自ら居住している住宅であること(アパート・賃貸は対象外) ④所有者が本町の住民基本台帳に登録されていること(法人は対象外) ⑤所有者及び所有者と同一世帯の世帯員全員が町税等の滞納がないこと ⑥地方税法により新築住宅に係る税額の減税措置の適用を受ける住宅であること	●	●	一般住宅 一般の住宅 3年間 3階建以上で耐火構造の住宅 5年間  長期優良住宅 一般の長期有料住宅 5年間 3階建以上で耐火構造の長期優良住宅 7年	税務課	029-240-7114
410	耐震改修	茨城町	茨城町木造住宅耐震改修補助事業	H30.4.1	町内の一戸建て木造住宅に対し、耐震改修設計及び耐震改修工事を行うにあたり、予算の範囲において、補助金を交付する。	①茨城町木造住宅耐震診断士派遣事業の全ての要件に該当すること。 ②設計を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもの。 ③改修工事を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもので、改修工事により上部構造評点が1.0以上になるもの			設計 10万円(費用の3分の2) 改修 23万円(費用の23%)	都市整備課	029-240-7116
411	耐震診断	大洗町	耐震診断士派遣事業	H30.4.1	旧耐震基準の木造住宅に対して、耐震診断を行う木造住宅耐震診断士を派遣する。	①町内に存する所有者自らが居住している木造住宅であること。 ②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ③地上階数が2以下であること。 ④延べ床面積が30㎡以上であること。 ⑤店舗又は事務所等との併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が全体の延べ床面積の2分の1以上であること。			自己負担金2千円	都市建設課	029-267-5156



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
412	耐震改修	大洗町	耐震改修補助金	H30. 4. 1	旧耐震基準の木造住宅に対して、耐震補強設計・工事の費用を助成する。	①耐震診断士の派遣対象となる住宅の要件に該当すること。 ②建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。 ③設計を行う場合は、耐震診断結果「上部構造評点が1.0未満」と診断され、改修設計後の「上部構造評点が1.0以上となるもの」。 ④改修工事を行う場合は、耐震診断結果「上部構造評点が1.0未満」と診断され、改修設計後の「上部構造評点が1.0以上」となるもので、改修工事により「上部構造評点が1.0以上」になるもの。 ⑤令和3年3月末日までに工事が完了するもの。			耐震改修工事：23万円 （耐震改修工事費の23%） 耐震改修設計：10万円 （耐震改修設計費の2/3）	都市建設課	029-267-5156
413	リフォーム	大洗町	大洗町住宅リフォーム補助金	H23. 4. 1	住宅の機能維持及び居住環境向上のための修繕・改築・増築・模様替え等に係る費用の助成。	①町内に所有する自己の居住に供する家屋部分 ②施工業者は町内に事業所等を有する業者であること ③対象工事費（消費税別）が10万円以上であること	●		10万円	商工観光課	029-267-5111 (333)
414	リフォーム（福祉）	大洗町	大洗町障害者等住宅リフォーム助成事業	H8. 4. 1	障害者又は障害児が居住する住宅をその障害者等に適するように改良する工事に要する費用の一部を助成。	①町内に住所を有すること ②身体障害者手帳（1級、2級、一部3級）又は療育手帳（㊦又はA）の交付を受けている者 ③世帯全員が市町村民税の未納がないこと			35万円	福祉課	029-267-5111 (152)
415	復興支援（利子補給）	大洗町	大洗町被災住宅復興支援利子補給金	H24. 4. 1	東日本大震災による大洗町内における被災住宅及び被災地地の復興を支援するため、被災者が金融機関等から被災住宅又は被災地地の復興のために必要な資金を借り入れた場合に、その利子の一部に対し、利子補給金を交付	①自己又は親族が所有する被災住宅等について、震災発生時に自己又は親族が居住していた場合であって、当該被災住宅等について、大規模半壊、半壊又は一部損壊のり災証明書を受けた者 ②住宅復興資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第3条で定める独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条で定める銀行又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条で定める協同組織金融機関と締結し、平成28年3月31日までに融資の実行を受けた者			128万円	都市建設課	029-267-5111 (256)
416	三世帯同居・近居	大洗町	大洗町三世帯同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金	H29. 4. 1	親、子及び孫が三世帯で同居又は近居するために住宅を増改築・リフォームする者に対し、助成金を交付	①親世帯又は子世帯の一方が、町内に1年以上居住していること ②親世帯又は子世帯の一方が、町外に1年以上居住し、平成29年4月1日以降本町に転入すること ③親世帯又は子世帯のどちらかに孫が居住していること ④住宅の増改築・リフォーム完了の日が、平成29年4月1日以降であること ⑤三世帯同居等をする世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと ⑥過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと			25万円	まちづくり推進課	029-267-5111 (214)
417	定住促進	大洗町	大洗町定住促進奨励金	H26. 4. 1	本町内に新たに住宅を取得する者に対し、大洗町定住促進奨励金を交付	①居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅 ②取得費用が5,000,000円以上である住宅 ③平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、建物の所有権の保存又は移転の登記が完了した新築住宅又は中古住宅 ④当該住居に居住する世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと			25万円 20万円 15万円 10万円	まちづくり推進課	029-267-5111 (214)
418	合併浄化槽	大洗町	大洗町合併処理浄化槽設置等事業費補助金	H11. 4. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、合併処理浄化槽の設置等を行う者に対して、補助金を交付	①町内の専用住宅において、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する者			95.9万円	生活環境課	029-267-5111 (244)
419	生ゴミ	大洗町	大洗町生ごみ処理容器購入費補助金交付要項	H7. 11. 1	ごみの減量化対策の一環として、生ごみ処理容器を購入し、設置した者に対し、補助金を交付	①町内に住所を有し、かつ、居住していること ②容器を設置することができる敷地を有すること ③たい肥化された生ごみを自家処理できること ④町税を滞納していないこと ⑤電動処理容器については、町内の販売業者より購入すること ⑥電動処理容器以外の処理容器については、町長が指定する販売事業者より購入すること			2万円 0.3万円	生活環境課	029-267-5111 (244)
420	空き家バンク	大洗町	大洗町空き家情報バンク	H23. 6. 20	大洗町内に存在する空き家や空き地の有効活用を促進し、町の活性化と定住促進を図る	-			-	まちづくり推進課	029-267-5111 (214)
421	太陽光	大洗町	大洗町住宅用太陽光発電システム設置補助金	H22. 4. 1	新エネルギーの活用による自然環境保全のため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付	①自ら居住する住宅 ②住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が10kW未満の太陽光発電システムであること。			16万円	生活環境課	029-267-5111 (244)
422	その他	大洗町	大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金	H22. 4. 1	エネルギー効率が高く、温室効果ガスの排出抑制につながる燃料電池給湯器を住宅に設置する者に対し、補助金を交付	①自ら居住する住宅 ②燃料電池1台当たり0.5kWから1.5kWの発電能力を有すること ③容量が150ℓ以上の貯湯ユニットを有すること			20万円	生活環境課	029-267-5111 (244)
423	若者・子育て	大洗町	大洗町結婚新生活支援補助金	H29. 4. 1	経済的理由で結婚に踏み出せない方に、結婚に伴う新生活に係る経費の一部を支援することで結婚の希望をかなえるため補助金を交付する	①平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されていること。 ②婚姻日における年齢が夫婦共に34歳以下であること。 ③平成29年分の夫婦の所得の合計額が340万円未満であること。 ④婚姻の届出後、町内に居住していること。 ⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑥町税及び国民健康保険税の滞納がないこと。 ⑦過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。			30万円	まちづくり推進課	029-267-5111 (214)
424	下水道接続	大洗町	大洗町水洗化補助金交付事業	H8. 3. 1	既設のみ取便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造する工事を行う者に対し、補助金を交付する。	①公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に改造工事をしようとする者 ②処理区域の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物及び土地の所有者の同意を得た者 ③町税・下水道使用料金及び公共下水道事業受益者負担金を滞納していない者			処理開始日から1年以内は6万円、1年を超え2年以内は4万円、2年を超え3年以内は2万円。	上下水道課	029-267-5111 (323)
425	耐震診断	城里町	木造住宅耐震診断助成事業	H21. 2. 1	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に耐震診断を行う場合、経費の一部を助成する。	①建築物の延べ面積が30平方メートル以上 ②階数が2階以下 ③対象となる住宅の所有者に、税等の滞納がないこと。			助成額は、耐震診断に要する経費に助成率16分の15を乗じて得た額とする。限度額は3万円。	都市建設課	029-288-3111 （内線279）
426	耐震改修	城里町	耐震改修計画・工事事業助成	H25. 4. 1	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に耐震改修計画・工事を行う場合、経費の一部を助成する。	①建築物の延べ面積が30平方メートル以上 ②階数が2階以下 ③対象となる住宅の所有者に、税等の滞納がないこと。 ④耐震改修計画を行う場合、耐震診断における上部構造評価点が1.0未満の住宅 ⑤耐震改修工事を行う場合、耐震改修計画時の精密診断における上部構造評価点が0.3以上上昇し、かつ1.0以上となる住宅			助成額は、耐震改修計画に要する経費に助成率3分の1を乗じて得た額とし、限度額は10万円。耐震改修工事については、経費に助成率3分の1を乗じて得た額とする。限度額は30万円。	都市建設課	029-288-3111 （内線279）

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
427	住宅取得	城里町	城里町住宅新築工事等助成金	H29	定住人口の増加、住宅工事の助成及び地域経済の活性化を図るため町内施工者を利用し、住宅の新築・建替工事を行う場合、経費の一部を助成する。	申請者 ①助成の対象となる住宅の所有者であること ②町税等の滞納がないこと 助成対象住宅 ①町民が町内に所有する個人住宅 ②町民が町内に所有する併用住宅又は併存住宅 ③部分の床面積の合計が50平方メートル以上 助成対象工事 ①50万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の新築・建替工事 ②建替工事の場合、既存の建物の全部を除去し、用途の著しく異なる建物を建てる場合に限る	●		助成額は工事金額の10%とし、限度額は50万円。	まちづくり戦略課	029-288-3111 （内線221）
428	リフォーム	城里町	リフォーム資金助成事業	H21	町民の消費の促進及び商工業等の振興を図るため、町民が町内の施工者によって住宅のリフォーム工事を行う場合、経費の一部を助成する。	申請者 ①町内に継続して3年以上居住していること ②助成対象住宅の所有者であること ③町税等の滞納がないこと 助成対象住宅 ①町民が町内に所有する個人住宅 ②町民が町内に所有する併用住宅又は併存住宅 助成対象工事 ①工事の金額（消費税を含む）が10万円以上の工事 ②年度内に着工・完了する工事 ③交付申請し、その後着手した工事 ④町が実施する他の助成等の対象となっていない工事	●		助成額は工事金額の10%とし、限度額は10万円。	都市建設課	029-288-3111 （内線279）
429	リフォーム（福祉）	城里町	障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H17.2.1	障害者（児）の福祉を増進するため、住宅又は設備をその障害者に適するように改善する際に要する経費を助成する。	①町内に住所を有する者 ②身体障害者手帳の所持者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢又は体幹機能障害者（児）。 ③療育手帳の総合判定Aの知的障害者（児） ④住宅・設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。 ※②又は③のいずれかの要件を満たすこと			助成対象経費の限度額は55万円とし、助成額は助成対象経費の4分の3とする。助成額の上限は、41万2,500円。	福祉こども課	029-288-3111 （内線606）
430	若者・子育て	城里町	町営住宅子育て世代支援補助事業	H28.4.1	少子化対策に資するため及び町営住宅入居の促進を図るとともに、町営住宅に入居する子育て世代を支援することを目的としている。	①子育て世代 次のいずれかに該当する世帯。 ア 転入日において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる子を含む世帯 イ 入居日の年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満の世帯 ②町営住宅の入居が対象 ③定住する意思（5年以上居住する意思をいう。）のある子育て世代の世帯員として転入した者で、転入日の前3年以内に本町の住民基本台帳に登録されていないこと。 ④申請者及び同一世帯の者全員に、町民税及び市町村税の滞納がないこと。			30万円	都市建設課	029-288-3111 （内線279）
431	合併浄化槽	城里町	合併浄化槽設置補助	H27年度	生活排水による河川の水質汚濁の進行防止と生活環境の保全及び公共衛生の向上を目的として、合併浄化槽の設置に対して補助金を交付。	公共下水道事業の事業計画外区域及び農業集落排水事業の採択を受けてない区域			詳細は下水道課に問い合わせ	下水道課	029-288-3111 （内線272）
432	住宅取得	城里町	城里町新築住宅等建設事業補助金	H29	良好な住環境の促進と未利用地等の有効活用を図るため、町が定める区域に土地を購入し、住宅を新築又は購入し、一定の条件を満たした方について土地の購入費の一部を補助する。	新築住宅 ①自己の居住を目的として新築した専用住宅又は併用住宅であること ②申請者は、町が定める区域において売買により土地を購入し、当該年度内に新築住宅を建設する者であること 建売住宅 ①土地と建物を一体で販売する新築分譲住宅であること ②申請者は、町が定める区域において建売住宅を購入するものであること 中古住宅 ①土地と中古住宅が一体で販売される住宅であること ②申請者は、町が定める区域において中古住宅を購入する者であること ※すべての場合において、申請者は町税等の滞納がないこと			土地の購入額に100分の10を乗じて得た額とし、25万円を上限とする。	まちづくり戦略課	029-288-3111 （内線221）
433	若者・子育て	城里町	結婚新生活支援補助事業	H28	新たに婚姻され新生活を送ることになった世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成	①当該年度内までに婚姻届を提出して受理された夫婦で、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること ②新婚世帯の所得（夫婦の前年の所得を合算した金額）が340万未満であること ③対象となる住居が城里町内にあること ④他の公的制度による家賃補助を受けていないこと ⑤過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと ⑥町税等の滞納がないこと			住居費と引越費用を合わせた額を対象に、1世帯当たり30万円を上限とする。 （補助対象となる費用：結婚を機として入居した物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当については補助対象外。）	福祉こども課	029-288-3111 （内線131）
434	定住促進	城里町	介護・福祉・医療等事業所連携定住強化事業	H28	町内の介護・福祉・医療事業所と連携して定住促進を図るため、移住者に家賃の一部助成を行う。	①町と連携する事業所は、国・県・町税等の未納がないこと。 ②町外に住所を有する者で、町内の介護等事業所に就労している者又は就労しようとする者。 ③50歳未満である者 ④町内に移住し、引き続き定住することが見込まれる者。 ⑤申請時点において、市町村民税等に未納がない者。			移住支度金：30万円 家賃助成金：月額3万円×12か月×3年間	健康保険課 福祉こども課 長寿応援課	029-288-3111
435	住宅家賃	東海村	東海村母子・父子家庭家賃助成事業	H20.4.1	母子・父子家庭の自立を支援し、児童の健全な育成や生活の安定を図るため、母子・父子家庭の方に対して家賃の一部（上限10,000円）を助成	①母子家庭または父子家庭であること ②村内に住所があり、6ヶ月以上引き続いて村内に居住していること ③児童と同一世帯で同居していること その他			10,000円/月	子育て支援課	029-282-1711
436	耐震診断	東海村	東海村木造住宅耐震診断士派遣事業	H18.4.1	村内に存する所有者自らが居住している木造住宅に対し、村が耐震診断士を派遣して耐震診断を実施	①村内に存する所有者自らが居住している木造住宅であること ②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること ③延べ床面積が30平方メートル以上であること その他			全額	都市整備課	029-282-1711
437	リフォーム（福祉）	東海村	重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H14.4	助成対象となる障がい者に対し、玄関、居室、浴室、トイレなどを改造するための費用の一部を助成。	①身体障害者手帳1・2級の下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 ②療育手帳の総合判定が(A)の障害者（児）			41.25万円	介護福祉課	029-287-2525
438	太陽光	東海村	東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助事業	H13.4.1	【住宅用の太陽光発電システム】、【雨水貯留タンク】を設置した方に補助金を交付	①村内の戸建住宅（店舗等の併用住宅を含む）に太陽光発電システム又は雨水貯留タンクを設置した方 ②村税の滞納がない方 その他			太陽光発電システム：16万円 雨水貯留タンク：3万円	環境政策課	029-282-1711
439	下水道接続	東海村	東海村水洗便所改造資金助成事業	H1.3.6	助成対象となる便所を水洗便所に改造する工事に必要な資金の一部を助成	①処理区域内にある建築物の所有者又は占有者 ②村税及び公共下水道事業受益者負担金を滞納していない者			3万円	下水道課	029-282-1711
440	生垣	東海村	東海村生垣設置補助金事業	H4.4.1	新たに生垣を設置する場合、補助金を交付する	①1. 村内に所在する住居、事務所等であること ②3. 生垣を設置する場所が公衆用道路もしくは個人の敷地に面し、長さが2m以上であること その他			5万円（事務所等）、上限なし 3000円/m（住居）	環境政策課	029-282-1711



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
441	生ゴミ	東海村	生ごみ処理機器設置補助事業	H11.4.1	一般家庭から出される生ごみの減量化・資源化を目的に家庭用生ごみ処理機器の購入費用を補助する	①村内在住の世帯主で、年度末までに購入できる方 ②村内の指定販売店で購入すること ③3年以内に生ごみ処理機器購入補助制度を受けていないこと その他			3万円	環境政策課	029-282-1711
442	合併浄化槽	東海村	東海村浄化槽設置整備事業補助金	H4.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止や環境衛生の向上を図り、生活環境を保全するため、合併浄化槽を設置する方に補助金を交付する	①村の公共下水道事業計画区域外に設置すること ②専用住宅であること その他			54.8万円	下水道課	029-282-1711
443	リフォーム	大子町	大子町住宅リフォーム助成金	H27.4.1	住宅の安全性、耐久性、居住性を高めることにより、町民の住環境の向上を図るため、住宅のリフォームに係る費用の助成。	①町内に自ら居住するための住宅を増築・リフォームする ②町内の建設業者が施工する ③リフォーム費用が税込み20万円以上 ④市町村税を滞納していない ⑤原則、交付申請を行った年度末までにリフォームが完成する	●		50万円	建設課	0295-72-2611
444	リフォーム（福祉）	大子町	重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H13.3.30	重度障害者（児）の福祉を推進するため、住宅・設備をその障害に適するように改善する際に要する経費の助成。	①身体障害者手帳1・2級の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障がいに限る）であること ②療育手帳の総合判定マルAの知的障害がいないこと			262,500円	福祉課	0295-72-1117
445	木造住宅	大子町	大子町木造住宅助成金	H14.4.1	林業の振興及び地域産業の育成を図るため、県産材を使用した住宅を町内に新築に係る費用の助成。	①町内に自ら居住するための住宅を新築する ②木材に茨城県産材を2分の1以上使用する ③町内の建設業者が施工する ④延床面積が50㎡以上の新築 ⑤市町村税等を滞納していない ⑥原則、交付申請を行った年度末までに工事が完成する	●		100万円	建設課	0295-72-2611
446	若者・子育て	大子町	大子町結婚新生活応援補助金	H28.6.30	若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新生活にに対し住居の購入費又は家賃及び、引越費用等の一部を補助。	①婚姻届出日が初年度の補助金申請日から起算して6ヶ月以内であるもの ②婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること ③夫婦ともに町内に住所を有していること ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと ⑤市町村民税等を滞納していないこと			72万円	まちづくり課	0295-72-1131
447	若者・子育て	大子町	大子町子育て世帯住宅建設助成金	H25.4.1	子育て世帯の住環境整備を推進し、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、住宅を新築に係る費用の助成。	①18歳以下の児童がいる世帯で、町内に自ら居住する住宅を新築する ②延床面積が50㎡以上の新築 ③町内の建設業者が施工する ④市町村税を滞納していない ⑤原則、交付申請を行った年度末までに工事が完成する	●		200万円	建設課	0295-72-2611
448	合併浄化槽	大子町	浄化槽市町村整備推進事業	H18.4.1	し尿及び生活雑排水の処理を行い生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町で合併浄化槽本体の設置工事を行う。	①個人が居住することを目的とした住宅（店舗等を併設したものであって、居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものを含む）とする ②受益者負担金（5人槽90,000円、7人槽110,000円、10人槽140,000円）及び、浄化槽使用料（月2,750円）が個人負担としてかかる			合併浄化槽本体の設置	生活環境課	0295-76-8802
449	生ゴミ	大子町	大子町生ごみ処理容器等購入等補助金	H5.4.1	ごみの減量化を促進し、生活環境の向上を図るため、生ごみ処理容器等の購入費等を補助する。	生ごみ処理容器1世帯2基まで、又は生ごみ減量化機器1世帯1台まで			生ごみ処理容器等 10,000円 生ごみ減量化機器 20,000円	生活環境課	0295-76-8802
450	空き家バンク	大子町	空き家等情報バンク制度	H20.1.1	町内における空き家等の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図る。	-			-	まちづくり課	0295-72-1131
451	空き家	大子町	大子町空き家利用促進補助金（空き家入居支度金）	H31.4.1	町の空き家バンク制度に登録して移住した者に対し、空き家の引越しに要する経費を補助する。	①空き家バンク制度に登録していること。 ②町内の登録物件を賃借し、又は購入して、登録物件に住所を移し、定住しようとする者。 ③申請時において、町外に住所を有する者。			30,000円	まちづくり課	0295-72-1131
452	その他	大子町	大子町個人住宅給水管設置助成金	H29.7.1	町内の生活環境の改善及び定住の促進を図るため、新たに給水を受けるものに対し、これに要する経費の一部を助成します。	①給水管設置助成金交付の規定により申込みを行った者 ②助成金の交付の申請により、指定給水装置工事業者による工事が完了する者 ③給水契約後、継続して60月を超える給水を受ける予定の者 ④町税等を滞納していない者			給水工事費から100,000円を差し引いた額の2分の1以内の額。一戸あたり300,000円を限度とする 算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額	水道課	0295-72-2221
453	リフォーム	大子町	空き家バンクリフォーム助成金	H31.4.1	大子町空き家等情報バンク設置要綱に規定する空き家の利用促進を図るため、登録物件のリフォームに係る費用の助成。	①利用登録者（空き家入居者）または空き家等登録者が住宅を増築・リフォームする ②町内の建設業者が施工する ③リフォーム費用が税込み20万円以上 ④市町村税を滞納していない ⑤原則、交付申請を行った年度末までにリフォームが完成する	●		利用登録者（空き家入居者）：70万円 空き家等登録者：50万円	建設課	0295-72-2611
454	空き家	大子町	大子町空き家利用促進補助金（空き家片付け支援補助金）	H31.4.1	空き家バンクに物件を登録している所有者等に対し、残存する住宅家財などの撤去若しくは処分に関する経費又は敷地の除草に要する経費を補助する	空き家バンクに物件を登録している所有者等			50,000円	まちづくり課	0295-72-1131
455	耐震診断	大子町	大子町木造住宅耐震診断士派遣事業	R2.4.1	地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。	①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②建築確認を受けて建築されたもの ③地上階数が2以下のもの ④延床面積が30平方メートル以上のもの ⑤その他			自己負担額 2,000円	建設課	0295-72-2611
456	ブロック塀	大子町	大子町危険ブロック塀等撤去補助制度	R2.4.1	倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって通学路又は大子町耐震改修促進計画に定める避難路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあるブロック塀等の撤去費用の一部を補助	①本町の区域内に存すること。 ②道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。 ③販売を目的とする土地に存するものでないこと。 ④建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。 ⑤既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。 ⑥避難路等に面したものであること。 ⑦町内に事業所を有する建設業者において施工する者であること。	●		次に掲げる各号のうち最も低い額。 ①補助事業に要する額の3分の2 ②撤去する危険ブロック塀等の延長に1メートル当たり14,000円を乗じた額の3分の2 ③150,000円	建設課	0295-72-2611
457	耐震診断	美浦村	美浦村木造住宅耐震診断士派遣事業	H25.4.1	地震に強い安全なまちづくりを目指し、耐震性が低い旧耐震基準に基づき建てられた木造住宅の耐震診断経費の一部を助成する。	昭和56年5月以前に着工された床面積30㎡以上の木造住宅または店舗併用住宅（住宅部分が1/2以上）の所有者。			7万5千円	都市建設課	029-885-0340 （内線222）
458	耐震改修	美浦村	耐震改修補助金	H30.4.1	旧耐震基準の木造住宅に対して、耐震補強設計・工事の費用を助成する。	・村内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震改修設計・工事によって、上部構造評点を1.0以上とするもの ・茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修設計を行うものであること。 ・所有者及びその世帯員が村税等に滞納がないこと。			耐震改修設計：10万円（耐震改修設計費の1/2） 耐震改修工事：50万円（耐震改修工事費の23%）	都市建設課	029-885-0340 （内線222）
459	リフォーム	美浦村	美浦村住宅リフォーム資金補助金交付事業	H24.4.1	地場産業育成と住環境の向上を図るため、村内の施工業者によって行う住宅のリフォーム工事費用の一部を助成する。	3年以上住民登録のある対象住宅の所有者で、村内の施工業者により工事を行う場合。	●		10万円	都市建設課	029-885-0340 （内線222）

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
460	リフォーム（福祉）	美浦村	美浦村重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H23.4.1	在宅の障害者の居住環境を改善し、活動範囲の拡大や介護者の介護負担の軽減を図るための住宅リフォーム費用の一部を助成する。	・身体障害者手帳の所持者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢又は体幹機能障害者（児）又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）者（児） ・療育手帳の総合判定マルAの知的障害者（児） ・在宅、設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者			41万3千円	福祉介護課	029-885-0340 （内線111）
461	リフォーム（福祉）	美浦村	美浦村高齢者及び障害者（児）在宅環境改善事業	H6.4.1	高齢者及び障害者（児）の排泄、入浴、移動等を容易にするための住宅の一部改修費用の一部を補助する。	・在宅で生活するおおむね65歳以上の介護保険の認定を受けていない高齢者の属する市町村民税非課税世帯 ・身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた障害者（児）の属する市町村民税非課税世帯			5万円	福祉介護課	029-885-0340 （内線112）
462	住宅家賃	美浦村	美浦村母子・父子福祉住宅手当支給事業	H18.4.1	借家住まいの母子・父子家庭に対し、家賃の一部を「母子・父子福祉住宅手当」として支給する。	住所を有し、母子・父子家庭の児童を養育している借家住まいで賃貸借をしている者。			4万8千円（月4千円）	子育て支援課	029-885-0340 （内線231）
463	空き家バンク	美浦村	美浦村空き家情報登録制度	H25.4.1	村内における空き家の有効活用を通して、村民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域活性化を図る。	—			—	生活安全課	029-885-0340 （内線214）
464	空き家	美浦村	美浦村空家等解体費補助事業	H30.4.1	適正な管理がなされないまま放置されている管理不全空家等の解体を促進し、村民の安全安心の確保、また生活環境の保全を図るため、その工事費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付する。	・美浦村内にある空家で、特定空家等及び準特定空家等に該当するもの。 ・美浦村空家等対策の推進に関する条例第10条第1項又は同条例第2項の規定による助言又は指導を受け、かつ条例第12条の規定による措置命令を受けていないこと。 ・補助対象者が美浦村内に事業所をもつ事業者に発注する除却工事であること。等	●		補助対象経費の3分の1（上限30万円）	生活安全課	029-885-0340 （内線214）
465	太陽光	美浦村	美浦村地球温暖化対策機器設置等補助事業	H27.6.1	環境への負荷の少ない住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器を設置する者へ補助を行う。	・自己の主たる居住の用に供する村内の住宅で、自ら所有し、又は新築する住宅に機器を設置する者であること。 ・機器の設置完了時に住民登録がある者であること。			出力1kWあたり5万円（最大25万円）	生活安全課	029-885-0340 （内線214）
466	マイホーム発電	美浦村	美浦村地球温暖化対策機器設置等補助事業	H27.6.1	環境への負荷の少ない住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器を設置する者へ補助を行う。	・自己の主たる居住の用に供する村内の住宅で、自ら所有し、又は新築する住宅に機器を設置する者であること。 ・機器の設置完了時に住民登録がある者であること。			・自然循環型太陽熱温水器及び強制循環型太陽熱利用システム：2万円 ・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）：3万円 ・家庭用天然ガスコジェネレーション（エコウィル）：5万円 ・家庭用燃料電池（エネファーム）5万円	生活安全課	029-885-0340 （内線214）
467	下水道接続	美浦村	美浦村公共下水道接続工事費補助事業	H21.4.1	村公共下水道処理区域内において、宅内の下水道接続工事に対し、一部を助成する。	①世帯に65歳以上もしくは18歳未満の住民がいること。 ②世帯の住民税課税標準額の合計が334万円以下であること。 ③村税等の滞納がない場合。			浄化槽 35万円（①、②に該当しない場合は4万円） 汲み取りトイレ 38万円（①、②に該当しない場合は7万円）	上下水道課	029-885-0720
468	その他	美浦村	美浦村農業集落排水接続工事費補助事業	H30.4.1	村農業集落排水処理区域内において、宅内の農業集落排水接続工事に対し、一部を助成する。	①世帯に65歳以上もしくは18歳未満の住民がいること。 ②世帯の住民税課税標準額の合計が334万円以下であること。 ③村税等の滞納がない場合。			浄化槽 35万円（①、②に該当しない場合は4万円） 汲み取りトイレ 38万円（①、②に該当しない場合は7万円）	上下水道課	029-885-0720
469	合併浄化槽	美浦村	美浦村浄化槽設置補助事業	H8.4.1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対し、一部を助成する。	公共下水道事業認可区域外および農業集落排水事業区域外であり、浄化槽の設置または転換する場合。			【窒素又は燐除去能力を有する高度処理型浄化槽】 5人槽転換645,000円、5人槽新築533,000円 7人槽転換772,000円、7人槽新築644,000円 【単独浄化槽撤去】 90,000円（上乗せ） 【宅内配管工事費】 400,000円（上乗せ）	上下水道課	029-885-0720
470	生ゴミ	美浦村	美浦村生ごみ処理容器等設置及び修繕補助事業	H15.4.1	家庭から排出される生ごみ等の減量を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機器を設置並びに修繕した者に対して補助する。	村内に居住する者で、生ごみ処理容器等から出る物質を自家処理することができる者。			・生ごみ処理機器 購入…2分の1（最大2万円） 修繕…4分の3（最大1万円） ・生ごみ処理容器 購入…4分の3（最大1万円） 修繕…4分の3（最大1万円）	生活安全課	029-885-0340 （内線214）
471	定住促進	美浦村	美浦村定住促進事業	H25.4.1	本村に定住を目的として住宅を取得した者に対し、「住宅および住宅敷地に係る固定資産税年税額」相当額を定住促進奨励金として交付する。	居住をするために村内に住宅を新築又は購入し、その住宅に住民として定住する者。			新築 20万円 中古 10万円	企画財政課	029-885-0340 （内線208）
472	合併浄化槽	阿見町	浄化槽設置事業補助金	S63.4.1	合併浄化槽設置費用の助成（新築・転換）。単独浄化槽からの転換の場合は、単独浄化槽撤去に係る助成もあり。	▼対象要件 ①阿見町の浄化槽整備地域にある住宅に合併浄化槽（処理対象人員10人以下）を設置するもの ②販売目的は不可 その他			【窒素除去型】 5人槽転換645,000円、5人槽新築444,000円 7人槽転換772,000円、7人槽新築486,000円 10人槽転換959,000円、10人槽新築576,000円 【窒素及びりん除去型】 5人槽転換1,099,000円、5人槽新築987,000円 7人槽転換1,475,000円、7人槽新築1,347,000円 10人槽転換2,063,000円、10人槽新築1,891,000円 【単独浄化槽撤去】 単独浄化槽撤去補助90,000円 単独浄化槽撤去に伴う管路補助300,000円	生活環境課	029-888-1111 （251）
473	下水道接続	阿見町	下水道接続工事費補助金	H30.4.1	公共下水道へ接続した家庭に対し補助	▼対象要件 ①阿見町公共下水道の処理区域内で、公共下水道に接続する工事（宅地内配管）を行う建築物の所有者等（法人等団体除く） ②新築（建築確認申請が必要な増築・改築含む）は不可 その他			▼18歳未満または65歳以上の方がいて、世帯課税対象所得が334万円以下：補助対象工事に要した費用の全額。上限額35万円 ▼それ以外：補助対象工事に要した費用の2分の1の額。上限額4万円。	上下水道課	029-889-5151
474	耐震診断	阿見町	木造耐震診断士派遣事業	H18.9.1	地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図ることを目的とし、耐震診断に係る費用の助成	▼対象 ①昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された、30㎡以上の2階以下の建築物 その他 ▼支給要件 ①建築物の所有者であるもの ②町税等を滞納していないこと			無料	都市計画課	029-888-1111 （232）
475	耐震改修	阿見町	木造住宅耐震補強補助事業	H29.4.1	地震による木造住宅の倒壊等の予防を目的とし、耐震改修設計及び工事に係る費用の一部を助成	▼対象 ①昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された、30㎡以上の2階以下の建築物 ②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅 その他 ▼支給要件 ①建築物の所有者であるもの ②町税等を滞納していないこと			▼耐震改修設計：10万円 ▼耐震改修工事：40万円	都市計画課	029-888-1111 （232）
476	生垣	阿見町	生垣設置奨励補助事業	H11.4.1	うるおいあるまちなみおよび安全な生活環境を確保することを目的とし、生垣の設置に係る費用を助成	▼対象要件 ①道路に面して設置されるもので総延長が5m以上であるもの ②樹木の高さが1.0m以上で、延長1mにつき2本以上植栽されるもの ③その他			175,000円 （角地の2辺に設置する場合には35万円）	都市計画課	029-888-1111 （231）



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
477	リフォーム（福祉）	阿見町	障害者住宅リフォーム助成事業	H23. 4. 1	重度の障害者が居住する住宅及び設備を障害者に適するように改善する際に経済的負担を軽減することを目的とし、工事又は設備等の整備費用を助成	▼対象 ①工事等を行う月に属する年の前年の課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者 ②身体障害者手帳の等級が、1級又は2級の下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳変病による運動機能障害である ③養育手帳（A）であるもの ▼対象要件 ①住宅内外で対象者の移動を容易にするもの ②階段、廊下、居室、浴室、便所、洗面所、台所等で対象者の使用を容易にするもの			412,500円	社会福祉課	029-888-1111(709)
478	太陽光	阿見町	阿見町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金	R2. 4. 1	水素の利活用の促進及びエネルギー利用の効率化を図るための助成	▼対象 ①燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること ②リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等において必要に応じて電気を活用することができるものであること ③国の補助事業における補助対象設備として、一般社団法人燃料電池普及促進協会（家庭用燃料電池システム（エネファーム））に指定、一般社団法人環境共創イニシアチブ（定置用リチウムイオン蓄電システム）により登録されているものであること ④未使用であること ⑤設置に係る建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備が、それぞれの設備に関する関係法令に準拠したものであること			家庭用燃料電池システム（エネファーム）：50,000円 定置用リチウムイオン蓄電システム：50,000円	生活環境課	029-888-1111(251)
479	生ゴミ	阿見町	阿見町生ごみ処理容器等購入費補助金	H18. 4. 1	家庭から排出されるごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量化及び循環型社会の形成を促進するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を購入費用を助成	▼対象要件 ①町内在住の人で、生ごみ処理容器等で生ごみを堆肥化したものを自家処理できること。 ②過去5年以内にこの補助金の交付を受けていないこと。 ③町税を滞納していないこと。			生ごみ処理容器：3,000円 電気式生ごみ処理機：2万円	生活環境課	029-888-1111(251)
480	耐震診断	河内町	河内町木造住宅耐震診断士派遣事業	H18. 4. 1	町内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、茨城県が養成する木造住宅耐震診断士を派遣してこれを実施することにより、地震に対する安全性に関する知識の普及・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進する。	①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅は、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの ③地上階数が2以下のもの ④建築物の延べ面積が30平方メートル以上のもの ⑤丸太組構造・形式適合認定によるプレハブ工法以外によって建築されたもの ⑥過去に町が実施する耐震診断を受けていないこと。 ⑦所有者及びその世帯員に係る町税、水道料及び下水道使用料に滞納がないこと。			耐震診断費用を全額町が負担する。	都市整備課	0297-84-6957
481	耐震改修	河内町	河内町木造住宅耐震補強補助事業	H30. 4. 1	町内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受け、耐震改修工事を行う者に対し予算の範囲内で河内町木造住宅耐震補強補助金を交付する。	①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅は、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの ③地上階数が2以下のもの ④建築物の延べ面積が30平方メートル以上のもの ⑤丸太組構造・形式適合認定によるプレハブ工法以外によって建築されたもの ⑥過去に町が実施する耐震診断を受けていないこと。 ⑦所有者及びその世帯員に係る町税、水道料及び下水道使用料に滞納がないこと。 ⑧精密診断法による診断において、上部構造評点が1.0未満であり、改修後の上部構造評点が0.3以上増加し、かつ増加後の上部構造評点が1.0以上となること。			耐震改修工事に要する額の2分の1以内の額（上限は50万円）	都市整備課	029-84-6957
482	復興支援（利子補給）	河内町	河内町住宅災害復旧資金利子補給	H23. 5. 1	災害によって住宅の全部又は一部に被害を受けた世帯の世帯主（被災者）が住宅災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、町が当該借り受けた資金の利子の一部を補給すること（利子補給）により、被災者の金利負担を軽減し、災害復旧の円滑化を図る。	①利子補給の交付を受けられること。 ②被災者又は世帯員（被災者が属する被災世帯の他の構成員をいう。以下同じ。）のいずれかが金融機関から住宅災害復旧資金を借り受けていること。 ③町内の被災住宅の復旧工事を行う者又は被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を町内で行う者			利子補給の対象となる住宅災害復旧資金の借受額（利子補給対象借入金）は500万円を限度とし、年間3%に相当する額を上限とし補給する。	都市整備課	0297-84-6957
483	合併浄化槽	河内町	河内町浄化槽設置整備事業補助金	H20. 4. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	①公共下水道事業認可区域以外の地域 ②公共下水道の整備が概ね7年以上見込まれない公共下水道認可区域内の地域			【利根川流域】 5人槽 294,000円 6～7人槽 342,000円 8～10人槽 459,000円 【霞ヶ浦流域】 高度処理型浄化槽区分 限度額 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新築 533,000円、転換 645,000円 7人槽 新築 644,000円、転換 772,000円 10人槽 新築 787,000円、転換 959,000円 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 5人槽 新築 987,000円、転換 1,099,000円 7人槽 新築 1,347,000円、転換 1,475,000円 10人槽 新築 1,891,000円、転換 2,063,000円 単独処理浄化槽撤去費 90,000円	上下水道課	0297-84-2361
484	下水道接続	河内町	河内町水洗便所改造資金助成金	H19. 4. 1	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、汲み取り便所又は尿浄化槽の設備のある便所を水洗便所（汚水館が公共下水道に接続されたものに限る）に改造する工事に対し、補助金を交付する。	①処理開始から3年以内（新築は対象外） ②受益者分担金及び町税及び水道使用料を滞納していない者			改造工事1世帯につき5万円 ※ 申込世帯の構成員に、申込年度の当初に満18歳未満の者又は申込年度の末日までに満65歳以上となる者があり、かつ収入のある者の課税標準額の合計が334万円以下である場合は、36万円を上限（平成30年度から平成33年度まで）	上下水道課	0297-84-2361
485	生ゴミ	河内町	生ごみ処理器購入補助金	H18. 4. 1	家庭から排出されるごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量化及び生活環境の向上を図るため、生ごみ処理機器を購入した者に補助金を交付する。	1世帯当り1基とする。ただし、補助金の交付を受けようとする者及び補助金の交付を受けようとする者と生計を同一する者に町税等に滞納がある場合は、補助金を交付しない			購入価格（消費税相当額を除く）の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とする。 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。	都市整備課	0297-84-6956
486	リフォーム（福祉）	河内町	居宅介護住宅改修費	H12. 4. 1	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく住宅改修費を支給する。（自己負担は1割から3割）	次の工事を行った場合 ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消（付帯する工事として転落防止柵の設置） ・滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更 ・開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去 ・和式から洋式への便器の取り替え ・その他これらの各工事に付帯して必要な工事			原則1回限りで20万円 ※複数回に分けて20万円を使うことが出来る。 ※引越をした場合や介護の必要の程度が3段階以上上がった場合は再度支給を受けられる。	福祉課	0297-84-6981
487	リフォーム（福祉）	河内町	介護予防住宅改修費	H12. 4. 1	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく住宅改修費を支給する。（自己負担は1割から3割）	次の工事を行った場合 ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消（付帯する工事として転落防止柵の設置） ・滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更 ・開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去 ・和式から洋式への便器の取り替え ・その他これらの各工事に付帯して必要な工事			原則1回限りで20万円 ※複数回に分けて20万円を使うことが出来る。 ※引越をした場合や介護の必要の程度が3段階以上上がった場合は再度支給を受けられる。	福祉課	0297-84-6981

NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先(内線)
						要件概要	※地元業者限定	減税措置(固定資産税等)			
488	リフォーム(福祉)	河内町	河内町障害者住宅整備資金貸付条例	S54.8.1	障害者又は障害者と同居する世帯に対し障害者の居住環境を改善するため障害者の専用居室等を増設又は改造(維持補修的なものを除く。以下増設又は改造を「整備」という。)するために必要な経費(以下「資金」という。)の貸付けを行い、障害者の福祉の増進を図る。	身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害者等級が1級又は2級の者 知能指数がおおむね35以下と判断された者 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害者等級が3級のもので、かつ知能指数がおおむね50以下と判定された者 重度の障害者(児)であって、町長が特に認めた者			1,820,000円 年3パーセント資金交付の日の属する月の翌月から起算して10年以内 元利均等による月賦、半年賦又は年賦償還のいずれかによる。繰上償還することを妨げない。	福祉課	0297-84-6981
489	耐震診断	八千代町	木造住宅耐震診断士派遣事業	H23.6.30	建築後の一定期間を経過した木造住宅について、木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う。	①町内の既存木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている戸建て住宅 ②地上階数が2階以下で延床面積が30平方メートル以上のもの ③在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの ④店舗併用住宅等の場合は、床面積の半分以上が住宅として使われているもの その他			自己負担額 1件あたり2,000円	都市建設課	0296-48-1111 (内線2330)
490	耐震改修	八千代町	木造住宅耐震改修費補助金交付事業	H28.4.1	地震による木造住宅の倒壊等の災害を防止するため、耐震改修設計及び耐震改修工事を行う方に対し、補助金を交付する。	①町内の既存木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている戸建て住宅 ②地上階数が2階以下で延床面積が30平方メートル以上のもの ③在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの ④店舗併用住宅等の場合は、床面積の半分以上が住宅として使われているもの ⑤耐震診断における上部構造評点が1.0未満のもの ⑥耐震改修工事により、上部構造評点が0.3以上増加し、かつ1.0以上となるもの その他			耐震改修設計に要する費用の3割 (限度額10万円) 耐震改修工事に要する費用の3割 (限度額30万円)	都市建設課	0296-48-1111 (内線2330)
491	リフォーム(福祉)	八千代町	重度障害者(児)住宅リフォーム助成	H15.4.1	障害者などが自立した生活を送ることができる住環境を整備するためのリフォーム費用の一部を助成する。	①身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの人で、下肢・体幹機能障害の人 ②療育手帳○Aをお持ちの人 ③介護保険法による住宅改修費の支給を受けることができない人 その他			工事費用の4分の3 (限度額55万円)	福祉課	0296-48-1111 (内線1420)
492	住宅取得	八千代町	保留地住宅支援助成金	H24.3.30	保留地の販売促進及び定住促進を図るため、保留地を購入し居住された方、または第三者が購入した保留地に建築された住宅を購入された方に対して助成金を交付する。	①保留地を購入後2年以内に住宅を新築し、自らまたは子が居住すること。 ②第三者が建築した住宅を建築完了後2年以内に購入し、自らまたは子が居住すること。 ③新築された住宅に転入または転居の届出をしていること。 その他			2,000円/㎡ (最大100万円)	都市建設課	0296-48-1111 (内線2330)
493	住宅家賃	八千代町	新婚家庭家賃助成金	H28.4.1	若い世代の結婚希望の実現と本町への定住の促進を図るため、町内の民間賃貸住宅に同居する新婚家庭の方に対し、家賃の一部を助成する。	①平成28年4月1日以降、新たに町内の民間賃貸住宅の契約をし、同居すること。(※社宅、官舎、寮等、2親等以内の親族が所有する住宅は対象外) ②申請日に夫婦とも町内に住所登録があること。 ③申請日前3年以内に婚姻届を提出していること。 ④婚姻時に夫婦とも40歳未満であること。 ⑤夫婦の前年の総所得が730万円未満であること。 ⑥家賃が5万円以上の賃貸契約であること。 その他			月額1万円 (最大36ヶ月間)	まちづくり推進課	0296-48-1111 (内線2330)
494	下水道接続	八千代町	水洗便所改造資金助成	H17.4.1	下水道が使用できる区域内で、下水の処理を開始すべき日(告示日)から3年以内に既設の便所を水洗式に改造する工事を行う方に対し、必要な資金を助成する。	①下水の処理を開始すべき日(告示日)から3年以内に改造工事を行う方 ②処理区域内の自己住居用住宅の既設便所を水洗式に改造する工事を行う方(既設浄化槽を廃止する工事を含む。) ③処理区域内の建築物の占有者は、改造工事について当該建築物の所有者の同意を得ていること その他			1世帯13,000円を限度とし、 貸家・アパートなどは 1世帯7,000円を限度に5世帯まで	上下水道課	0296-48-2238
495	合併浄化槽	八千代町	浄化槽設置整備事業補助金	H14.4.1	公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の改善のために浄化槽を設置される方に対し、補助金を交付する。	①対象施設は、一般住宅に設置する10人槽以下のし尿と生活雑排水を併せて処理できる浄化槽 ②対象区域は、農業集落排水事業区域及び公共下水道事業認可区域を除く区域 その他			5人槽 294,000円 6~7人槽 342,000円 8~10人槽 459,000円 上記工事に伴う既設単独浄化槽の撤去補助 9万円(建築確認が不要な場合のみ)	上下水道課	0296-48-2238
496	生ゴミ	八千代町	生ごみ自家処理機器購入補助金	H13.4.1	全世帯を対象に「生ごみ自家処理機器」の購入費用の一部を補助する。	①対象品は、コンポストまたは電動処理機 ②購入の際、販売店に「生ごみ処理機器販売証明書」の発行を依頼すること。			(コンポスト) 購入価格の2分の1(限度額3,000円) 1世帯2基まで (電動処理機) 購入価格の2分の1(限度額20,000円) 1世帯1基まで	環境対策課	0296-48-1111 (内線2410)
497	定住促進	八千代町	転入者住まい応援助成金	H28.4.1	本町の定住人口の増加を図るため、町内に定住する意思を持って住宅を取得する転入者に対し、助成金を交付する。	①平成29年4月1日以降に本町へ転入し、定住する意思を持って新築または中古住宅を取得すること。 ②住宅が共有名義の場合、共有名義者全員の同意を得ること。 その他			(基本助成金) 新築住宅：30万円 中古住宅：10万円 (加算助成金) 新婚世帯：10万円 子育て世帯：10万円	まちづくり推進課	0296-48-1111 (内線3230)
498	リフォーム(福祉)	五霞町	五霞町重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	H19.9.10	重度障害者(児)の福祉を増進するため、住宅・設備をその障害者に適するように改善する際に要する経費の助成	①又は②のいずれかの要件を満たす五霞町に住所を2年以上有する重度障害者(児)であって、住宅・設備の改善を行う必要があるもの ①身体障害者手帳の所持者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢及び体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)者(児) ②療育手帳の総合判定(A)の知的障害者(児)			412千円	健康福祉課	0280-84-0006 (直通)
499	耐震診断	五霞町	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)	H22.4.1	S56以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅を耐震診断するための経費の一部を助成する制度。	町内にある木造住宅で、所有者が税の滞納をしていないものであり、下記の要件を満たすもの。 ①一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるものに限り。)で、2階以下のもの。 ②昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。 ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。 ③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。(丸太組構法及び型式適合認定によるプレハブ工法等、特殊な工法により建築されているものは対象外) ④過去に町が実施する耐震診断を受けていないこと。			自己負担額 1件当たり2,000円	都市建設課	0280-84-3347 (直通)
500	リフォーム	境町	境町住宅リフォーム助成金	H13.4.1	地元企業の活性化を図り、うるおいのある快適な住環境づくりを支援するため、住宅リフォームにかかる経費の一部を助成する。	自己所有建物の居宅部分にかかるリフォーム工事を町内施工業者が行い、かつ以下すべてに該当する場合。 ①町内に継続して3年以上在住していること。 ②町税を滞納していないこと。 ③工事費が10万円以上であり、年度内に着工し完了すること。 ④この制度を利用したことがないこと。	●		工事支払金額が、 10万円以上100万円未満の場合工事支払金額の8% 100万円以上の場合8万円	まちづくり推進課	0280-81-1341
501	若者・子育て	境町	子育て世帯住宅取得助成金	H28.4.1	人口の増加及び定住促進を図るため、子育て世帯・新婚世帯の住宅取得に係る費用を助成する。	該当する期間に町内に転入した子育て世帯又は新婚世帯のうち、住宅を新築又は購入した世帯で以下すべてに該当する場合。 ①住宅の所有者であること。 ②町税を滞納していないこと。			50万円	地方創生課	0280-81-1309
502	リフォーム(福祉)	境町	障害者リフォーム助成金	H28.4.1	重度の障害者(児)又はその保護者が障害者の居住環境を改善するために必要な経費の一部を助成する。	住宅リフォームに要した費用のうち3/4以内の額で、限度額を600,000円とする。(介護保険法、境町日常生活用具給付事業実施要項適用分の費用を除く。)			60万円	社会福祉課	0280-81-1305



NO	助成区分	市町村名	事業名称	制度開始	事業概要	主な補助対象要件			補助上限	担当課	連絡先（内線）
						要件概要	※地元業者限定	減税措置（固定資産税等）			
503	住宅家賃	境町	民間賃貸住宅家賃助成制度	H31. 4. 1	町外から境町に転入し、新たに町内の民間賃貸住宅の契約をし入居している新婚世帯又は子育て世帯の方に家賃の一部を助成する。	平成31年4月1日以降に町外から転入し、新たに町内の民間賃貸住宅の契約をし入居している方で、以下のすべての要件を満たしている方が対象。 ① 申請時に夫婦ともに対象住宅に住居していること ② 申請時に夫婦ともに40歳未満であること ③ 世帯の年間所得の合計が510万円以下であること ④ 家賃が5万円以上であること ⑤ 家賃及び町税を滞納していないこと ⑥ 他の公的家賃助成制度を受けていないこと			月額15,000円（最大24カ月）	地方創生課	0280-81-1309
504	耐震診断	境町	木造住宅耐震診断士派遣事業	H18. 4. 1	S56以前の耐震基準（旧耐震基準）に基づき建てられた木造住宅に対して耐震診断をするための経費の一部を助成する制度。	町内にある木造住宅で、所有者が税の滞納をしていないものであり、下記の要件を満たすもの。 ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された住宅で、階数が2階以下のもの。 ②在来軸組工法または伝統工法で建築されたもの。（丸太組構造及び型式適合認定によるプレハブ工法等、特殊な工法により建築されているものは対象外） ③過去に町が実施する耐震診断を受けていないこと。			自己負担額 1件当たり2,000円	都市計画課	0280-81-1311
505	リフォーム（福祉）	利根町	利根町重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	H7. 4. 1	重度の障害者（児）の住宅内外における移動を容易にする設備等の整備又は工事、階段、廊下、居室、浴室、トイレ、洗面所、台所等の使用を容易にする設備等の整備又は工事を実施する場合において、工事費（40万円限度）の3/4を助成する。	重度の下肢もしくは体幹機能障害を有する者、重度の知的障害者（児）。			30万円	福祉課	0297-68-2211 （内線122）
506	空き家バンク	利根町	利根町空き家子育て活用促進奨励金	H23. 4. 1	転居又は転入に要する経費20万円を補助	①町空き家バンクを利用して空き家を購入又は賃借したこと ②空き家を購入または賃借し、5年以上居住すること ③中学生以下の子どもと同居していること ④納付すべき町税等の滞納がないこと ⑤自治会等に加入すること			20万円	企画課	0297-68-2211 （内線332）
507	定住促進	利根町	利根町新築マイホーム取得助成金	H27. 4. 1	町内に住宅を新築、建て替え又は建売住宅を購入し、5年以上町内に居住する方に対し、30万円～50万円を助成する。	①平成27年4月1日以降に町内に住宅を新築、建て替え又は建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入して5年以上定住する方 ②取得した住宅の所有権の持分を、2分の1以上有している方 ③自治会等に加入している方 ④納付すべき町税等に滞納がない方			50万円	企画課	0297-68-2211 （内線332）
508	太陽光	利根町	利根町太陽光発電システム設置費補助金	H26. 4. 17	温室効果ガスの削減を図り、低炭素社会作りによる環境保全を推進するため、太陽光発電システムを設置する場合、設置費の一部を助成する。	町内に住所を有する者、又は転入予定者 町内に住宅を所有、又は購入者 発電による余剰電力の買取りに係る契約を締結した者			最大出力1KW当たり2万円を乗じて得た額 限度額10万円	環境対策課	0297-68-2211 （内線244）
509	合併浄化槽	利根町	利根町高度処理型浄化槽設置整備事業	S63. 4. 1	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、環境配慮型浄化槽を設置する場合設置費用の一部を助成する。	下水道事業計画区域外の地域及び下水道工事の整備が、当分見込まれない下水道事業計画内の地域で、環境配慮型浄化槽を設置			茨城県浄化槽設置事業等補助金交付要項に基づく。 本体 5人槽から10人槽 444,000円から1,719,000円 宅内配管工事費 300,000円 単独処理浄化槽撤去費 90,000円	環境対策課	0297-68-2211 （内線244）
510	生ゴミ	利根町	利根町生ゴミ処理機等設置費補助金	H12. 4. 1	家庭から排出される生ゴミの自家処理を促進し、収集生ゴミの減量化を図るため、電気式生ゴミ処理機、生ゴミ処理容器を購入した費用の一部を助成する。	町内に住所を有する者 電気式生ゴミ処理機 1世帯 1基 生ゴミ処理容器 1世帯 2基			購入費用の2分の1（限度額2万円）	環境対策課	0297-68-2211 （内線243）
511	空き家バンク	利根町	利根町空き家リフォーム工事助成金	H23. 4. 1	空き家の維持及び機能向上を目的として行う修繕・模様替え工事等に要する経費の2分の1を補助（上限30万円）	①町空き家バンクを利用して空き家を購入または賃借をして5年以上居住する物件利用者、もしくは空き家を5年以上賃貸する物件所有者であること ②納付すべき町税等に滞納がないこと ③自治会等に加入すること（所有者は除く） ④工事施工業者は、町に住所を有する個人事業者又は利根町内に本店を有する法人であること	●		30万円	企画課	0297-68-2211 （内線332）
512	空き家バンク	利根町	利根町空き家バンク制度	H23. 4. 1	町内の空き家の有効活用を通して、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図ることを目的として、空き家の所有者から提供していた物件情報を町のホームページ等で紹介し、空き家の利用希望者に情報提供する。	-			-	企画課	0297-68-2211 （内線332）